

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

一時保護の第三者評価に関する研究 報告書

平成31年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

第 I 章 調査研究の実施概要	1
1. 実施目的	1
2. 調査研究の全体構成	1
3. 成果の公表方法	1
第 II 章 検討委員会	2
1. 設置目的	2
2. 構成委員	2
3. 開催概要	2
第 III 章 子どもの権利擁護に関する調査① – アンケート調査 –	3
1. アンケート調査の実施概要	3
2. 児童相談所のアンケート調査結果	4
(1) 調査結果の概要	4
(2) 一時保護の概要について	5
(3) 一時保護中の学習保障について	6
(4) 子どもの権利擁護の取組み	11
3. 一時保護所のアンケート調査結果	14
(1) 調査結果の概要	14
(2) 子どもに対する説明について（自由回答）	15
(3) 子どもからの意見や要望・苦情を把握する仕組み	17
(4) 子どもの学習権の保障	26
(5) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応	42
(6) 職員の研修・取組み等について（自由回答）	45
第 IV 章 子どもの権利擁護に関する調査② – ヒアリング調査 –	48
1. ヒアリング調査の実施概要	48
2. ヒアリング結果	49
第 V 章 一時保護における第三者評価基準（案）に関する調査 – アンケート調査 –	60
1. アンケート調査の実施概要	60
2. アンケート調査結果	61
(1) 調査結果の概要	61
(2) 自己評価・第三者評価の実施状況	63
3. 第三者評価基準（案）に関する意見	73
(1) 評価項目の追加、修正、削除に関する意見	73
(2) 「判断基準」、「評価の視点・ポイント」の追加、修正、削除に関する意見	81
(3) 第三者評価基準（案）全体に関する意見（自由回答）	90
(4) 自己評価・第三者評価の方法について	92
(5) 一時保護所における第三者評価の手引き（案）全体について	94
第 VI 章 第三者評価モデル事業	99

1. モデル事業の実施概要.....	99
(1) 実施機関及び実施日.....	99
(2) モデル事業実施の流れ.....	99
2. モデル事業の所感・意見等.....	101
(1) 第三者評価を受審した一時保護所等の感想・意見等.....	101
(2) 評価者の感想・意見等.....	104
第 VII 章 一時保護の第三者評価基準（案）.....	106
第 VIII 章 一時保護の第三者評価に関する調査研究 検討委員会より.....	107
1. 安部計彦委員：一時保護所における第三者評価システム構築に携わって.....	107
2. 坪井節子委員：一時保護における子どもの権利保障とは何か.....	109
3. 藤林武史委員：子ども目線・子ども視点での評価.....	111
4. 茂木健司委員：第三者評価により子どものケアの質を高める政策実現へ.....	113
5. 和田一郎委員：一時保護所 第三者評価を政策推進に活用するために.....	115
第 IX 章 一時保護の第三者評価導入及び一時保護の質の向上に向けて.....	117
1. 第三者評価の導入に向けて.....	117
2. 一時保護の質の向上に向けて.....	118
3. おわりに　－一時保護における子どもの権利擁護とは－.....	119

<資料編> アンケート調査票

1. 子どもの権利擁護に関する調査 調査票（児童相談所向け）
2. 子どもの権利擁護に関する調査 調査票（一時保護所向け）
3. 一時保護における第三者評価基準（案）に関する調査票

<別 冊> 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）

- ・ 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）
- ・ 取組み事例集
- ・ 子どもへのアンケート（例）
- ・ 評価結果とりまとめシート（例）

第I章 調査研究の実施概要

1. 実施目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子どもの権利が主体であることが明記され、児童相談所が行う一時保護においても、子どもの権利擁護を図るための取組みが必要であることから、第三者評価の実施が求められている。また、厚生労働省では平成 29 年度より、一時保護所における第三者評価の受審費用を創設し、一時保護所における質の確保・向上を図っている。

しかしながら、昨年度実施した全国の一時保護所のアンケート調査によると、一時保護所の第三者評価を実施しているのは 2 自治体、また、自己評価においても 6 自治体にとどまっている状況である。

本事業は、一時保護所の第三者評価実施に向け、平成 29 年度に作成した第三者評価基準（案）を活用して、モデル的な評価を実施し、その結果ならびに意見等を反映した第三者評価基準（案）ならびに実施方法（案）を作成するとともに、実施に向けた課題等の取りまとめを行うことを目的とする。

2. 調査研究の全体構成

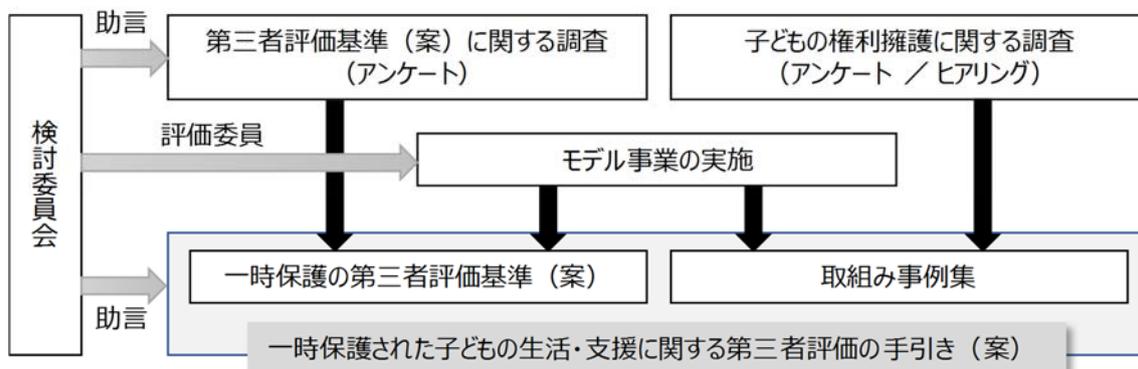
本調査研究の全体構成は以下のとおりである。

一時保護所及び児童相談所へのアンケート調査・ヒアリング調査及び 4 箇所の一時保護所での第三者評価のモデル事業を実施し、第三者評価基準（案）の見直しや第三者評価の実施に当たっての留意点等について整理し、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」としてとりまとめた。

また、同調査を通じ、子どもの権利擁護に関する取組み事例の把握を行い、同手引き（案）に取組み事例集として掲載している。

なお、本事業の実施にあたっては、有識者からなる検討委員会を設置し、調査研究全般にわたっての助言を得ており、2 箇所のモデル事業において実際に評価者として第三者評価を行っていただいた。

図表 1 本調査研究の全体構成



3. 成果の公表方法

本調査研究の結果については、弊社のホームページにおいて公表するとともに、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」については全国の一時保護所に配付した。

第II章 検討委員会

1. 設置目的

調査の進め方や内容、本事業におけるモデル事業実施についての助言を得るため、有識者 5 名からなる検討委員会を設置した。

2. 構成委員

検討委員会の構成委員は、以下のとおり。

図表 2 検討委員会構成委員

◎ 安部 計彦	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
坪井 節子	社会福祉法人カリヨン子どもセンター 理事長 弁護士
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター えがお館 所長
茂木 健司	群馬医療福祉大学 社会福祉学部 専任講師
和田 一郎	花園大学 社会福祉学部 児童福祉学科 准教授

◎座長

3. 開催概要

検討委員会の開催概要は、以下のとおり。

図表 3 検討委員会の開催概要

回	開催日時	主な検討内容
第1回	2018年7月30日(月)	(1) 事業実施概要について (2) モデル事業の実施方法(案)について (3) 子どもの権利擁護に関する調査について
第2回	2018年11月21日(水)	(1) 子どもの権利擁護に関する取組みの調査について (2) モデル事業の第三者評価について
第3回	2019年2月4日(月)	(1) 子どもの権利擁護に関する取組みの調査について (2) モデル事業の第三者評価について (3) 一時保護の第三者評価のあり方について
第4回	2019年3月18日(月)	(1) 報告書の構成について (2) 一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引きについて (3) 第三者評価の実施及び 一時保護の質の向上に向けた提案について (4) 検討委員会からの寄稿について

第III章 子どもの権利擁護に関する調査① –アンケート調査–

1. アンケート調査の実施概要

一時保護所における子どもの権利擁護に関する取組み状況について把握するため、全国の児童相談所および一時保護所にアンケート調査を実施した。

◆調査期間

平成 30 年 10 月 11 日（木）～10 月 31 日（水）

◆調査方法

全国の児童相談所および一時保護所に郵送配布・郵送回収

◆回収状況

	児童相談所	一時保護所
配布数	212 件	137 件
有効回答数	158 件	105 件
回収率	74.5%	76.6%

2. 児童相談所のアンケート調査結果

(1) 調査結果の概要

<一時保護の概要>

- ・ 一時保護所を決める際の方針として、一時保護所を設置している児童相談所は、87%が「基本的に併設の一時保護所を選ぶ」と回答した。一時保護所を併設していない児童相談所では、その他を除いて、「空いている一時保護所を探す」が22.8%と最も高くなっている。

<一時保護中の学習保障>

- ・ 学齢期の子どもに対する学習保障の考え方については、「子どもの安全を優先に、すべての子どもは一時保護所内での学習としている」という回答が最も高く67.1%となった。
- ・ 一時保護委託も含めると、通園・通学できた子どもがいる児童相談所は65.2%となった。
- ・ 一時保護委託された子どもの中で、通園・通学できた子どもの状況をみると、年齢は「6～11歳」、性別は「女性」、委託先は「児童養護施設」の割合が高くなっている。一時保護日数については、「1か月未満」が最も高く48.0%となっていた。

<子どもの権利擁護の取組み>

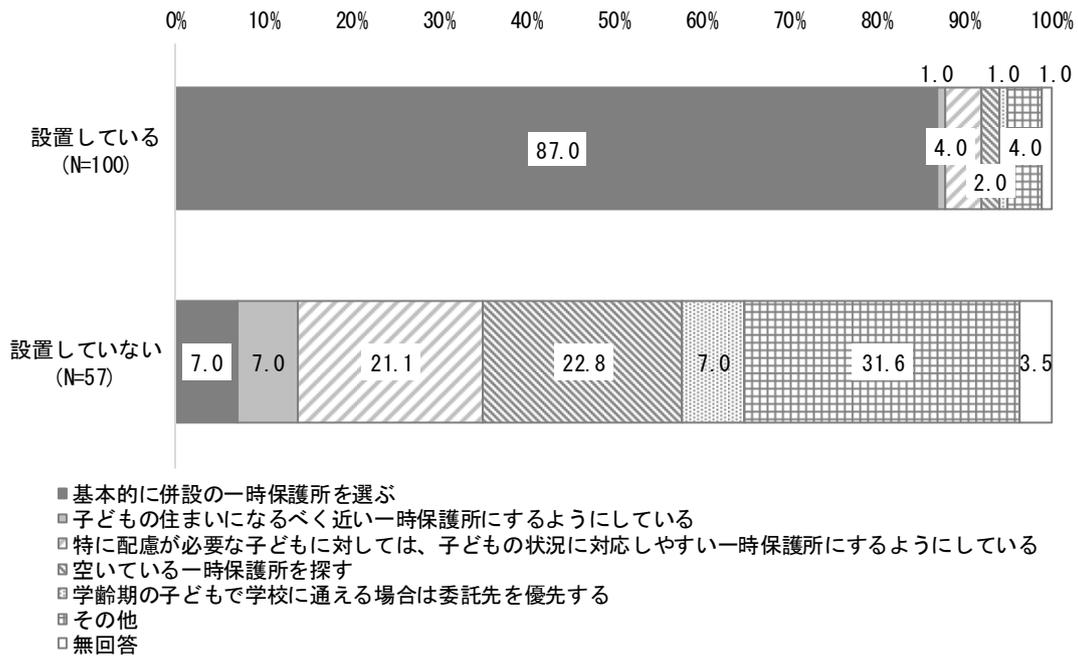
- ・ 「一時保護所は、第三者評価機関による評価を実施している」と回答した児童相談所は、9.5%であった。

(2) 一時保護の概要について

① 一時保護所を決める際の方針

一時保護所を設置している児童相談所は、87%が「基本的に併設の一時保護所を選ぶ」と回答した。一方、一時保護所を併設していない児童相談所では、その他を除いて、「空いている一時保護所を探す」が22.8%と最も高くなっている。その他としては、県内に1か所しかないのそこを選ぶ、保護に至る状況や子どもの状況などケースによって判断するなどが挙げられた。

図表 4 一時保護所を決める際の方針（一時保護所の設置有無別）(N=158)

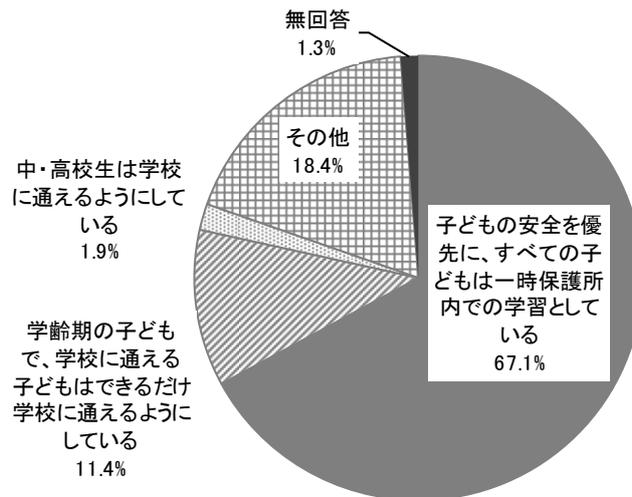


(3) 一時保護中の学習保障について

① 学齢期の子どもに対する学習保障の考え方

「子どもの安全を優先に、すべての子どもは一時保護所内での学習としている」という回答が最も高く67.1%、次いで、「学齢期の子どもで、学校に通える子どもはできるだけ学校に通えるようにしている」が11.4%であった。その他としては、個別に判断している、高校生はなるべく通学できるようにしている、修学旅行など特別な行事の場合は配慮している、一時保護委託先から通学させているなどであった。

図表 5 学齢期の子どもに対する学習保障の考え方 (N=158)

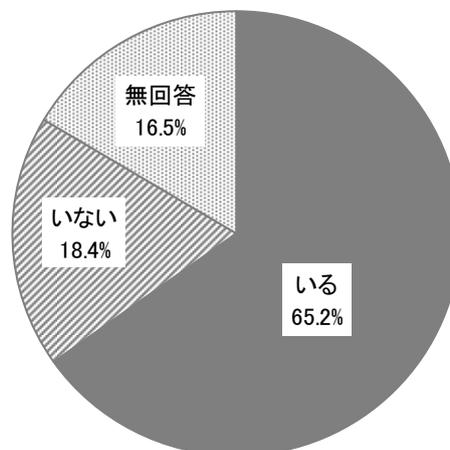


② 一時保護した子ども、一時保護委託をした子どもの通園・通学状況

(ア) 通園・通学できた子どもの有無（※一時保護所、一時保護委託を含む）

通園・通学できた子どもがいる児童相談所は、65.2%、いない児童相談所は18.4%であった。

図表 6 通園・通学できた子どもの有無 (N=158)



(イ) 一時保護委託した学齡児の中で、通園・通学できた子どもの状況（平成 29 年度中）

●年齢・性別

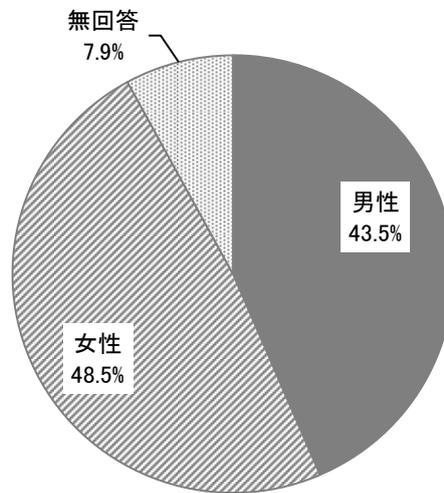
通園・通学できた子どもの年齢は平均で 12 歳、性別では「男性」が 43.5%、「女性」が 48.5%であった。性別・年齢別にみると、男性・女性ともに、「6～11 歳」の割合が最も高く、男性は 48.8%、女性は 39.3%であった。

図表 7 一時保護委託で通園・通学できた子どもの年齢（N=781）

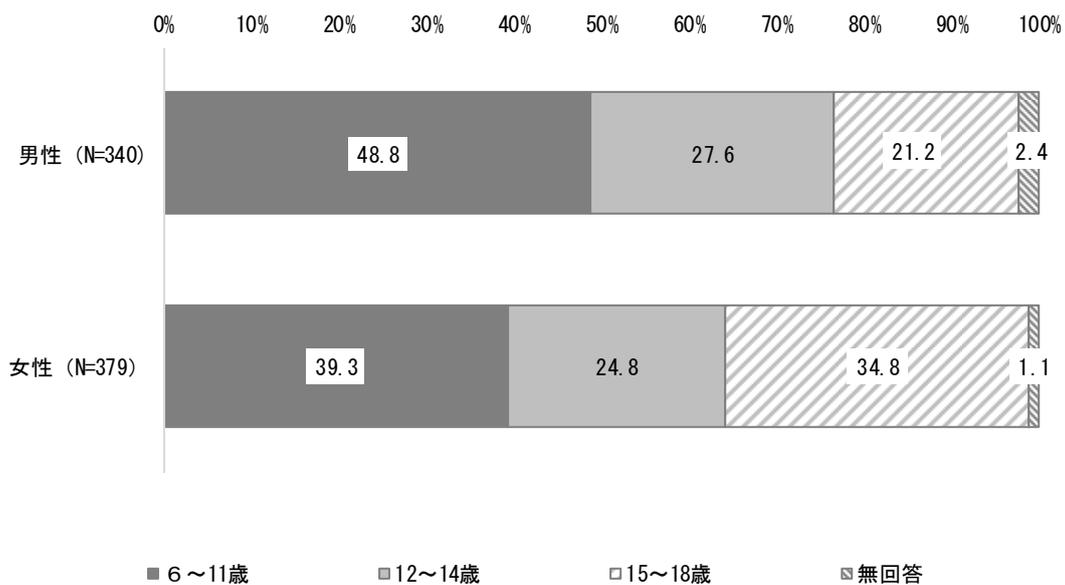
	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
合計	715	11.94	3.29	18	6

※回答数は無回答を除く

図表 8 一時保護委託で通園・通学できた子どもの性別（N=781）



図表 9 一時保護委託で通園・通学できた子どもの性別・年齢別



●委託先

委託先は、「児童養護施設」が最も高く、46.5%、次いで、「里親」が 22.8%であった。年齢別にみると、6～11歳、12～14歳は、「児童養護施設」の割合が最も高いが、15～18歳では「児童養護施設」と「里親」の割合が高くなっている。

図表 10 一時保護委託で通園・通学できた子どもの年齢別委託先（複数回答）

(%)

	警察	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設
全体 (N=781)	0.1	46.5	0.0	2.4	1.7	9.0	5.9
6～11歳 (N=319)	0.0	61.4	0.0	0.9	2.8	7.8	2.8
12～14歳 (N=189)	0.0	48.1	0.0	6.3	2.1	10.1	3.7
15～18歳 (N=207)	0.5	31.4	0.0	1.9	0.0	12.6	14.5

(%)

	里親	医療機関	民間団体 (NPO 法人等)	その他	無回答
全体 (N=781)	22.8	0.9	0.3	4.0	7.3
6～11歳 (N=319)	21.0	0.3	0.0	2.8	0.6
12～14歳 (N=189)	23.8	2.1	0.5	4.2	0.5
15～18歳 (N=207)	31.4	1.0	0.5	6.8	0.0

●一時保護日数

一時保護日数は、平均値が60.13日であった。期間別にみると、「1か月未満」が最も高く48.0%、次いで、「1～2か月未満」が17.4%であった。

年齢別にみると、15～18歳では、一時保護期間が2か月未満で通園・通学している割合が高くなっている。委託先別でみると、里親では1か月未満で通園・通学している割合が高くなっている。

図表 11 一時保護委託で通園・通学できた子どもの一時保護日数 (N=781)

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
合計	727	60.13	82.51	565	1

※回答数は無回答を除く

図表 12 一時保護委託で通園・通学できた子どもの年齢別一時保護日数

(%)

	1か月未満	1～2か月 未満	2～3か月 未満	3～4か月 未満	4～5か月 未満	5か月以上	無回答
全体 (N=781)	48.0	17.4	9.5	4.1	3.2	10.9	6.9
6～11歳 (N=319)	53.6	16.6	11.9	4.4	3.1	10.3	0.0
12～14歳 (N=189)	48.7	16.4	11.1	4.8	4.2	14.8	0.0
15～18歳 (N=207)	51.2	25.1	5.3	4.3	2.9	11.1	0.0

図表 13 一時保護委託で通園・通学できた子どもの委託先別一時保護日数

(%)

	1か月未満	1～2か月 未満	2～3か月 未満	3～4か月 未満	4～5か月 未満	5か月以上	無回答
全体 (N=781)	48.0	17.4	9.5	4.1	3.2	10.9	6.9
警察 (N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設 (N=363)	53.7	16.8	11.0	3.3	4.1	11.0	0.0
乳児院 (N=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童自立支援 施設 (N=19)	36.8	0.0	0.0	10.5	10.5	42.1	0.0
児童心理治療 施設 (N=13)	15.4	7.7	7.7	0.0	7.7	61.5	0.0
障害児関係施設 (N=70)	34.3	28.6	12.9	7.1	1.4	15.7	0.0
その他施設 (N=46)	41.3	17.4	8.7	6.5	4.3	21.7	0.0
里親 (N=178)	62.4	23.0	5.6	3.9	2.8	2.2	0.0
医療機関 (N=7)	14.3	14.3	42.9	0.0	14.3	14.3	0.0
民間団体 (NPO 法人等) (N=2)	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
その他 (N=31)	45.2	22.6	16.1	9.7	0.0	6.5	0.0

③ 一時保護所内で子どもがよりよい教育を受けられるようにするために、必要なことや支援（自由回答）

一時保護所内で子どもがよりよい教育を受けられるようにするために、必要なことや支援について聞いたところ、以下の意見が挙げられた。

<学習指導員・ボランティアの配置>

- ・ 学習ボランティア、外部講師の活用
- ・ 学習塾への委託、学習塾講師の派遣
- ・ 教育委員会からの職員の派遣
- ・ 教員免許を所持する常勤の専門職員の配置
- ・ 各種別教員の配置(小学校・中学校・高等学校・特別支援教育)
- ・ 子どもの能力や発達特性に応じて個別対応ができる職員体制
- ・ 人員配置・県負担が生じると予算確保が困難なので国の 10 割負担を希望

<教材の充実>

- ・ 発達障害、知的障害等の児童に対する教材の配置
- ・ 道徳教育の社会教育を充実
- ・ 個々の学力に応じた学習可能なタブレットの配置、映像授業、インターネットの活用
- ・ 教材予算の充実

<学習環境の充実>

- ・ 年齢ごとに学習できるスペースの確保
- ・ 学習ができる場所、個別学習用の小部屋を 2 つ以上作ってほしい
- ・ 教員専用の準備室が必要

<在籍校との連携>

- ・ 学習理解度、学習課題についての情報共有
- ・ 担任との面談や学校プリント等をもって学習する
- ・ 在籍校教員の補習訪問
- ・ ネット等活用したより密な児童との面談
- ・ 定期テストを保護所で受けられるようにする
- ・ 在籍校への送迎等の登校支援

<進学・進路支援>

- ・ 進学・就職を控えた児童への支援
- ・ 就職指導相談に関する人員などの配置や専門家の派遣

<一時保護所の分校化>

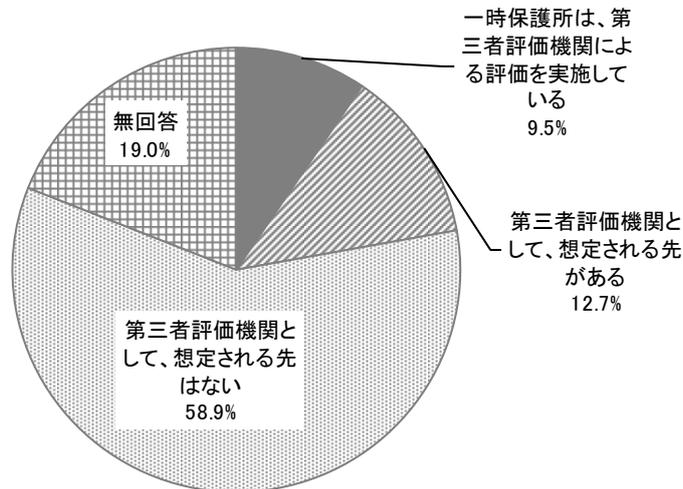
- ・ 保護所の学習室を分校の扱いにし、登校扱いとしてもらう

(4) 子どもの権利擁護の取組み

① 第三者評価の実施状況、第三者評価機関の有無

第三者評価の実施状況については、「第三者評価機関として、想定される先はない」という回答が最も高く、58.9%、次いで、「第三者評価機関として想定される先がある」が 12.7%であった。「一時保護所は、第三者評価機関による評価を実施している」と回答したのは 9.5%であった。

図表 14 第三者評価の実施状況・第三者評価機関の有無 (N=158)



② 評価委託先（自由回答）

評価委託先を聞いたところ、下記の委託先が挙げられた。

<児童福祉審議会等>

- ・ 自治体の審議会委員
- ・ 児童福祉分科会児童支援里親部会
- ・ 児童福祉等専門分科会子ども虐待検証部会
- ・ 児童養護施設等の子どもの権利擁護部会

<第三者評価機関>

- ・ 福祉サービス第三者評価機関

<有識者等>

- ・ 一時保護所外部評価委員会（外部有識者に委託）
- ・ 大学教授
- ・ 個人委託

③ 想定される評価委託先（自由回答）

想定される評価委託先を聞いたところ、下記の委託先が挙げられた。

<児童福祉審議会等>

- ・ 児童福祉審議会
- ・ 処遇検討部会の活用
- ・ 児童相談所内にある既存の処遇を審査する委員会

<第三者評価機関>

- ・ 県で認証されている福祉サービス第三者評価機関
- ・ 現在、県内児童保護施設を評価している第三者評価機関
- ・ NPO 法人
- ・ 県社会福祉協議会

<有識者等>

- ・ 弁護士、大学教授や児童福祉関係者などの有識者による第三者評価機関を構成
- ・ 子どもサポート弁護団

④ 児童相談所で一時保護された子どもの権利のために工夫していること（自由回答）

一時保護された子どもの権利のために工夫していることを聞いたところ、以下の意見が挙げられた。

<権利ノートやしおりの作成・配布>

- ・ 「児童権利ノート」を作成し、それに基づき児童に対し説明している
- ・ 「一時保護のしおり」及び「児童権利ノート」を用いて、生活や子どもの権利について説明している
- ・ 苦情（困ったことや嫌なこと）があった場合の対応については、相談者や受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員がいることを入所時に文書で見せて説明している

<意見箱の設置>

- ・ 自由な意見表明ができるよう「意見箱」設置している

<アンケートの実施>

- ・ 2か月に1回の頻度で、入所児童にアンケートを実施し、1週間を目安にフィードバックを実施

<子どもによる会議の実施>

- ・ 定期的に子どもの自治会を開催している

<アドボカシーの導入・弁護士の紹介>

- ・ 試行的に子どもアドボカシーに取り組んでいる
- ・ 弁護士が中学生以上の子どもの話を聞くための取り組みをしている
- ・ 触法少年などに弁護士を紹介している

<子どもの外出・行事を増やす>

- ・ 自由な外出は許可できないため、職員同行で外出や年間行事をできる限り多く実施している
- ・ 行事を充実させ、子どもたちの保護所での生活に良い刺激を与える

<暴力の防止に向けて>

- ・ 暴力を受ける・目撃するなどしていないか、子どもに定期的に聞き取りを実施している
- ・ 「安心・安全のための心理教育パンフレット」を作成し、境界線のワークを実施している

<職員の研修>

- ・ 転入職員に対し、年度当初にオリエンテーションしている
- ・ 他の一時保護所での研修やOJTを通じ、職員の意識向上に努めている
- ・ 非暴力の具体を「機中八策」で共有の言語化するなど、こどもへの適切な対応の仕方、考え方を研修等で共通理解し取り組んでいる
- ・ アドボケート養成研修へ参加している
- ・ 全職員参加の施設内虐待防止研修会を実施している
- ・ 年2回「人権チェックシート」により全職員が人権意識を確認し振り返りをする

- ・ 人権部会を立ち上げ、グループ討議を実施している

<職員向け権利擁護のマニュアル・ハンドブックの作成>

- ・ 平成 29 年より子どもの権利擁護マニュアルを策定し、職員研修の実施、苦情解決制度の運営などを行っている
- ・ 職員ハンドブックを作成し、各種の倫理規定を参考として一時保護所の職員に提供している

<第三者委員等の関与>

- ・ 子どもの権利擁護の基本的な視点として、開かれた組織運営に努め、第三者委員が関与するよう透明性を高めている
- ・ 県の子どもの権利擁護部会調査チームによる児童と職員への聴取を受けた
- ・ 苦情解決制度による第三者委員を委嘱している

3. 一時保護所のアンケート調査結果

(1) 調査結果の概要

<子どもからの意見や要望・苦情を把握する仕組み>

- ・ 児童へのアンケートについては、「定期的を実施している」が 34.3%、「不定期に実施している」が 10.5%となっており、約 45%がアンケートを実施していた。
- ・ 意見箱については、「設置している」一時保護所の割合の方が高く、67.6%であった。意見箱を設置している一時保護所の中で、意見数については、10 件未満が最も高く 64.8%となっていた。
- ・ 子ども会議については、「実施している」一時保護所は 16.2%にとどまっており、大半の一時保護所は実施していない結果となった。
- ・ アドボケイトを利用できる仕組みについて、「ある」と回答した一時保護所は 7.6%であった。

<子どもの学習権の保障>

- ・ 一時保護所の中で、通園・通学できた子どもの人数の平均値は、1.26 人であった。また、通園・通学できた子どもが「0 人」だった一時保護所の割合は 60%であり、一時保護所から通園・通学できた子どもが少ない状況が伺えた。
- ・ 通園・通学できた子どもの状況をみると、年齢では「15～18 歳」、性別では「女性」で割合が高くなっていた。通園・通学できた理由としては、学校への送迎が可能であった、在籍校が近い、単独で通学が可能であったなどが挙げられた。
- ・ 一時保護所内での学習指導を行う人について、教育委員会から派遣された現役教員が「いる」と回答した一時保護所は 17.1%にとどまった。
- ・ 教育委員会から派遣された現役教員を含めて、学習指導員が「いる」と回答した一時保護所は 80.0%であった。学習指導員を配置している一時保護所のうち、常勤職員を配置しているのは 14.3%であり、常勤職員を配置できている一時保護所が少ないことが伺えた。また、学習指導員の保有資格をみると、「中学校」の免許保有者の割合が高く、教科別では、「保健体育」の免許保有者の割合が最も高くなっていた。

<特別な配慮を必要とする子どもへの対応>

- ・ 文化、慣習、宗教等が異なる子どもへの対応について、「受入れた経験があり、対応を行った」割合は 36.2%、一方で、「受入れることは難しい」が 25.7%であった。
- ・ LGBT 等配慮が必要な子どもへの対応について、「受入れた経験があり、対応を行った」割合は 29.5%、一方で、「受入れることは難しい」が 27.6%であった。
- ・ 妊娠している子どもへの対応について、「受入れた経験があり、対応を行った」割合は 39.0%、「受け入れることは難しい」も 39.0%であった。

(2) 子どもに対する説明について（自由回答）

① 一時保護所に入所する際、一時保護の理由や目的についての説明方法・工夫している点

一時保護所に入所する際に、一時保護の理由や目的についての説明方法や工夫していることを聞いたところ、以下の回答が挙げられた。

<担当児童福祉司の説明後、再度確認・説明>

- ・ 受け入れを担当した児童福祉司が口頭にて説明を行った上で、一時保護所の職員が児童自身の理解を確認し、再度説明している

<しおり・パンフレット等を利用して説明>

- ・ しおりを作成し、手渡して読み聞かせている
- ・ イラスト入りの子ども向けのしおりを作成している
- ・ 年齢別にしおりを作成し、活用している
- ・ 「入所のしおり」は高学年用と低学年用に分けており、低学年用はすべてひらがなで記載。幼児は「入所のしおり」は渡さず、日課についての流れが分かるように絵で表現した紙をラミネートし、児童と一緒に確認している
- ・ 一時保護所の写真やホワイトボードを使って説明している

<子どもの特性などに合わせた分かりやすい表現で説明>

- ・ 年齢や理解度に応じて丁寧に説明している
- ・ 児童の年齢等に応じて「分かりやすさ」と「安心感が伝わる内容」というポイントに重点を置き説明している
- ・ 日本語の理解が十分ではない児童に関しては、簡単な英語で説明したり、絵や図など描きながら説明したりするなどした

<子どもの言葉で表現してもらおう>

- ・ 入所面接時に学童以上の子は質問紙に一時保護の目的やどのようにになったらよいかを記入してもらっている
- ・ 幼児、学齢児にそれぞれ聞き取り表を作っている。学齢児用には漢字全てにルビをふって自分で読んで書けるようにしている

② 生活の説明や子どもの権利についての説明方法・工夫している点

一時保護所に入所する際に、生活の説明や子どもの権利についての説明方法・工夫していることを聞いたところ、以下の回答が挙げられた。

<権利ノート・冊子等を使って説明>

- ・ 権利ノートを用いて幼児などにはわかりやすい言葉を遣い、理解を確認しながら説明している
- ・ 子どもに入所の手引き（学童男子、学童女子、幼児版）を渡し、児童と内容を一緒に確認している
- ・ 低学年向けと高学年以上の冊子を使って説明している。使用する冊子は文字を大きく、ふりがなを打ち、イラストを入れるなど配慮している
- ・ 個別にゆっくりわかりやすく丁寧に説明している
- ・ イラストや写真が入ったリーフレットで説明
- ・ 子どもの年齢や理解力等に応じて絵カード等を活用して丁寧に説明している
- ・ 日課については、多国語（4か国語）版を準備している

- ・ ルールの重要な部分については書写をさせ理解してもらってからほかの児童と合流させる
- <冊子やルール等について掲示>
- ・ いつでも見られる場所にイラスト入りで権利を説明した冊子を置いている
 - ・ 子どもたちがいつでも確認できるよう、一時保護所での生活の流れやルールについて中学生の部屋に掲示している
 - ・ 小学生、中学生が日中過ごす多目的室に生活の流れを掲示している
- <意見表明の方法を伝える>
- ・ 子どもの権利と合わせて、苦情処理の仕組みも説明
 - ・ 困ったことはいつでも一時保護所の職員に相談して構わないことや職員に話にくいことは担当の心理職員に相談できること、また所内に意見箱を設置しておりいつでも意見や相談ができるようにしていることを入所時に必ず教えている
 - ・ 意見箱については、意見箱を使いたいと思った時から投函するまでの流れについてイラスト付きの説明文をラミネートしている
- <定期的に説明の場を用意>
- ・ 月に1回児童全体に対して、子どもの権利について説明している

③ 子どもの一時保護解除にあたっての説明方法・対応方法

一時保護解除にあたっての説明方法・対応方法について聞いたところ、以下の回答が挙げられた。

<退所後の施設等を見学>

- ・ 入所施設によっては事前見学や体験入所を行う事もある
- ・ 退所後の施設・里親等について、丁寧に説明した上で受入施設職員・里親との面接・見学、転校元や転校先の教員との面接を行う

<子どもの不安を聞く>

- ・ 基本的には児相の福祉司から説明、保護所では不安を聞き取りフォローする

<退所後の連絡先について説明>

- ・ 担当福祉司より「子どもたちへの大切なお知らせ」というリーフレットを使い、虐待や連絡先について説明
- ・ 24時間子ども相談ホットラインのカードを手交している
- ・ SOS先を選定し、子どもにSOSの出し方・タイミングを伝える

<退所後、初回面接日を設定>

- ・ 退所後、初回面接日時を伝える

<支援体制をつくる・伝える>

- ・ 要対協の個別ケース検討会を開き、地域の支援体制も作っている
- ・ 在宅に戻る時は親・学校・支援者などどのような安全プランを立てているか説明を行う
- ・ 相談できる場所や避難先を伝え、家庭に帰った後の行動を話し合う

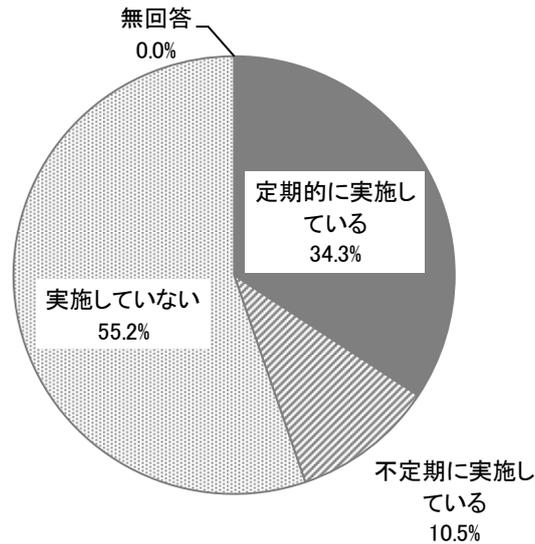
(3) 子どもからの意見や要望・苦情を把握する仕組み

① 児童へのアンケートについて

(ア) 実施について

児童へのアンケートについて、「実施していない」が最も高く 55.2%であった。「定期的実施している」が 34.3%、「不定期に実施している」が、10.5%であった。

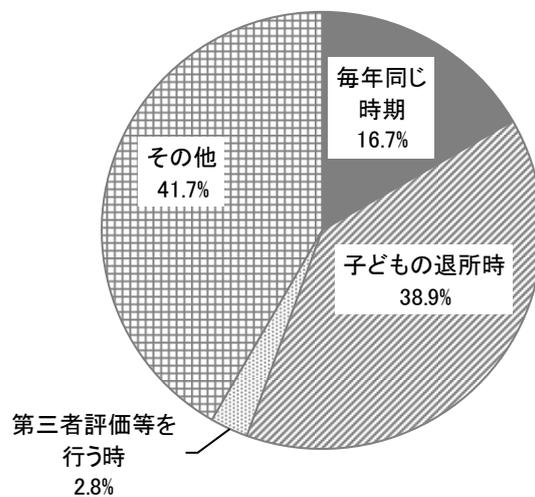
図表 15 児童アンケートの実施状況 (N=105)



(イ) 実施時期について

実施時期については、その他を除くと、「子どもの退所時」が最も高く 38.9%、次いで、「毎年同じ時期」が 16.7%であった。その他としては、入所してから2週間後または1か月後、子ども会議で実施、毎週実施などであった。

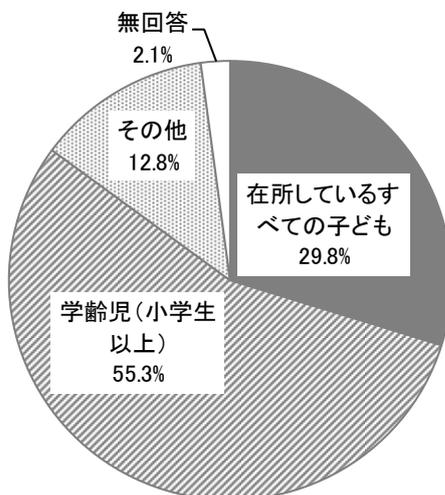
図表 16 児童アンケートの実施時期 (N=36)



(ウ) アンケートの対象について

対象は、「学齢時（小学生以上）」が 55.3%と最も高く、次いで、「在所しているすべての子ども」が 29.8%であった。

図表 17 児童アンケートの対象（N=47）



(エ) 対応事例について（自由回答）

アンケートを実施して具体的に対応した事例について聞いたところ、下記の事例が挙げられた。

<リクエストへの対応>

- ・ 給食、勉強、活動（創作・野外活動・スポーツ）へのリクエストに対応
- ・ 遊具・玩具について、CD・DVD 視聴、給食メニューの希望に対応
- ・ 図書等の充実
- ・ アンケート結果を調理委託業者に伝え、献立に活用してもらっている。一番数の多かったメニューをリクエスト給食として、2 か月に 1 度昼食のメニューで提供している
- ・ 所外活動が最も楽しいという意見が多かったため、所外活動での行先の充実化を図っている

<職員間で共有・対応>

- ・ 暴力問題については、安全委員会方式に準じた対応（所長からの厳重注意等）を行っている
- ・ 退所後アンケートを実施後、児童保護課長が苦情受付者としてアンケート内容をまとめ、保護課内職員の内部牽制を図り子どもの権利擁護に努める援助を構築している。また生活の見直し等を定期的な課会議で行い、第三者委員会に年度ごとに報告している
- ・ 職員によってルールのお伝え方が違うとの子どもの声を受け、職員間で話し合いルールの整理と職員のルールのとらえ方の統一を図った

<苦情解決委員会の開催>

- ・ 特に重篤な事案についてはセンター長を交えた苦情解決委員会を開催することとしている

<子どもとの面談>

- ・ 親との交流、家に帰りたい希望に対して担当職員との面接を増やし、気持ちを受け止め具体的な方法を検

<子どもへの指導>

- ・ 特定の児童がいじめられている場合に、いじめた児童を把握し、その児童に対し指導を行った

- ・ 他の入所児がうるさいとの意見があったので、全体的に注意した
- ・ 生活面での苦情などについては今週の目標として（例えば洗面所をきれいに使用する、トイレのスリッパをそろえるなど）みんなで守ったり気を付けていこう投げかけている

<子ども会議での共有>

- ・ 子ども会議等で意見を聞き改善

<結果の掲載>

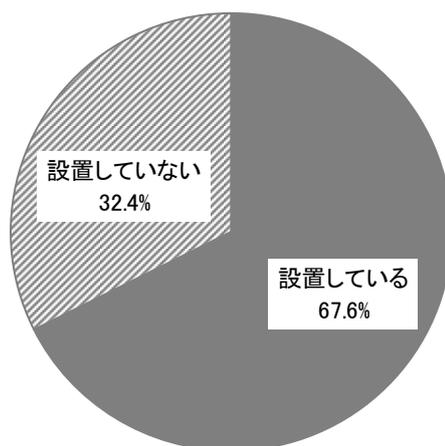
- ・ 結果をデイルームに掲示している
- ・ 全体的に回答できるものはプレイルームに掲示している
- ・ 全体にかかわる事柄(全体に公表して差し支えないもの) については、一時保護所長名での回答を男女各居室に掲示している

② 意見箱について

(ア) 設置について

意見箱を「設置している」と回答したのは 67.6%、「設置していない」と回答したのは 32.4%であった。

図表 18 意見箱の設置状況 (N=105)



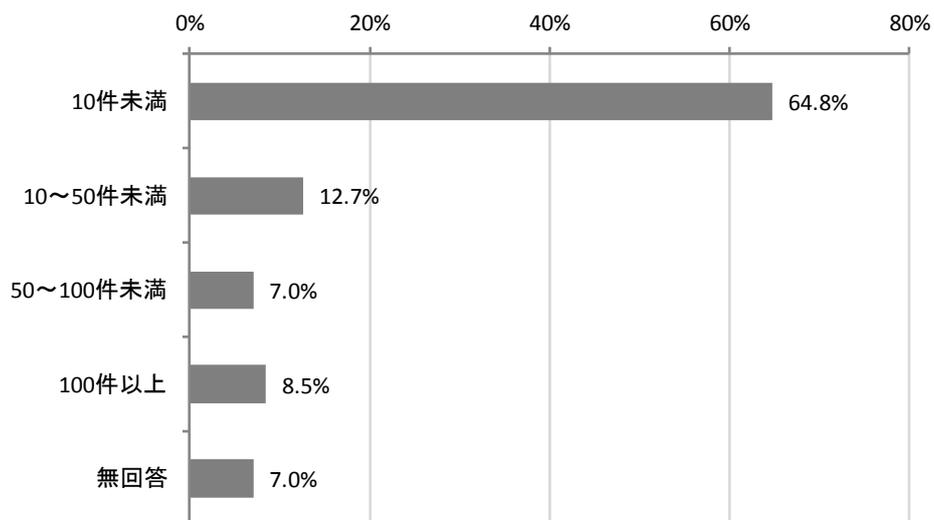
(イ) 意見数、対応事例

意見数は、平均値が25.71件であった。「10件未満」が最も高く64.8%、次いで「10～50件未満」が12.7%であった。

図表 19 意見数 (N=71)

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
合計	66	25.71	60.29	329	0

※回答数は無回答を除く



●意見を出すために工夫していること（自由回答）

意見を出すために工夫していることを聞いたところ、下記の回答が挙げられた。

<入所時等に説明・しおりへの掲載>

- ・ 入所の際に意見箱や苦情用紙について説明
- ・ 随時権利に関する授業を行い説明している
- ・ 入所の際に子どもに渡している日課等を記したプリントに意見箱についても記載している

<配置場所の工夫>

- ・ プレイルーム内に設置
- ・ 入所時の目につきやすい場所に設置
- ・ 他者の目につきにくい場所にしている
- ・ 学習室に設置。他児や職員に見られることなく投函できるようプライバシーが守られるよう配慮している
- ・ 一時保護所内に児童が担当 CW と面接を行う別等の面接室の入り口付近にも意見箱を設置
- ・ 複数箇所に設置している
- ・ 廊下だと他児に見られ出しにくいと思うのでトイレに設置している
- ・ 事務所のカウンターの目につきやすい場所に設置している

<記入方法の工夫>

- ・ 個別に記入できるよう個室で記入をさせている

- ・ 児童に意見を書く紙を渡しており、自分たちのロッカーの中に入れてある
- ・ 日記のファイル内に用紙を備え、周囲に気づかれないよう記述できるよう配慮

<意見箱の表示・用紙等の設置>

- ・ 好きな時に記入できるように意見箱のそばに用紙を数枚用意している
- ・ 意見箱の目的と投函の仕方を表示している
- ・ 鉛筆、紙を自由に使えるようにする

<意見箱に意見を入れるよう声掛け>

- ・ 一時保護所の職員では解決できないような問題の場合は意見箱の利用をアドバイスしている
- ・ 不満・意見があった場合、都度意見箱の利用を促し、子どもの権利について説明する
- ・ 意見箱の周知を定期的に行う
- ・ 週1回行うこども会議で、意見箱の存在を話す
- ・ 日課プログラムの中で定期的に権利擁護について伝えるようにしている

●対応事例（自由回答）

意見箱の意見に対応した事例を聞いたところ、下記の事例が挙げられた。

<リクエストへの対応>

- ・ 給食メニューの希望を栄養士、厨房に伝えた
- ・ 児童が使用する玩具、図書などの物品について、児童の意見について検討し、希望物品を購入
- ・ 所内内履きサンダルの改善
- ・ 運動場及び体育館の余暇時間における使用について、女子児童から女子が少なすぎるとの意見があったため時間配分を変更した
- ・ 女子児童からトイレ使用時に回りが気になるとの意見があったため「音姫」を設置

<職員への指導>

- ・ 一時保護所職員の対応について苦情があったため、職員に事実確認を行い、児童の気持ちを理解して適切な指導を行うよう、担当部長から指導した
- ・ 職員から暴言を受けたとの訴えがあり、児相長が当該児童と近くにいた児童及び職員からそれぞれ事情を聴取し、暴言が出やすい状況だったことを確認して、結果を当該児童に説明した
- ・ 指導員の対応に関する意見や苦情が寄せられたため、状況を確認の上、今後の指導・援助方法の改善を図るよう指導員に周知した
- ・ 職員の大きな声が怖いという意見があったため、管理職が当該児童と面接しその職員からも話を聴取し、最終的に当該児童に対して大きな声を出した訳ではないが怖い思いをさせたことを職員より児童に謝罪した

<担当福祉司等への共有・面談>

- ・ 「早く家に帰りたい」という意見があり、担当福祉司・心理士に共通把握してもらい、本児と担当で話をし、今後に向けての対応策を作った
- ・ 一時保護が長期化する児童から「職員が話をしてくれない」という意見があり、担当福祉司に毎日短時間でも面接を設定するように対応した

<子どもとの面談>

- ・ 意見や苦情が出されたら、児童と面接し詳しい内容や要望について確認し、対応
- ・ 地域の祭りに出たいという意見が出たので課長が面接。子どもの思いを受け止めつつ、外出が認め

られない状況であることを丁寧に説明した
 <子どもと職員が話し合う場を設定>

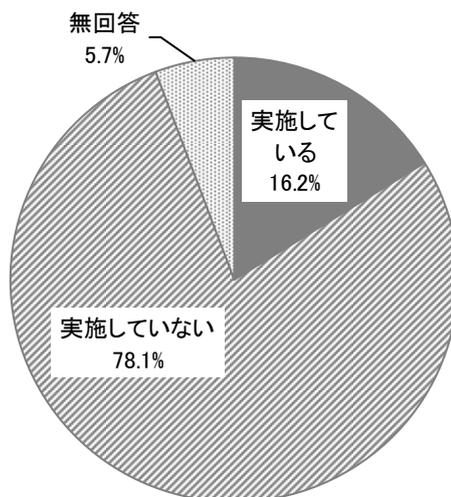
- ・ 記していた子どもの意見について、子どもと職員に話し合う機会を持ち対応の改善につなげた

③ 子どもによる会議について

(ア) 実施について

子どもによる会議については、「実施している」が 16.2%、「実施していない」が 78.1%であった。

図表 20 子ども会議の実施状況 (N=105)



(イ) 運営方法について (自由回答)

運営方法については聞いたところ、下記のような回答が挙げられた。

会議のテーマ・ 内容 (平成29年度)	<目標決め・振り返り> ・先週の全体目標・個別目標の反省、今週の全体目標・個別目標の決定 <役割分担決め・席決め> ・今週のリーダー・副リーダー・係の仕事分担決定 ・学習席、食堂席、居室決め <一時保護所を良くするための提案や疑問についての話し合い> ・一時保護所のルールの確認・変更 ・楽しく食事をするために ・学習について ・おもちゃや道具の使い方について ・みんなで仲良く過ごすために ・健康に生活するために出来ること ・お互いに気持ち良いコミュニケーションをとるために ・人との距離について ・生活で困っていること ・自分がされて嫌なこと、うれしいこと <改善・要望事項の話し合い>
---------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・購入希望品の聴取テレビの録画方法 ・日課（活動）の希望 ・所外活動先の決定 ・おやつ作りのメニュー決定
子ども会議への参加の呼びかけ方	<ul style="list-style-type: none"> ・曜日・時間が決まっている ・朝礼にて1日の予定を伝える際、子ども会の予定を伝えている ・開催日近くにポスター掲示もしている
参加者・参加者の選び方	<ul style="list-style-type: none"> ・児童全員（6件） ・学齢児全員（小学生以上）（3件） ・子ども全員、職員（3件） ・個室対応以外の児童全員（2件） ・学童男子・女子は別ブロックで生活しているため、各ブロックで実施
会議のルール・進め方	<p><子どもが進行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーが司会、副リーダーが板書 ・児童同士で司会、書記を決定 ・進行・記録は立候補制 ・入所順に司会・記録を当番制として回す司会シナリオに沿って進行する <p><職員が進行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテータは職員で、記録者は参加児童 ・職員が中心 <p><ルール・工夫している点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他児童への不満や悪口を言わないことをルールにしている ・進め方はその時々で職員が司会をしたり、年長児童が行ったりと工夫している
テーマの決め方	<p><定例のテーマがある></p> <p><事前に決める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討したいことを事前に専用の箱に入れてもらう <p><当日子どもからテーマを募る></p> <p><職員の助言・提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が児童の姿を見て気になることを挙げる ・児童が基本決めるが、職員がヒントを与え導くこともある
開催時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回（2件） ・週1回土日開催（2件） ・週1回平日開催（4件） ・週1回学習時間内に開催（3件） ・月1回（3件） ・月1回土曜日開催 ・月1回午後活動の時間に開催 ・月1回学習時間内に開催

意見への対応 方法	<p><その場の職員が対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無理なこと(学習時間をなくしてほしい) は、その場で理由を説明し無理を伝える可能であること・検討を要することは、その旨を伝える ・ 子ども会議で対応できるものは会議内で整理・解決を行う ・ 勤務者で返答、その場で回答が難しい場合は後日検討する <p><職員会議等で検討・改善></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに職員間で周知する要望については速やかに職員会議等で検討する ・ 要望について具体的に対応を検討、購入を進める <p><結果のフィードバック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議等の結果を子どもたちにフィードバックしている ・ 結果については紙に記載し、掲示するとともに説明を行う ・ 要望で挙げたものに対し、書面で回答し、貼り出す <p><今後の参考にする></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録して参考にしている
--------------	---

(ウ) 子ども会議を実施してよかったこと（自由回答）

子ども会議を実施してよかったことについて聞いたところ、下記の意見が挙げられた。

<子どもの経験になる>

- ・ 自分の意見をみんなの前で発表することに慣れてくる
- ・ 学校で司会進行をやったことがない子どもが経験することができる

<子どもに主体性が身につく>

- ・ 自分の目標を発表することで、目標が明らかになり、一時保護所での生活を前向きに送ることが出来る
- ・ 子ども同士が会議で決定したことを意識的に取り組むなど主体的な発言や行動が見られる
- ・ 子どもたち自身がルールを確認し、子どもたちで解決を図る経験を持てる
- ・ テーマを決めて話すことで、子どもたちの中に共通の理解ができる。思いを通す正しいやり方を伝えることが出来る

<子どもの理解度・課題を知ることができる>

- ・ 目標を考え決めることで子ども自身の現在の課題を知ることができる。理解の度合いを見ることが出来る
- ・ 普段意見を積極的に主張しない児童の意向も汲み取りやすい
- ・ 子どもの新たな面を発見できるとともに意見・要望が把握できる
- ・ 子どもが普段の生活の中で感じていることを、職員が直接知ることができる。常に子どもが過ごす環境の改善について考えられる

<意見を言い合える場を提供できる>

- ・ 子ども同士が職員を交えて安心して意見を言える場がある
- ・ 子どもが、子ども間で何か困ったことなどが生じた際は、この場を借りて話し合うことを提案できる
- ・ 日常生活では受け流しがちの意見をしっかり聞いて検討することができる。普段関わりが手薄になりがちな児童の意見も聞くことができる

<大人との信頼関係を築ける>

- ・ 子どもたちの意見を大人が検討し、検討結果や理由を返すことにより、子どもの意見を聞いてくれる・信頼できる大人もいることを理解させることが出来る

④ その他、子どもの意見表明について工夫していること

意見箱、アンケート、子ども会議以外で子どもの意見表明のために、工夫していることを聞いたところ、下記の回答が挙げられた。

<子どもが意見を言いやすい環境を作る>

- ・ 分からない時や不安な時はいつでも大人に話すように伝え、職員は傾聴することを基本としている
- ・ 一時保護所職員は日々の生活の中で子どもとの関係を作り、子どもから意見や不満を言いやすい環境となるよう努めている

<子どもと話す時間を個別に作る>

- ・ 就寝時に、子どもの話を個別に聞く時間をできるだけ作るようにしている
- ・ 毎日個別で 5 分程度話を聞く機会を設けている
- ・ 月 2 回、所長が直接保護児童と個別面接をする
- ・ 担当の児童福祉司、心理司が週に 1 回ずつを目安に面接を行っている
- ・ 毎週末、一時保護所で他児と一緒に生活する中で暴力やいじめなどを受けていないか、そのようなことを見たり聞いたりしたことはあるか、その他一時保護所の生活の中で困っていることはないかなど、学童の子どもについて一時保護所が聞き取りを行っている
- ・ 長期入所児は個別指導の時間を設けるなどし、職員と 1 対 1 の関わりの中で耳を傾ける場を確保
- ・ 意見を言いたそうにしている場合、個別に声掛け意見を表明できる機会を設ける

<日記を書いてもらう>

- ・ 日記の内容を自由に書いていいことを伝える
- ・ 毎日日記を書いてもらっている。その中に意見や暮らしの中での感想が入っていることが多く、職員が必ずコメントを書き、内容に応じて対応している

<自己評価を実施する際に聞き取りを行う>

- ・ 毎年度 1 回、県の保護所共通のサービス自己評価を実施（職員向け・子ども向け）毎回 1 回子ども一人一人と面接し、保護所の生活で困ったことがないか聞き取りを実施している

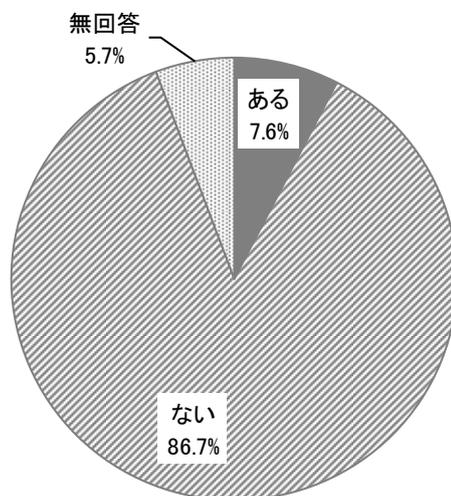
<話し合いの場を設ける>

- ・ 「子ども会議」としては実施していないが、子どもから意見が出て職員と話し合うべき事柄が出た時に、話し合いの際ルール作りや確認を行っている
- ・ 毎週金曜日の 3 時限目に「安全で安心な生活を守るために」というテーマで職員と児童の話し合いを実施している

⑤ アドボケイトを利用できる仕組みについて

アドボケイトを利用できる仕組みについては、「ない」という回答が 86.7%であった。「ある」と回答したのは 7.6%であった。なお、「ある」という回答をしたうち、都道府県が 4 か所、政令市が 4 か所であった。

図表 21 アドボケイトの有無 (N=105)



平成 29 年度のアドボケイトの訪問回数について、平均値は 2.14 回であった。仕組みはあるが、平成 29 年度の訪問回数は 0 回というところもみられた。

図表 22 アドボケイトの訪問回数 (N=8)

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
合計	7	2.14	4.49	12	0

※回答数は無回答を除く

(4) 子どもの学習権の保障

① 平成 29 年度中に通園・通学できた子どもについて (※一時保護委託は含まない)

(ア) 通園・通学できた子どもの人数

一時保護所の中で、通園・通学できた子どもの人数の平均値は、1.26 人であった。通園・通学できた子どもが「0 人」だった一時保護所の割合が最も高く 60%、次いで、「1～5 人」が 28.6%であった。

図表 23 平成 29 年度に在所した学齢児の人数及び通園・通学できた子どもの人数 (N=105)

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
在所した学齢児の人数	93	142.28	110.01	742	15
うち通園・通学できた子どもの人数	91	1.26	2.57	18	0

※回答数は無回答を除く

図表 24 平成 29 年度 在所した学齢児の人数別・通園・通学できた
子どもの人数別の一時保護所数

上段：か所数、下段：%

		うち通園・通学できた子どもの人数				
		0人	1～5人	6～10人	11人以上	無回答
全体(N=105)		63	30	6	1	5
		60.0	28.6	5.7	1.0	4.8
在所した学 齢児の人数	50人未満 (N=15)	8	5	2	0	0
		53.3	33.3	13.3	0.0	0.0
	50～100人未満 (N=24)	10	11	1	1	1
		41.7	45.8	4.2	4.2	4.2
	100～150人未満 (N=21)	13	6	1	0	1
		61.9	28.6	4.8	0.0	4.8
	150～200人未満 (N=10)	8	1	1	0	0
		80.0	10.0	10.0	0.0	0.0
200～250人未満 (N=11)	8	3	0	0	0	
	72.7	27.3	0.0	0.0	0.0	
250～300人未満 (N=6)	5	1	0	0	0	
	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	
300人以上 (N=7)	4	2	1	0	0	
	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0	

(イ) 通園・通学できた子どもの状況（平成 29 年度中）

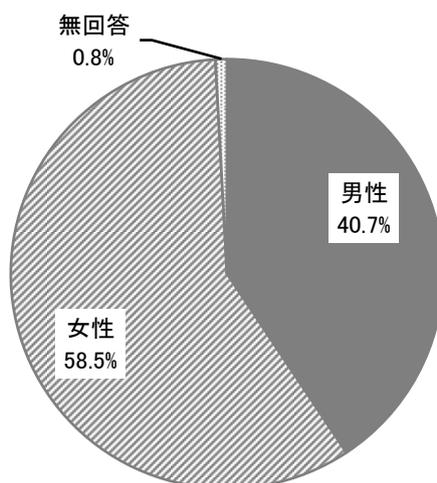
●子どもの年齢・性別

通園・通学できた子どもの年齢については、平均値が13.27歳であった。性別では、「女性」が58.5%、「男性」が40.7%であった。性別・年齢別にみると、男性では「6～11歳」の割合が高く、女性では「15～18歳」の割合が高くなっている。

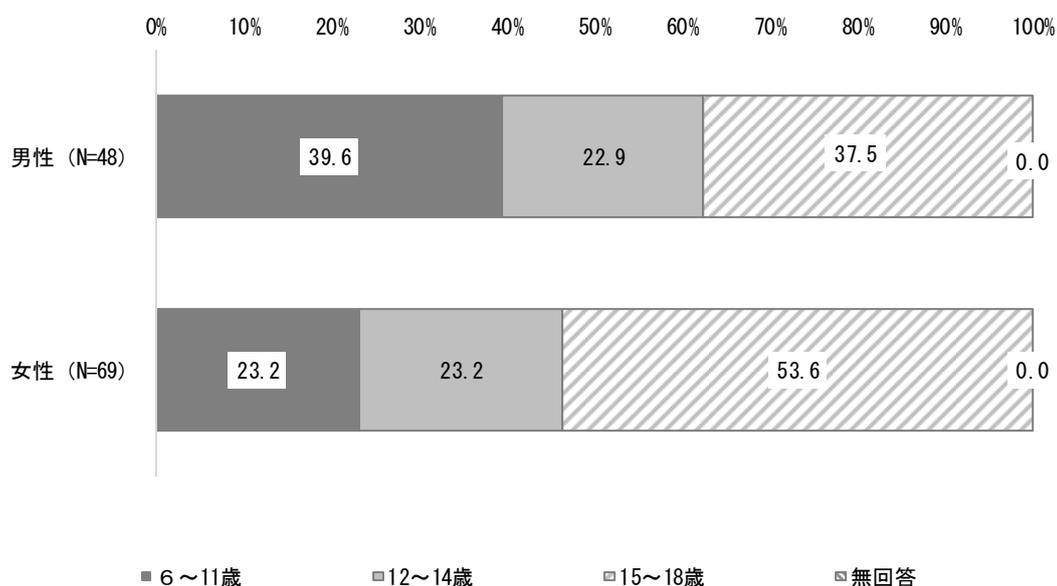
図表 25 通園・通学できた子どもの年齢 (N=118)

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
合計	118	13.27	3.12	18	6

図表 26 通園・通学できた子どもの性別 (N=118)



図表 27 通園・通学できた子どもの性別・年齢別



●相談種別

通園・通学できた子どもの相談種別については、全体では、児童虐待が最も高く50.8%、次いで養護（その他）が37.3%であった。年齢別にみると、「6～11歳」、「15～18歳」では、「児童虐待」の割合が高く、「12～14歳」では、「養護（その他）」の割合が高くなっている。

図表 28 通園・通学できた子どもの年齢別・相談種別

(%)

	児童虐待	養護（その他）	障害	非行	育成	保健・その他	無回答
全体 (N=118)	50.8	37.3	0.8	6.8	5.1	0.8	0.8
6～11歳 (N=35)	54.3	37.1	0.0	2.9	5.7	0.0	0.0
12～14歳 (N=27)	40.7	44.4	0.0	7.4	7.4	0.0	0.0
15～18歳 (N=56)	53.6	33.9	1.8	8.9	3.6	1.8	1.8

●一時保護日数

通園・通学できた子どもの一時保護日数については、平均値が41.79日であった。全体では、「1か月未満」が56.8%と最も高く、次いで、「1～2か月未満」が18.6%であった。

年齢別にみると、「6～11歳」、「12～14歳」では、2か月未満が約90%を占めるが、「15～18歳」では、2か月以上も約40%となっている。相談種別にみると、「養護（その他）」は2か月未満が約90%を占めるが、「児童虐待」では2か月以上が約30%、「非行」では2か月以上が約60%となっている。

図表 29 通園・通学できた子どもの一時保護日数 (N=118)

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
合計	117	41.79	48.99	236	1

※回答数は無回答を除く

図表 30 通園・通学できた子どもの年齢別一時保護日数

(%)

	1か月未満	1～2か月未満	2～3か月未満	3～4か月未満	4～5か月未満	5か月以上	無回答
全体 (N=118)	56.8	18.6	10.2	6.8	1.7	5.1	0.8
6～11歳 (N=35)	88.6	2.9	5.7	0.0	2.9	0.0	0.0
12～14歳 (N=27)	59.3	29.6	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
15～18歳 (N=56)	35.7	23.2	12.5	14.3	1.8	10.7	1.8

図表 31 通園・通学できた子どもの相談種別一時保護日数

(%)

	1か月未満	1～2か月 未満	2～3か月 未満	3～4か月 未満	4～5か月 未満	5か月以上	無回答
全体 (N=118)	56.8	18.6	10.2	6.8	1.7	5.1	0.8
児童虐待 (N=60)	50.0	20.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0
養護(その他) (N=44)	68.2	20.5	6.8	2.3	0.0	2.3	0.0
障害 (N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非行 (N=8)	12.5	25.0	37.5	12.5	12.5	0.0	0.0
育成 (N=6)	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
保健・その他 (N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

●通園・通学できた理由（自由回答）

通園・通学できた理由について聞いたところ、下記の理由が挙げられた。

<学校への送迎が可能だった>

- ・ 教育委員会の対応により学校の送迎が可能となったため
- ・ 学校が送迎したため
- ・ 児童福祉司または児童心理司の付き添いが可能だったため

<在籍校が近い>

- ・ 近隣の高校に入学したため
- ・ 在籍校が当所から近く、徒歩で通学可能だったため

<単独で通学が可能だった・安全性が確保されていた>

- ・ 生活が安定し、自力で安全に登校が可能のため
- ・ 保護者が引き取りのために児童と接触する恐れがないため

<登校訓練>

- ・ 不登校のため、登校訓練
- ・ 重度自閉症のため、登校訓練
- ・ 施設入所前に学校に慣れるため

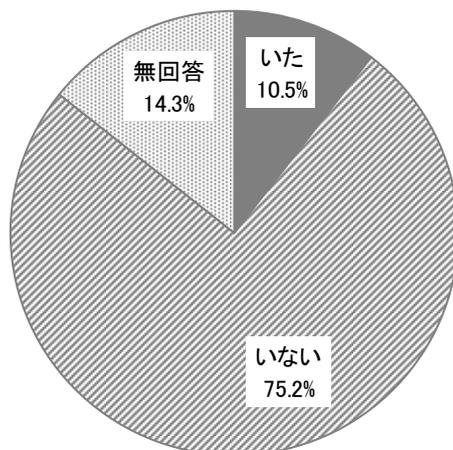
<単位の取得等で通う必要があった>

- ・ 通学しないと進級できなかったため
- ・ 高校生で単位を落とせない状況だったため
- ・ 私立中学に通っており、卒業のために登校が必要であったため
- ・ 通信制高校スクーリング出席のため

② 保護者の奪還の恐れで通園・通学できなかった学齢児について

保護者の奪還の恐れで通園・通学できなかった学齢時については、「いない」が 75.2%、「いた」が 10.5%であった。

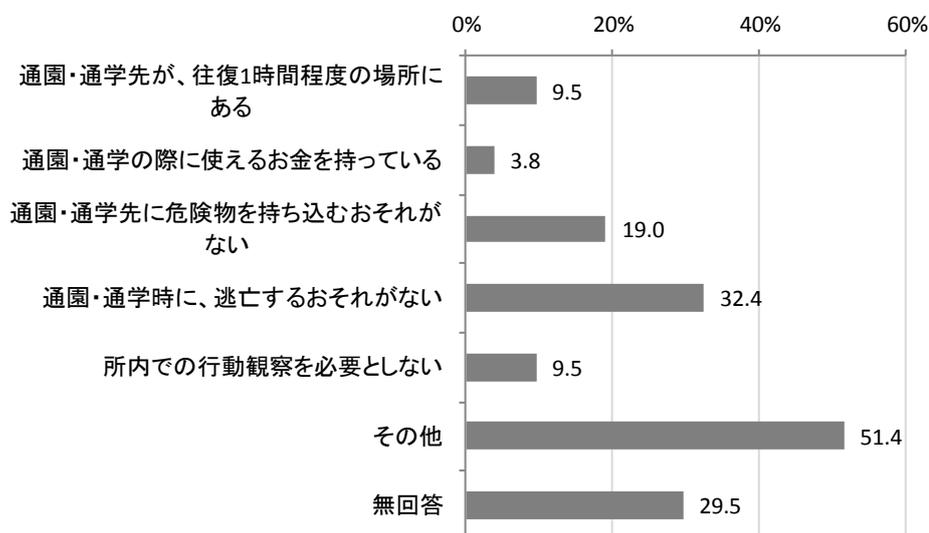
図表 32 平成 29 年度 保護者の奪還の恐れで通園・通学できなかった学齢児の有無 (N=105)



③ 通園・通学の判断基準

通園・通学の判断基準については、「通園・通学時に、逃亡するおそれがない」が最も高く 32.4%、次いで「通園・通学先に危険物を持ち込むおそれがない」が 19.0%であった。その他としては、送迎の対応が可能、1人で通学可能、帰所時間を守れる、安全に通学できる、通学しないことが欠課や単位不足等、児の不利益に直結する場合、児童福祉司の判断、子どもの状況で通学が可能か判断などであった。

図表 33 通園・通学の判断基準 (N=105)

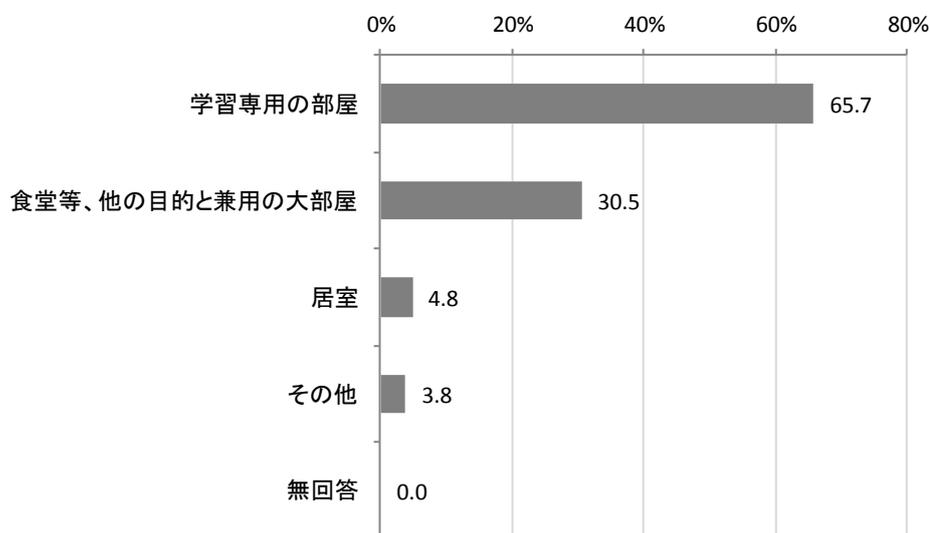


④ 一時保護所内での学習について

(ア) 学習時間に主に使用している部屋

学習時間に使用している部屋は、「学習専用の部屋」が最も高く 65.7%、次いで、「食堂等、他の目的と兼用の大部屋」が 30.5%であった。

図表 34 学習時間に主に使用している部屋 (N=105)



(イ) 学習時間以外に勉強したい子どもへの対応 (自由回答)

学習時間以外に勉強したい子どもへの対応について聞いたところ、下記の回答が挙げられた。

<場所>

- ・ 居室
- ・ 学習室
- ・ 静養室・面接室などの個室
- ・ 食堂・共有スペース
- ・ 居室や学習室（大部屋）をパーティションで区切って個別スペースを作る
- ・ 他の子どももテスト勉強したいので相談室などの個室を時間を決めて順番に利用できるようにした
- ・ 学習室は 21:00 まで開放している。個室対応のため 21:00 までなら個室で勉強することができる
- ・ 夕刻以降は職員体制が非常に手薄になるため、多目的室で他の子どもが遊んでいる中で学習せざるを得ない。ただ衝立を置き、一定視界はさえぎる工夫を行っている
- ・ 学習専用室以外の、ホール・居室・個室など職員の指導が可能な場所に対応する
- ・ 本人の状態や希望を考慮して個室か食堂等（職員の目が行き届く）を判断している

<時間>

- ・ 自由時間内
- ・ 原則消灯時間まで
- ・ 12 時までには就床するよう職員が巡視
- ・ マイトムの時間（一時保護所における、子どもが単独で過ごすことができる時間の呼称。1 回につき最長 1 時間で、1 日複数回取得できる。自己の振り返り・ケースワーカーからもらった課題の

取り組みなどに充てられることが多い) にしてもらっている

<その他>

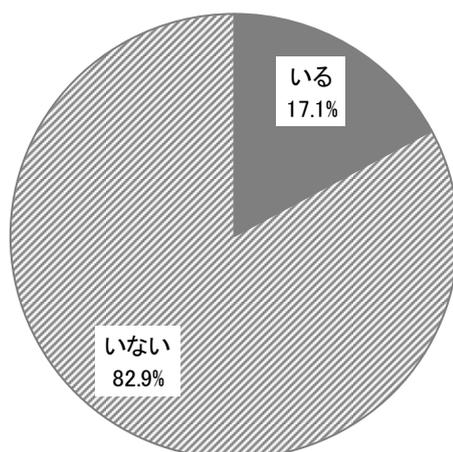
- ・ 中3と高校生で自ら勉強したい希望がある場合、1日の日課内で午後3時以降の自由時間、夕食後、夜8時以降の居室で学習を行う。事前に学習計画表を提出させている
- ・ 集団児も学習はいつでもしてよいが、1人部屋ではない児童については個人情報が出ないように配慮している
- ・ 夜勤代替職員（大学生）が教えている

(ウ) 学習指導を行う人

●教育委員会から派遣された現役教員

教育委員会から派遣された現役教員は、「いない」が82.9%、「いる」が17.1%であった。教育委員会から派遣された現役教員がいると回答した一時保護所にその職種について聞いたところ、「児童指導員」が12か所、「学習指導員」が3か所、「その他」が6か所となった。

図表 35 教育委員会から派遣された現役教員の有無 (N=105)



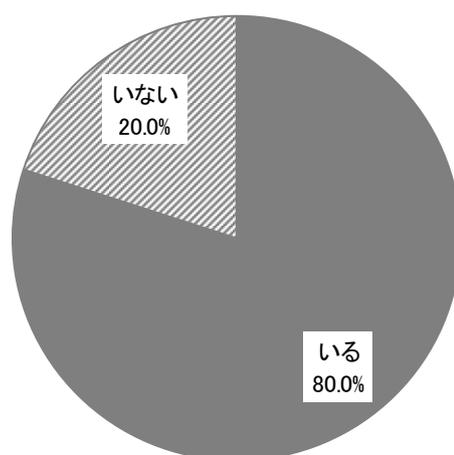
図表 36 教育委員会から派遣された現役教員の職種・人数 (N=18) ※複数回答

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
児童指導員	12	2.08	1.08	4	1
学習指導員	3	1.33	0.58	2	1
その他	6	1.17	0.41	2	1

※回答数は無回答を除く

- 学習指導を主たる業務として行う職員（学習指導員）（※教育委員会から派遣された職員を含む）
 学習指導を主たる業務として行う職員については、「いる」が 80.0%、「いない」が 20.0%であった。学習指導を主たる業務として行う職員がいる一時保護所のうち、常勤職員を配置しているのが 12 か所（14.3%）、非常勤職員を配置しているのが 77 か所（91.7%）であった。
 学習指導員がいる一時保護所のうち、教育委員会から派遣された現役教員がいる一時保護所は 14.3%、学習指導員はいないが、教育委員会から派遣された現役教員がいる一時保護所は、28.6%であった。

図表 37 学習指導を主たる業務として行う職員（学習指導員）の有無（N=105）



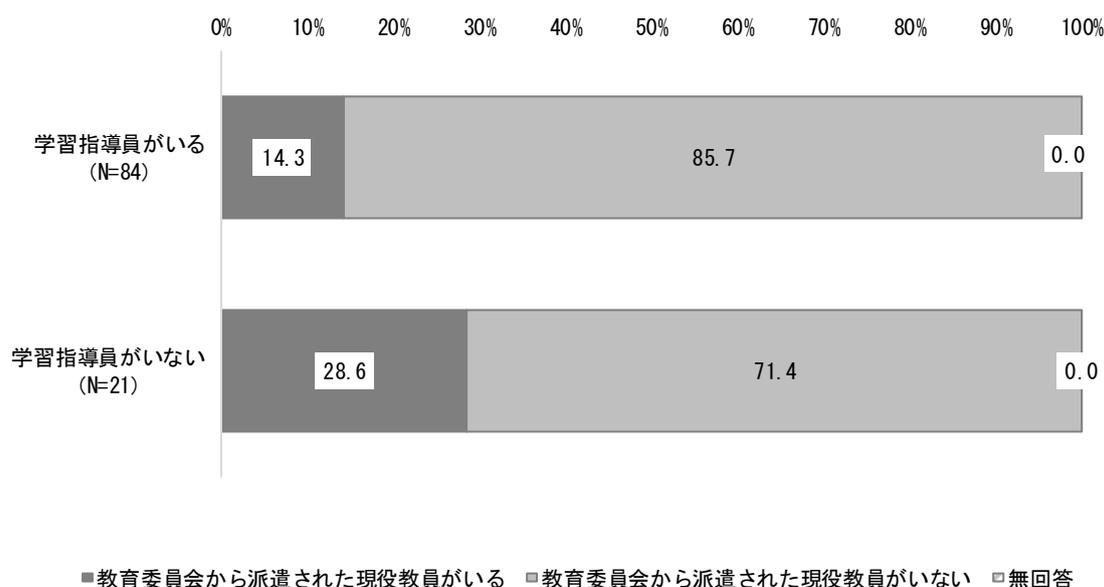
図表 38 学習指導を主たる業務として行う職員（学習指導員）の常勤・非常勤および人数（N=84）

※複数回答

	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
常勤職員	12	2.50	2.50	9	1
非常勤職員	77	1.88	0.93	4	1

※回答数は無回答を除く

図表 39 学習指導を主たる業務として行う職員（学習指導員）の配置と教育委員会から派遣された現役教員の配置状況



● 学習指導員の資格

各学習指導員の資格をみると、全体で「常勤職員」が21人、「非常勤職員」が142人と非常勤職員が多くなっている。常勤職員・非常勤職員ともに、「中学校」の免許保有者の割合が高くなっている。

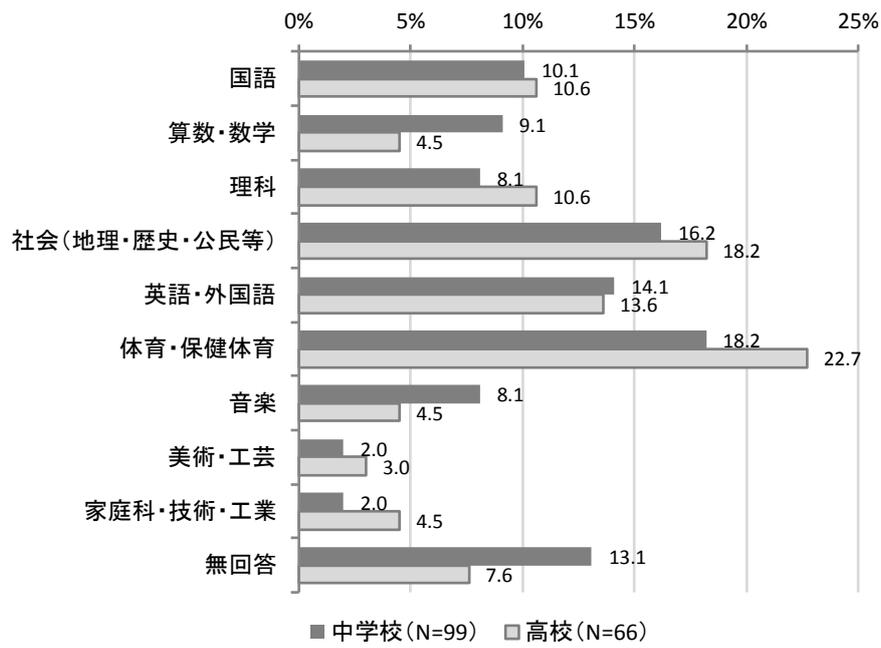
教科別にみると、中学校・高校ともに、「体育・保健体育」の免許保有者の割合が最も高く、次いで「社会（地理・歴史・公民館等）」となっている。

学習指導員1人あたりに対する子どもの人数は、「11～20人以内」が最も多く53.6%、次いで「10人以内」が25.0%であった。

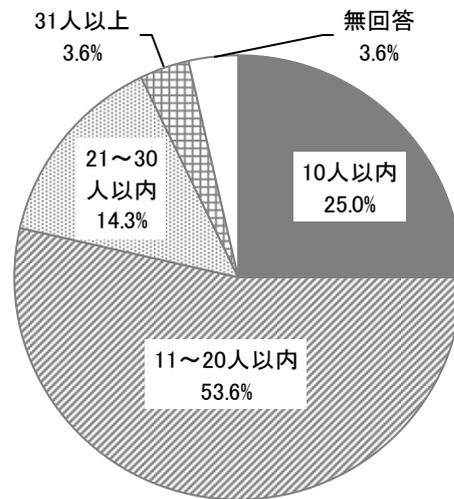
図表 40 学習指導員の資格別人数（上段：人数、下段：%）※複数回答

		小学校	中学校	高校	なし	無回答
常勤職員	全体	9	17	9	0	1
	(n=21)	42.9	81.0	42.9	0.0	4.8
	現役職員	8	14	8	0	1
	(n=18)	44.4	77.8	44.4	0.0	5.6
現役でない職員	(n=3)	1	3	1	0	0
		33.3	100.0	33.3	0.0	0.0
非常勤職員	全体	47	82	57	3	27
	(n=142)	33.1	57.7	40.1	2.1	19.0
	現役職員	4	17	16	0	6
	(n=25)	16.0	68.0	64.0	0.0	24.0
現役でない職員	(n=117)	43	65	41	3	21
		36.8	55.6	35.0	2.6	17.9

図表 41 教科別教諭免許保持者数（※複数回答）



図表 42 学習指導員 1 人あたりの子どもの人数（※）(N=84)

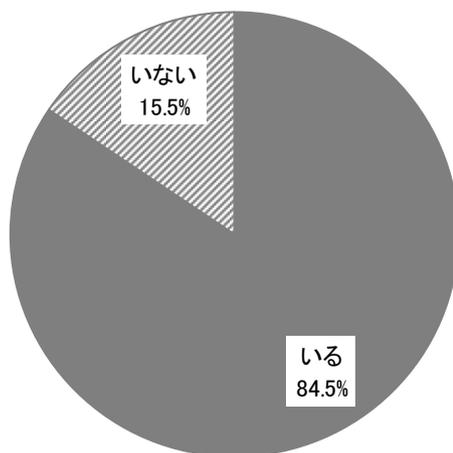


※一時保護所の定員を、学習指導員の人数（非常勤職員を常勤換算した上で合計した人数）で割ったもの

●学習指導員以外に勉強を教える人

学習指導員以外で勉強を教える人は、「いる」が84.5%、「いない」が15.5%であった。「いる」と回答した一時保護所のうち、その職種を聞いたところ、「児童指導員」が70か所、「保育士」が42か所、「ボランティア」が11か所であった。

図表 43 学習指導員以外に勉強を教える人の有無 (N=105)



図表 44 学習指導員以外に勉強を教える人の職種別・人数 (N=87) ※複数回答

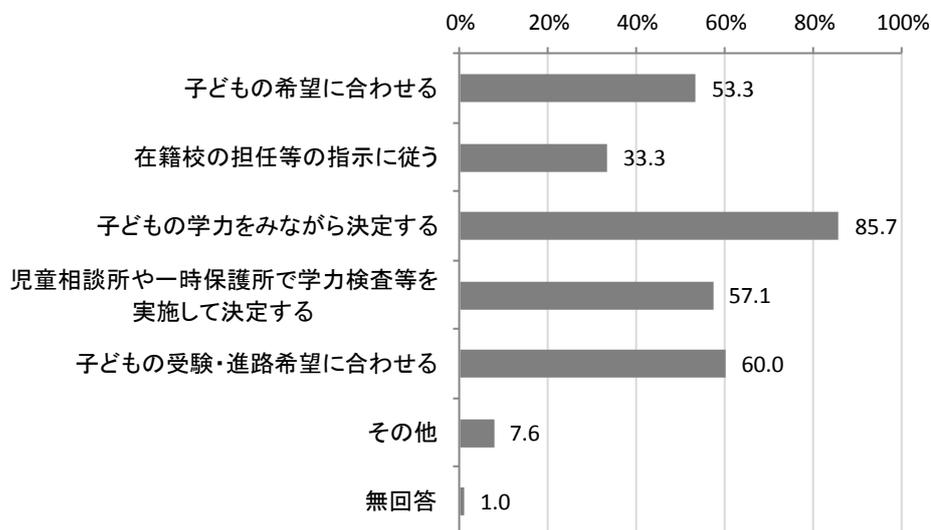
	回答数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
児童指導員	70	5.01	3.89	14	1
保育士	42	3.65	3.76	16	1
ボランティア	11	3.09	2.60	10	1
その他	31	2.32	2.40	11	1

※回答数は無回答を除く

(工) 学習内容の決定

学習内容については、「子どもの学力をみながら決定する」が 85.7%と最も高く、次いで、「子どもの受験・進路希望に合わせる」が 60.0%であった。

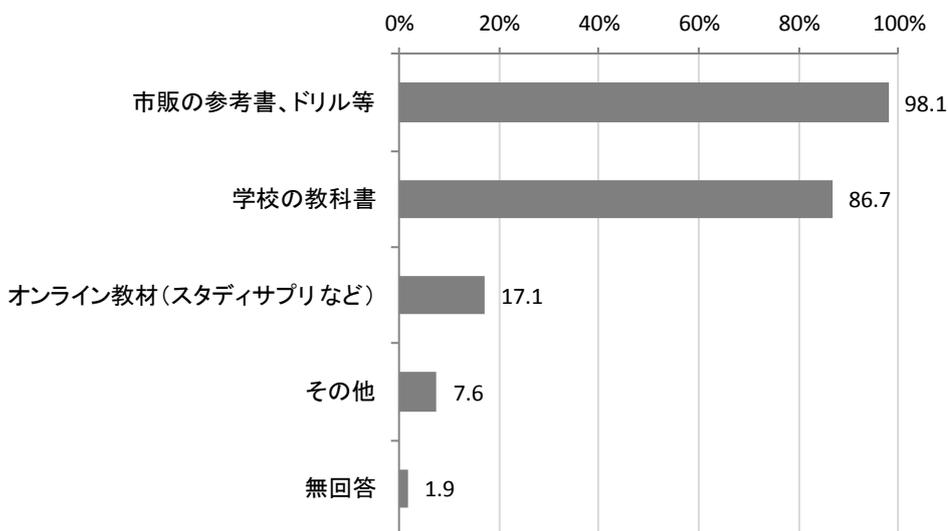
図表 45 学習内容の決定 (N=105)



(オ) 使用している教材

使用している教材については、「市販の参考書、ドリル等」が最も高く98.1%、次いで「学校の教科書」が 86.7%であった。

図表 46 使用している教材 (N=105)



(カ) 通学できない子どもが学業に遅れをとらないよう工夫していること（自由回答）

通学できない子どもが学業に遅れをとらないように工夫していることを聞いたところ、下記の回答が挙げられた。

<在籍校との連携>

- ・ 学校（教員）面会があった際には、学習の進捗状況（教科書〇ページ当たり）を確認し、児童に共有する場合がある。在籍校の年間指導計画に沿った授業を、現役教員が行うことがある
- ・ 学校からの教材やプリントを持参してもらい、同じ内容で進められるようにしている。学校の定期テスト等については学校と協議の上、一時保護所内でも実施する場合もある
- ・ 在籍校の教員が来て受験生に対し個別指導を実施できるケースは依頼する

<現任教員の派遣>

- ・ 現職学校教師、中学校教師を1名ずつ派遣してもらっている

<学習塾講師の派遣>

- ・ 学習塾に委託し、講師を派遣してもらっている

<自主学習時間を作る・学習時間を増やす>

- ・ 通常の学習時間以外に、自主学習時間を設け、児童の学習不足を補うようにしている
- ・ 土曜日、日曜日にも平日同様に学習時間を設けている

<プリント学習以外の取組>

- ・ 理科は種からまき月々子どもたちが観察し、絵日記をつけている
- ・ 書写・音読を間に挟んだり、個人の希望を取り入れるなどしている

<教材の工夫>

- ・ 公文や家庭教師協会等で使っている教材を提供してもらっている

<その他>

- ・ 併設施設内の適応教室を使用する

(キ) 子どもの状況（障害、不登校など）に合わせた指導方法で工夫していること（自由回答）

子どもの状況に合わせた指導方法で工夫していることについて聞いたところ、下記の回答が挙げられた。

<個別に対応>

- ・ 可能な限り個別指導
- ・ 障害児施設の勤務経験者がおり、適宜個別に対応している

<学習内容の工夫>

- ・ それぞれの障害の特性に応じ、本人が達成感を持ち、モチベーション向上につながるような課題を与えるようにする
- ・ 勉強することが少し楽しいと思えるように100点取れる漢字テストの実施で、学習に対する意欲の向上を目指す
- ・ ご褒美プリント等の活用
- ・ 図工や集中できるものを用意する
- ・ 具体物（計算ブロック、時計等）を使用し、視覚支援を行う
- ・ 工作（ペーパークラフト、切り絵）や絵画・体育など内容を工夫している
- ・ 子どもの状況によっては、工作・塗り絵・絵画・刺しゅうなど、一定の狙いをもって学習プログラムを設定している

- ・ 該当学年の学習よりも低いレベルの教材を使用し、つまづき部分を埋められるよう指導する
- ・ 様々な発達障害などから学習に集中することが困難な児童には、パソコンの学習ソフト、地図パズルなど興味を引くような教材を活用している

<時間を区切る>

- ・ スケジュールカード、タイマーを利用し、終わりがわかるようにする

<学習しやすい環境を作る>

- ・ 静かな部屋、衝立等を利用し、聴覚刺激・視覚刺激に対応するよう学習環境を整える
- ・ 不登校の児童には集団に入れるような居室の配置や褒める支援を心掛け、集団に入りやすい雰囲気づくりをしている
- ・ イライラした時は退室できるようにカードを出したり、言えるように事前に子どもに伝えておく
- ・ 学習する席の配置を子どもが集中して取り組めるように決めておく

(ク) 学校との情報共有について（自由回答）

学校とどのような情報共有を行っているか聞いたところ、下記の回答が挙げられた。

<担当児童福祉司が学校と情報共有>

- ・ 一時保護を実施するにあたり出席についての配慮、学習教材や定期テストについての配慮などの必要事項について学校との間で打ち合わせを実施する
- ・ 一時保護について学校と共有している場合（要対協ケースがある場合）は、学校への送迎や宿題の内容、保護期間の共有等している
- ・ 在籍校の教員と調整しながら一時保護所における学習の目的をどこに設定するのかについて個々の児童毎に検討する
- ・ 学校からプリント、テスト等をもらい取り組ませている
- ・ 府のチャレンジテストや市の統一テストの実施
- ・ 一時保護の解除にあたり、学校復帰について子どもの不安解消とスムーズな移行を図るための打ち合わせを実施し、子どもや家族と学校の合同面会も実施する
- ・ 校長・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどとの情報共有などにより緊密な連携を図っている

<学校の先生との面会>

- ・ 学校より面会に来所してもらい、子どもの状況を伝えたり、子どもには学校の情報を話していただくことで、戻って登校しやすいように配慮してもらっている
- ・ 夏休みの宿題等、本人の学習に必要なものは持って来てもらう
- ・ できるだけ面会の回数を多くしてもらうよう依頼している
- ・ 学校教員が面会来所した際、学習指導員と情報交換を行っている

<一時保護所中の学習記録を共有>

- ・ 一時保護中の学習記録を提供し、学校復帰した際の評定や単位認定等が不利にならないよう役立ててもらおう

(ケ) 一時保護所内で子どもがよりよい教育を受けられるようにするために、必要なことや支援してほしいこと（自由回答）

一時保護所内で子どもがよりよい教育を受けられるようにするために、必要なことや支援してほしいことに

ついて聞いたところ、下記の意見が挙げられた。

<教員の充実>

- ・ 教員の派遣
- ・ 学校からの来所授業
- ・ 個別対応できる職員数の確保
- ・ 児童の学習を総合的にマネジメントできる教職員の常勤配置
- ・ 各校種別教員の配置（小学校・中学校・高等学校・特別支援教育）
- ・ 不登校・障害等の個別対応を支援する専門職の現役の教員の派遣

<教材の工夫・充実>

- ・ タブレット、PC の活用
- ・ 発達障害系の児童に対して集中できる教材の開発
- ・ 必要な教材の支給
- ・ DVD 等映像教材の充実
- ・ 職員が授業で使える教材の充実。（例：ホワイトボードで使える三角定規。作図の仕方。リトルマスを測るための教材、実験器具等）

<学習環境の整備>

- ・ 落ち着いて学習できる雰囲気専用の教室が必要
- ・ 個室の学習室の設置
- ・ 小・中・高とクラスを別にできる環境

<受験対応>

- ・ 学習塾と連携した受験指導

<進路・就職相談への対応>

- ・ 就職指導相談に関する人員等の配置や専門家の派遣
- ・ 中高生など、進路に関わるテストの情報がきちんと伝わること

<一時保護所の分校化>

- ・ 学習環境を地域の学校の分教室とすること

<送迎支援>

- ・ 原籍校への送迎等の登校支援

<欠席日数の取り扱い>

- ・ 高校生を一時保護した場合の欠席日数の取り扱い等の明確化

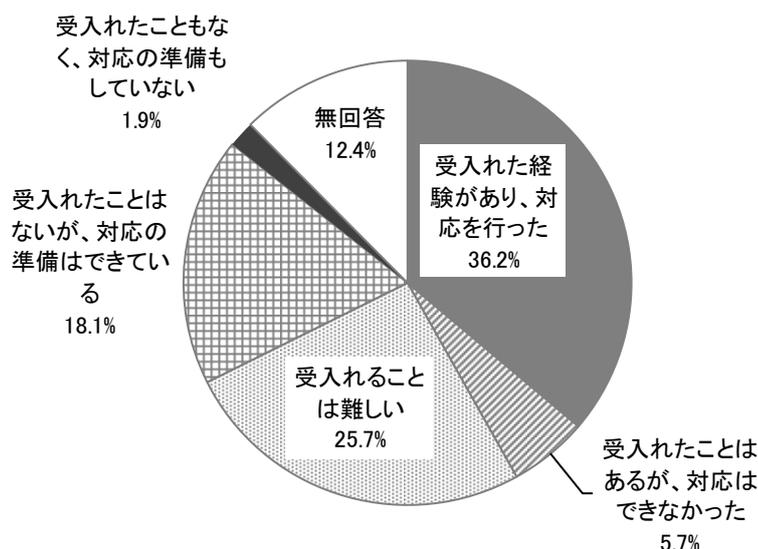
(5) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応

① 文化、慣習、宗教等が異なる子どもへの対応

(ア) 対応について

「受入れた経験があり、対応を行った」割合が最も高く 36.2%、次いで、「受入れることは難しい」が 25.7%であった。

図表 47 文化、慣習、宗教等が異なる子どもへの対応 (N=105)



(イ) 具体的な対応・準備の内容 (自由回答)

文化、慣習、宗教等が異なる子どもへの具体的な対応・準備していることについて聞いたところ、以下のような対応が挙げられた。

<個室対応>

- ・ 主な生活の場を分ける
- ・ 礼拝の時間と方角等の決まりがあり、個室で対応した

<食事を分ける>

- ・ 食事を別メニューとし、状況によっては他の児童と部屋を分けて食事させる
- ・ 給食について、禁忌食材等に配慮が可能である
- ・ その子どもの国の料理を提供した

<習慣・マナー等を指導>

- ・ 韓国人の母を持つ児童を受入れた際、韓国では食事の際、食器を持つことがマナーに反することから、食器を持たずに食事していたが、日本のマナーとして食器をもって食事するように指導した
- ・ 日本の習慣に慣れていない児童であったため、日本の習慣を教えたことはあった

<コミュニケーションの取り方>

- ・ 外国籍の子どもを受け入れた際、わからない日本語は英和辞典などを使用して話をした
- ・ 言葉の問題は会話本などを使用し、コミュニケーションをとった
- ・ 日本語が話せない児童時は母国語の説明 (日課やルールなど) を文書にして行った
- ・ 身振り・手ぶり等のボディランゲージで対応した
- ・ 国際交流課や教育委員会の支援員より特にコミュニケーションについての支援を受けた

<衣服・持ち物等への配慮>

- ・ 入所時児童には制限している事柄(私物の取り扱い等)の一部を例外的に認めた
- ・ 宗教的な理由でピアスをしている幼児がいたが、保護者が絶対に外さないでほしいということがあった。学齢児には外してもらっているので、その幼児がピアスをつけていることを学齢児が見ることがないようにバンドエイドを貼って対応した
- ・ 頭部にヒジャブを被ることについては、他児に職員から説明した上で被ることを許可した

<日課等への配慮>

- ・ 宗教上の理由により、神社参拝ができない児童に対しては行事の初詣を控えた
- ・ お祈りなどの儀礼に対応した
- ・ キリスト教を信仰する子どもから聖書を持ち込みたいとの希望があった時には1人で聖書を読む時間を作った
- ・ 歌を歌うことが許されていない子どもたちに対して歌の時間に別の活動を行うなど配慮した

<研修の実施>

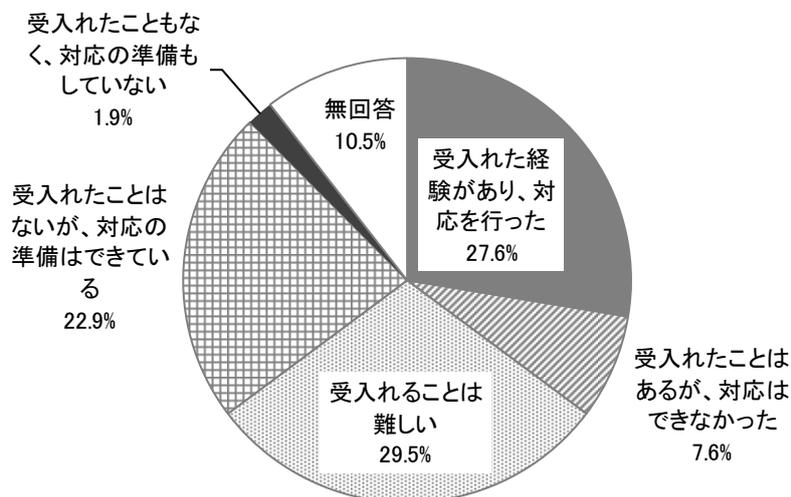
- ・ イスラム圏の児童の対応(ハラール食)について研修会を行った

② LGBT等配慮が必要な子どもへの対応

(ア) 対応について

「受け入れることは難しい」という割合が最も高く29.5%、次いで、「受入れた経験があり、対応を行った」が27.6%であった。

図表 48 LGBT等配慮が必要な子どもへの対応 (N=105)



(イ) 具体的な対応・準備の内容 (自由回答)

LGBT等配慮が必要な子どもへの具体的な対応・準備していることについて聞いたところ、以下のような対応が挙げられた。

<子どもの希望を確認>

- ・ トイレの課題等、本人と相談した上で対応を検討する

- ・ 着衣などは児童の希望に応じた
- ・ 身体は女性であったが、本人が希望したので、呼び方を「～君」にした

<居室の配慮>

- ・ 男児と自認している女児を受け入れた際、施設は男女の居室が分かれる構造となっているため、日中は外来相談を、夜間は保護所外の相談室を居室として利用した
- ・ 静養室を活用して個室対応とした
- ・ トイレ付きの個室で対応した
- ・ 居室を把握しやすい位置とする
- ・ 一時保護所とは別に敷地内の建物に個別対応用の居室設備があるので、そこを活用した

<トイレの配慮>

- ・ 男児と自認している女児について、まだ月経がないのでトイレは男児用の個室を使っている
- ・ 多目的トイレを使用させる
- ・ 他児童がいないタイミングでトイレを利用してもらった

<入浴の配慮>

- ・ 単独で入浴ができるようにしている

<研修の実施>

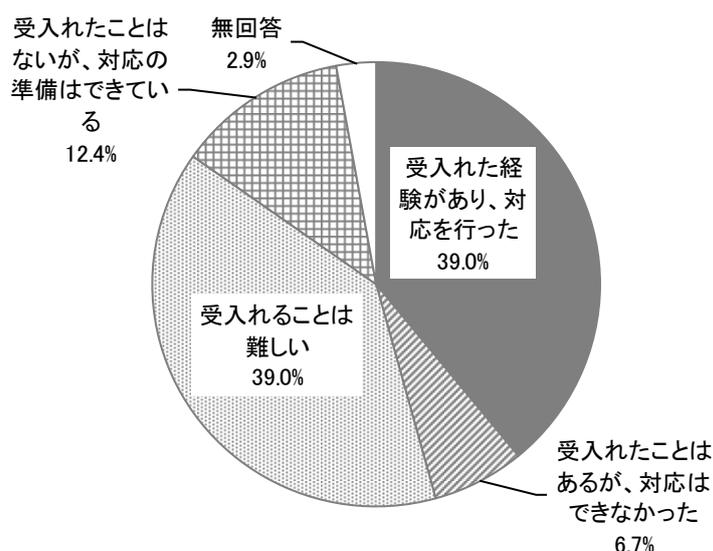
- ・ 判定職員による性教育や性加害プログラム等を実施している
- ・ LGBT 等に関する研修に参加を促し理解を深める努力をしている

③ 妊娠している子どもへの対応

(ア) 対応について

「受入れた経験があり、対応を行った」、「受入れることは難しい」が 39.0%と最も高くなっている。

図表 49 妊娠している子どもへの対応 (N=105)



(イ) 具体的な対応・準備の内容 (自由回答)

妊娠している子どもへの具体的な対応・準備していることについて聞いたところ、以下のような対応が挙

げられた。

<個別対応>

- ・ 主な生活の場を分けて個別に対応した
- ・ 体調を確認し、日課も配慮した
- ・ 児童集団との設定はリスクとしてできるだけ避けた
- ・ つわりがあったので、食事（おかゆ等）の配慮を行った

<各種手続き・病院への同行>

- ・ 保健師指導、母子手帳の交付に対応した
- ・ 病院への通院・手術・出産に付き添った
- ・ 定期健診は児童心理司や児童福祉司が対応した
- ・ 医療にすぐつながられるよう、病院との連携を図り、体調不良時には通院した
- ・ 保健師と関係しながら対応した

<精神的なサポート>

- ・ 不安な気持ちに寄り添い精神的に安定できるよう配慮した

<中絶への対応>

- ・ 墮胎を選択したため中絶の手術・手術後のケアを行った
- ・ 墮胎した事例では、心身ケアや遺児供養の寺の対応まで行った

<出産後の相談>

- ・ 出産後、新生児をどのようにしたらよいか相談し、決定した

(6) 職員の研修・取組み等について（自由回答）

① 子どもの権利擁護についての職員対応で工夫していること

子どもの権利擁護について職員対応で工夫していることについて聞いたところ、以下のような対応が挙げられた。

<権利ノートの作成・配布>

- ・ 子どもの権利ノートを活用している

<マニュアル・ハンドブック等の作成>

- ・ 職員マニュアルの中に権利擁護に関して盛り込んでいる
- ・ 職員ハンドブックを作成し各種の倫理規定を参考資料として一時保護所職員に提供している

<所内等での研修>

- ・ 非常勤職員に対して、3月に任用前研修、4月にスタートアップ研修、10・11月にスキルアップ研修を行い非措置児童虐待防止等に努めている
- ・ 一時保護所長より、転入時（1か月・3か月・6か月）、外部講師研修（年1回）、月3回の会議（職員会議、観察会議、指導員会議）で職員の児童支援についての振り返り及び対応の見直しなどの実施している
- ・ 緊急支援課長（弁護士）、思春期担当係長（保健師）、家庭移行支援係長（CW）、心理第1係長（心理司）等、一時保護所以外の職員でさまざまな職種・担当係からの多角的な視点で意見交換を行っている
- ・ 所内に部会・チーム等を設置し、研修を行っている

- ・ 一時保護所セミナー、児相研セミナーへ参加している
- ・ 弁護士による研修を実施している
- ・ アドボケート養成研修へ参加している
- ・ 施設内虐待に係る研修を実施している
- ・ 国のガイドラインや県独自の虐待禁止条例などに関する研修を行った
- ・ CAP やセカンドステップを実施している
- ・ 「コモンセンス・ペアレンティング研修」や「アンガーマネジメント研修」等を実施している

<自己評価の実施>

- ・ サービス自己評価を実施している
- ・ 人権侵害防止のためのチェックリストを用い自己点検を実施している

<第三者による評価の実施>

- ・ 外部評価を受審している

② 都道府県内での合同研修や事例検討会などの機会、今後行ってほしい研修

今後行ってほしい研修について聞いたところ、以下のような研修が挙げられた。

<都道府県内での研修>

- ・ 毎年、都道府県ブロックごとに業務研究協議会があり、職員が他県と情報共有し疑問を解決している
- ・ 年2回県内の一時保護所で連絡会を持ち、研修や事例検討会を行っている
- ・ 県内他市の研修や一時保護所の課長・係長会議へ参加している
- ・ 児童福祉司任用前講習会および要保護児童対策調整機関の担当者研修で、大学講師から「子どもの権利擁護」に関する研修を受けている
- ・ 県本課主催の非措置児童等虐待防止研修会に参加している
- ・ 施設と合同で実施される権利ノート研修に参加している

<今後行ってほしい研修>

- ・ 児童の発達障害や情緒障害児の関わりについての研修
- ・ アタッチメント・トラウマ非暴力対応等、専門的視点を持ってケアとアセスメントを行えるよう必要な知識を獲得できる研修
- ・ 第三者評価についての研修
- ・ 権利擁護に主眼を置いた保護所運営を学ぶ機会
- ・ 先進的な事例の紹介、事例に基づいた具体的な権利擁護の問題を扱う研修
- ・ 入所期間が長期化する児童の対応についての研修
- ・ L G B Tに関する研修

<課題>

- ・ 全職員が参加することが難しいため、どのように共有し実践するかが課題である

③ 一時保護された子どもの権利保障についての意見（自由回答）

一時保護された子どもの権利保障について意見を聞いたところ、以下のような意見が挙げられた。

<研修の実施と研修に参加できる体制>

- ・ 模範例や先進事例を参考にしたいので、子どもの権利擁護に関する全国研修を実施してほしい
- ・ 第三者評価の研修の場を設けてほしい。実際に実施しているところの話を知りたい
- ・ 全職員が研修に出ることが難しいので、職員が研修に参加するためのバックアップ体制が必要である

<学習・通学について>

- ・ 入所児童の安全・安心を確保すること、通学を含めた自由な空間の両立は難しいと考えている
- ・ 通園・通学など、子どもが望むことであってもできない部分も多く、対応に悩んでいる
- ・ 元々の学習面の躓き、登校できないことによる学校生活の距離感の問題は、かなり深刻であるので、学習面の支援体制の強化を望む

<個別対応について>

- ・ 一時保護施設内である程度の自由は当然認められるところであるが、完全な個別対応は難しい
- ・ 個別対応できるよう、場所・人数にゆとりが欲しい

<混合処遇について>

- ・ 保護目的がさまざまであり、全てに対応していくには難しい面が多い

<ハード面と職員体制の限界>

- ・ 限られた空間と職員体制では理想に近づけるのに時間を要する
- ・ 養護施設の最低基準を準用するのではなく独自基準を作り、子どもの権利を守る必要があると考える
- ・ それなりの工夫をしているが、構造的に難しい。幼児に対応できる浴室・トイレ・居室がなく、学齢期児童には個室も準備できていない。入所状況により各部屋2名のところ、3～4名で利用することもある

<人材確保の難しさ>

- ・ 本県では保育士、児童指導員の選考採用試験がなくなっており、保育士の人材確保が必要である
- ・ 看護師・保育士などの職員採用もなく、健康管理・保育の保証も課題となっている

<受け皿を増やす>

- ・ 地域の里親に一時保護委託できるよう受け皿を増やしていくことも必要と考えている

第IV章 子どもの権利擁護に関する調査② –ヒアリング調査–

1. ヒアリング調査の実施概要

子どもの権利擁護に関する具体的な取組み事例を把握するため、アンケートに回答いただいた児童相談所（一時保護所）の中から、10カ所ヒアリング対象を選定した。訪問先、訪問日、ヒアリング項目は以下のとおりである。

◆ヒアリング訪問先・訪問日

図表 50 ヒアリングの実施概要

訪問先	訪問日時
川崎市	2019年1月9日（水）
A 児童相談所	1月10日（木）
沖縄県（コザ）	1月16日（水）
相模原市	1月17日（木）
さいたま市	1月18日（金）
島根県（中央）	1月24日（木）
広島県（西部）	1月25日（金）
福島県（会津）	1月29日（火）
大阪市	1月31日（木）
金沢市	2月12日（木）

◆主なヒアリング項目

- ・ 子どもに対する説明（入所時や退所時の説明、一時保護所での生活のルール等）について
- ・ 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組みについて
- ・ 学習権の保障について
- ・ 特別な配慮を必要とする子どもへの対応
- ・ 職員への研修について

2. ヒアリング結果

① A 児童相談所

(ア) 子どもに対する説明

- ・ 幼児用（絵と文字の入ったカード）、低学年用、高学年用にそれぞれ権利ノート、入所生活についての資料を作成している。
- ・ 権利ノートには、意見表明の仕方として、児童福祉課あてに知らせる方法と、一時保護所の課長に知らせる方法の二つがあることが明記されている。どちらにも意見箱を使って意見を自由に言えることを記載している。
- ・ 子どもの様子や発達状況に合わせて、どの資料で説明するかは職員が決めている。新人職員だと説明が難しいため、ベテランと組んで OJT で学ばせている。
- ・ 子どもの年齢に応じて、写真を使ったり、身近な生活に照らし合わせたりして説明しているなど、説明を工夫している。一方で、さまざまな資料はあるが、資料では難しいところもあるので、安心できる場所であるということを第一に伝えるようにしている。
- ・ アームルール（人とは腕の長さの距離をとる）といった具体的な方法でルールを伝えている。

(イ) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 意見箱を、学習室、リビング、靴箱、個別対応の子どもの部屋に設置している。紙とペンは、職員からもらう必要がある。入所時に説明するほか、毎週金曜 3 時間前に権利ノートについて説明する機会を設けている。ただし、実際には意見は少ない。
- ・ 平成 21 年から、2 か月に 1 回子ども全員にアンケートを取っている。アンケートは無記名だが、書いているときに職員が見ていて、回収後に名前を記入している。権利侵害に関わることを書いている場合は、「このようなことで嫌なことはないか」と 1 人 1 人に話を聞く。いじめがある場合は、解決するように対応する。アンケートは集計して、職員にメールで周知する。
- ・ その他、職員との交換日記の中で、子どもが意見を書くことが多い。書いた内容については夜勤職員がコメントを返している。
- ・ 子どもに安心感を与えていれば、何気ない時に本音を話してくれたりする。また、職員の年齢層が幅広いので、それぞれの子どもが話しやすい人に話ができているのではないかと思う。

(ウ) 学習権の保障

- ・ 保護者からの安全の確保を必要としないようなケースについては、可能な限り原籍校に通える里親や施設への委託一時保護を検討している。また、一時保護後はできるだけ短期間に行動観察及びアセスメントを実施し、その後、通学も可能となるより自由度が高い里親・施設に移行させることを目指している。
- ・ 所内での学習は、プリント学習が中心である。ケースワーカーと連携して学校の教材を取り寄せてもらったり、受験生のために学校の先生が教えに来てくれたりすることもある。
- ・ 学習時間は、土曜日の午前中にも確保している。また、平日と土曜日の午後は、グループワークの時間であり、スポーツ（サッカー、ドッチボール、体力測定など）、工作（勾玉づくりや絵を描くなど）、ゲーム（知育玩具の作品コンテスト、ジャスチャーゲームなど）、さまざまな体験ができるように、プログラムを職員が用意しており、学習以外にも子どもが学べる機会を用意している。

(エ) レクリエーション

- ・ 日曜はカラオケをしたり、職員が DVD を借りて来て大画面で映して皆で鑑賞会をすることもある。
- ・ リビングに卓球台を置いているが、子どもに人気で競って練習している。
- ・ その他、季節行事も大切にしており、限られた予算の中で、職員自身も取り組みやすいものを開拓してきて、さまざまなプログラムを行っている。
- ・ 勉強だけでなく、活動することがその子どもにとってワンステップになるかもしれないという考えをもっている。活動を通じて、職員との信頼関係ができたり、子どもが自分の興味あることを発見することにつながればよいと考えている。
- ・ 自由に外出できない環境の中でも、子どものエネルギーを発散させたり、「楽しい、嬉しい、勝ちたい」などのプラスの気持ちを広げることが、子どもにとっても一時保護所にとってもエンパワメントになると考えている。

(オ) 職員への研修

- ・ 職員の自己評価チェックを実施している。
- ・ 非暴力研修（暴力を使わない適切な支援の研修）を行っている。施設内の虐待はあってはならないため、職員がそのような状況になる場合の認識やその際の行動について学ぶ。同時に職員の態度によって子どもに暴力をふるわせないようにする実技も学んでいる。
- ・ 職員はローテーション勤務なので、全職員が研修に参加するのはなかなか難しいが、一時保護所で研修を実施する、参加できなかった人には DVD で見てもらうなどして、全職員に研修をすることができた。

② B 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：12名
- 平均在所日数：10.9日
- 平成29年度退所児童数：142名
- 1日あたりの在所児童数：4.3名

(ア) 一時保護所の理念

- ・ 設立にあたり、大学の先生等の有識者を委員とする開設検討講話会を立ち上げ、委員からの助言を取り入れて、温かい空間づくりや運営を行うこととした。
- ・ 各部屋に職員を配置して、子どもを見守りながら状況に応じて臨機応変に対応し、秩序が保たれる範囲内で、子どもがくつろいで過ごせる「家庭に近い環境」を心がけている。
- ・ 大人が信用できなくなっている子どもが多く、職員はまずは信用できる大人であることが必要だが、その中で、いろんなタイプの大人のモデルがいてもよいと考えられるため、職員が統一的な対応をとることは必要最小限にとどめている。職員の年齢層も幅広く、それぞれに自分の個性（感性）で子どもと接している。

(イ) 入所日数を短くするための工夫

- ・ 入所時に所内で打ち合わせを行い、どのような状況になれば家庭復帰や施設入所などの次のステップに進むことができるのか、出口援助の見通しを立てることを徹底している。所長始め、職員一同で話し

合って、子どもの安全を前提としながら適切な入所期間になるように心掛けており、入所がむやみに長期化しないような観点を常にもっている。

(ウ) 子どもに対する説明

- ・ 一時保護所への受入れ時に、子どもに一時保護所での生活のルールについてしおり（学齢児用）を使って説明する。
- ・ 子どもの行動を必要以上に制限しない方針なので、ルールは秩序を保つための最低限のことしか設けていない。所内の貼り紙も最小限のものしか掲載していない。指導の必要がある場合には、朝の会の時などに随時行っている。

(エ) 学習権の保障

- ・ 学習時間は、40分×2回であるが、学習室は子どもからの要望に応じて開けており、学習したい子どもは自由時間にも学習できるようにしている。受験生など22時以降も勉強したい子どもは、相談の上、できる範囲内で勉強できるようにしている。
- ・ 保護期間が長くなり、プリント学習などに飽きてモチベーションが上がらなくなった子どもの息抜きとして、ゲーム感覚で行えるパソコンの学習ソフト（アルファベットをタイピングする、歴史の4択問題など）を使っている。
- ・ 土日祝は総合学習として、座学ではない学習（カレーやめった汁などの調理実習、動物園や図書館に行くなど）を行っている。

(オ) 自由時間の過ごし方

- ・ 自由時間は体育館で運動、寝転がって漫画や絵本を読む、テレビを見る、粘土遊びなど、それぞれが好きなことをできるようにしている。
- ・ 毎月1回、子どもを連れてレンタルビデオ店に行き、好きなものDVDやCDをレンタルできるようにしている。費用は、公費で賄っている。

③ C 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：12名
- 平均在所日数：31.8日
- 平成29年度退所児童数：45名
- 1日あたりの在所児童数：3.9名

(ア) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 意見箱は設置しているが、子どもの人数が少ないので、意見箱よりも直接職員に言う場合が多い。
- ・ 子どもの要望については、その日にいる職員だけで判断してもよいことにしており、その日の職員が考えてできる範囲で対応している。

(イ) 児童相談所との情報共有

- ・ 児童相談所内で、担当ケースワーカーや児童心理司らを交えて、一時保護所の朝の引継ぎを行ってお

り、情報共有が常に行えている。また、児童心理司やケースワーカーが面談をする日時や内容についても事前に教えてもらい、一時保護所で子どもをフォローしやすくなっている。日中、一時保護所内に児童相談所の職員がいることもある。行事のときや人手が足りていない時には児童相談所の職員に手伝ってもらっている。

(ウ) 学習権の保障

- ・ 学校の先生からプリントをもらって学習したり、学校の先生が面談に来てくれたりしている。

(エ) 家庭的な雰囲気づくり

- ・ 家庭用のキッチンがあり、休みの日にはお菓子づくりや誕生会などを行っている。
- ・ 冬にはこたつを出してくつろげるようにしている。

(オ) その他

- ・ 限られた環境の中であっても、一時保護所の生活に変化を出すために、季節ごとの行事や発表会、体験学習などを行うとともに、それに向けた事前準備を子どもと職員が一緒に行う時間を作っている。
- ・ 発表会のためという目的を持って日課に取り組むことで、生活に変化も生まれ、子どもが意欲的に活動に取り組むことができている。また、行事や発表会には児童相談所職員も多く参加するため、多勢の前で発表し、褒められ、拍手されることで、緊張感や達成感を味わう経験ができています。

④ D 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：20名
- 平均在所日数：16.9日
- 平成29年度退所児童数：162名
- 1日あたりの在所児童数：7.5名

(ア) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 週2回、担当職員が子どもと面談し、「生活状況聞き取り票」に沿って話を聞く。聞き取り票は、体の調子、睡眠、便通、食事、部屋、風呂・洗面のほか、暴力や嫌な経験、怖いこと、困りごとなどを尋ねる形式になっている。
- ・ 児童相談所内に弁護士がおり、子どもから要望があった場合は、子どもが弁護士と話をできるようにしている。子どもは意見表明することを求められても、情報が十分に与えられていない中で、意見表明するのは難しい。弁護士が子どもに制度や手続き等の説明をすることで、子どもが状況を理解することができ、意見表明する手助けとなっている。
- ・ 弁護士がアドボケートする事例は、性被害に遭ったケース、触法のケース、契約関係のトラブル、親権変更事件などさまざまである。

(イ) 学習権の保障

- ・ 自立支援施設で子どもに勉強を教えた経験をもつ学習指導員がおり、学習の指導がスムーズに行えている。

- ・ 個室には、学習机を配置しており、部屋で勉強したい子どもは部屋で勉強できるようにしている。
- ・ 退所時に、子どもの学習の記録を整理し、それを学校側に伝えている。これにより、ケースワーカーと学校との連携がよかった。

(ウ) 心のケア

- ・ 虐待経験を持つ子どもは、精神的な不安を感じて睡眠が浅いケースがあり、幽霊が怖くて眠れないと訴える場合がある。これに対しては心理療法士によるリラクゼーション指導をしたり、幼児であれば、夜間や、場合によっては昼間も傍にいて寄り添う等の対応をして、子どもを放置しないようにしている。

(エ) 職員への研修

- ・ 職員が子どもの権利を意識して接する必要があると思い、昨年度から、所内弁護士が講師となり、子どもの権利に対する職員の意識向上を目的とした研修を実施している。

⑤ E 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：20名
- 平均在所日数：24.1日
- 平成29年度退所児童数：84名
- 1日あたりの在所児童数：5.5名

(ア) 子どもに対する説明

- ・ 一時保護所への入所理由は、児童福祉司が説明しているが、一時保護所の職員からも保護所内での生活ルールとあわせて改めて説明している。生活ルールや日課と関連させて説明することで子どもが理解しやすくなっている。
- ・ 幼児には、絵や図を用いて生活ルールや日課を説明している。子どもに応じて児童心理司から、しおり以外のツール（人形など）を用いてわかりやすく説明をしている。
- ・ 夜間の緊急保護の時も、担当の児童福祉司か担当課長などの児相の職員が必ず同席している。
- ・ 保護決定時に、措置解除の時期と措置解除とするために必要な支援について確認を行い、目標を明確にしてから保護を開始するようにしている。

(イ) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 交換日記により、子どもと職員のコミュニケーションを行うことで、意見が言いやすいようにしている。
- ・ 児童福祉司や児童心理司が毎朝引き継ぎのために保護所にきているため、子どもとの距離が近く、相談しやすい関係性が築けている。
- ・ 意見箱を設置し、職員に話しにくい困ったことも相談できるようにしている。

(ウ) 学習権の保障

- ・ 保護期間が長期となる子どもで本人が通学可能な状態の場合には、可能な限り一時保護委託とし通学できる環境確保に努めている。ただし、原籍校に通える距離に委託先がないと難しい。
- ・ 教材は、原籍校に依頼している。「自分のもの」であることが子どもの安心感にもつながる。原籍校から

は、月 1 回以上の訪問もある。

(エ) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応

- ・ 食事は直営で提供しており、調理員は 1 日 1 名体制で実施している。アレルギーへの対応のほか、子どもの好み等にあわせて別メニューの提供も行っている。

(オ) 職員への研修

- ・ 児童相談所と保護所の職員が、やり方、その良いところや悪いところについて一緒に話をすることが重要だと考えている。
- ・ 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員間でお互いの業務を経験する機会があるべきである。子どもにとっては各職員の役割は関係なく、役割を線引きしすぎると必ず隙間ができる。理想はすべてができる職員となることだが、少なくともどの職員も保護から解除までの全体を理解し、隙間が生じないようにするためにも役割には重複も必要である。

⑥ F 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：20 名
- 平均在所日数：44 日
- 平成 29 年度退所児童数：131 名
- 1 日あたりの在所児童数：16.2 名

(ア) 子どもに対する説明

- ・ 権利の説明をした一時保護所用の冊子をラミネートしており、小中高生は入所時に一緒に読み合わせする。読み合わせの内容については、子どもの理解度に応じて変えている。
- ・ 各居室にも所内での生活のルールや、権利擁護についての説明の紙を貼っており、都度、説明するようにしている。

(イ) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 意見箱が所内に 4 か所設置（男女玄関、学習室）し、紙と鉛筆はポストに併設している。
- ・ 毎月、前月の意見数を知らせたり、意見に対する返事などを示している。あわせて、子どもの権利擁護・意見表明についての説明も張り出してあり、意見を言いやすい状況にしている。
- ・ 意見箱などに入れられた意見などは毎月開催している苦情処理委員会で共有し、必要に応じて対応の検討を行っている職員の子どもの対応などに関する意見については、都度振り返り・確認を行うようにしている。
- ・ 週に 1 回程度は児童福祉司・心理などの職員が面接を行うようにしており、そこでも子どもの意見などを聞くようにしている。

(ウ) 自由時間の過ごし方

- ・ 一時保護所内は、職員が、どこにだれがいるか目が届くようなレイアウト（ワンフロアで、死角になるところはカーブミラーを付けている）で作っている。

- ・ 午後の自由時間は、リビングと居室を自由に行き来できるようにしている。
- ・ 玄関側の壁一面に本棚があり、児童相談所としてはかなり多く漫画を置いている。居室への持ち込みも1人3冊まで認めている。他 CD、DVD の貸し出しも行っている。

(エ) 学習権の保障

- ・ 全般的に保護された子どもたちは生活の状況が落ち着いていないこともあり、生活を立て直すのに1か月くらいかかり、生活が安定してから通学が望ましい。しかし、在籍校まで2時間かかる場合もあり、現実的に難しいという問題もある。
- ・ 年齢よりも理解力が乏しい子どもなども多く、学年の課題ではなく、個別（つまづいたところからやり直すなど）の学習が必要であり、一時保護所ではそれが行いやすい。
- ・ 学習指導員は非常勤で、応募が少ない中、今の学習指導員は教員経験があり、適切な指導を行うため、子どももやる気をもって学習している。朝食後の自由時間1時間に学習するなど、隙間時間をみつけてはプリントをやっているため、学習時間が始まる前に、かなりのプリントをやっている。工夫して、日課以外の自由時間に自分で学習する子どもが多い。

(オ) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応

- ・ アレルギーや重大事件に係る触法の子どものなど様々な対応を行っている。
- ・ L G B T、妊娠した子ども、喘息、自己注射の必要な糖尿病の子どもなど、対応できる範囲で受け入れている。

(カ) 職員への研修

- ・ 年度当初に、児童相談所の職員研修を行っており、新任職員は必ず受けるようにしている。一時保護所や権利擁護の説明を行い、施設担当から、施設内虐待の話をしている。

⑦ G児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：23名
- 平均在所日数：42.5日
- 平成29年度退所児童数：158名
- 1日あたりの在所児童数：19.7名

(ア) 子どもに対する説明

- ・ 小学生向けの冊子と、中学生以上（文字だけの記載）の冊子2種類がある。硬い文章だけでは読んでもらえないため、子どもに人気のマンガのキャラクターなどを活用して読んでもらいやすいように工夫している。

(イ) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 学習室に意見箱を設置し、日記の中に意見箱用の用紙を挟んで意見が書きやすいようにしている（主に中・高生が在籍している男子ユニットが対象）。
- ・ 男子ユニットでは、金曜と土曜にホームルームの場を設けて、生活上の要望、困っていること、このような

ルールがあればよいなどを自由に発表してもらおう機会を設けている。中高生は、ルールを押しつけても納得しなければ従わないこともあるため、皆で作上げる過程を尊重する意味も込めて行っている。

- ・ 出された意見は職員間で話し合い、予算の範囲でできるものは対応し、難しいものは子どもに返す。

(ウ) 学習権の保障

- ・ 修学旅行などの特別な場合は、ケースワーカーの付き添いで行かせている。
- ・ 学習時間は朝の 8 時半から 1 時限目が始まり、5 限目（16 時ごろ）まで実施している。
- ・ 高校生で退学していたり、大学進学を考えていない子どもには、子どもの希望に応じて、就職に向けた（保育士、看護師など）勉強を教えている。
- ・ 教育委員会が長年人事交流として、教員免許をもつ人を派遣してくれている。

(エ) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応

- ・ 新しく一時保護所を建てる際に、移転前の経験から、個室の居室やトイレ、お風呂を多めに設置している。相談室にはトイレ、シャワーを設置しており、個別対応や緊急時の受入れを可能としている。

⑧ H 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：25 名
- 平均在所日数：44.6 日
- 平成 29 年度退所児童数：169 名
- 1 日あたりの在所児童数：20.7 名

(ア) 子どもに対する説明

- ・ 入所時に権利について一時保護所のしおりを用いて説明している。しおりは学童用と幼児用がある。
- ・ 保護理由については、CW が説明し、一時保護所で再度理由を確認している。理由は分かっている子どもが多い。
- ・ 権利については説明してもすぐには理解できないので、普段の生活の中で周囲から見ておかしいと思うことがあれば、適宜説明するようにしている。

(イ) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 意見箱は、リビングの端に、紙とペンを一緒に設置している。入所が長くなると意見箱に入れることが多くなる傾向がある。CD や食事の要望は職員が聞か、プライベートなことで保護所の職員に話せないことなど、意見箱を活用するよう伝えている。
- ・ 意見箱は 1 週間に 1 回、総務部門が開封し、一時保護所に関するものは共有してもらっている。意見の内容は、職員への不満や男女間の関係などで、平成 30 年は 140 件ほど入っていた。
- ・ 意見箱に意見を入れるほかに、プライベートではなく、皆に発信できることは、こども会議で発言する子どももいる。こども会議は、毎週月曜日の 1 時間目に実施している。
- ・ 実際には、意見箱などよりも職員との会話や日記で、子どもの気持ちや不満を把握するほうが多い。毎日子どもが日記を書いて職員が返事を書くため、そこで子どもが気持ちを書いている。

(ウ) 学習権の保障

- ・ 高校生で、入所が長引くと単位取得や将来に影響する場合は、通学する場合もある。1人で通学させるので、ケースワーカーと学校で連携を行っている。
- ・ 所内での学習時間は、4時間目まで行っており、社会、音楽、体育などの授業も行っている。
- ・ 中高生には、小学生の就寝後 21 時から、学習時間をとっており、夜間指導員（大学生）が遊びを取り入れながら勉強を教えてくれている。
- ・ 学習は基本的にはプリント学習である。通学ができないためデメリットは多いが集団授業で勉強についていけなかった子どもが、一人ひとりの学力に合わせたプリント教材を用いることで勉強が分かるようになることもある。
- ・ 在籍校とはCWを通じて連絡をとり、面会に来てくれる先生もいる。先生が来てくれることで、クラスの様子が分からず不安になっている子どもの不安を解消できたり、一時保護所を出た後の居場所があるという安心感・所属感を与えたりできている。一時保護所を経験して、不登校だった子どもが学校に行けるようになったケースもある。

(エ) 職員への研修

- ・ さまざまな研修はあるが、体系化がされていないので、当一時保護所では研修を体系化しようと試みている。
- ・ 当一時保護所は経験の浅い職員が多いので、県内の一時保護所と相互の研修に乗り入れをするなど、スキルアップを図っている。
- ・ 幼児、学童男子、学童女子の各グループに SV を配置しており、情報の集約や助言・相談を行っている。
- ・ 近くにある大学の先生に、外部 SV になってもらい、月 1 回研修会を行っている（事例の検討など）。
- ・ 職員がローテーション勤務なので全員が研修に参加することは難しいが、なるべく職員が参加しやすいように研修の開催については検討している。また自主勉強会などを開き、自己研鑽を行っている。

⑨ I 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：40 名
- 平均在所日数：36.3 日
- 平成 29 年度退所児童数：287 名
- 1 日あたりの在所児童数：28.5 名

(ア) 子どもに対する説明

- ・ 一時保護所の説明や日課、ルール、子どもの権利などについて記載したしおりを作成し、子どもに説明を行っている。
- ・ 内容を読み切れない子どもも多かったため、しおりは簡略化し、権利やルールなど基本的に伝えたい点に絞った上で、絵などを加えてわかりやすいように工夫した。
- ・ しおりで説明はするが、それですべてを理解させるのは難しいため、冊子を居室に置くほか、担当職員が繰り返し個別に説明を行っている。

(イ) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 週 1 回日曜日にホームルームを開催し、困っていることや要望等を書いてもらい、職員からフィードバックを行っている。定期的を実施することで、意見等も書きやすくなり、フィードバックがされることで、より意見を書こうという意欲につながっている。
- ・ 子ども会議を毎月 1 回学習時間内に実施している。子どもに自由に選ばせられる環境をつくるため、5 年前くらいから始めた。職員がフォローはするが、子ども会議では、子どもが主体となって司会や書記を行っている。
- ・ 職員との交換日記を実施している。子どもが書いた内容に夜勤職員がコメントを返しており、日記に素直な想いを書く子どもが多い。

(ウ) 学習権の保障

- ・ 通学する場合は少ないが、通学する場合は、ケースワーカーが付き添っている。
- ・ 学習専門の先生が面談してその子の実力を把握したうえで、その子どもの学力に合ったプリントで学習させている。
- ・ 学習時間は、9 時半から 11 時半までの 2 時間である。年齢に関係なく、本人に合わせた学習指導を行うため、だんだん分かって来て学習に興味をもつようになる子どもがいる一方、学習時間が短いため、長く勉強することが嫌になる子どももいる。

(エ) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応

- ・ 中学 1 年生でも妊娠するケースがあり、妊娠検査薬の常備も必要なのではと思っている。
- ・ 小学校低学年で性加害で入所してくる男の子どももいる。男の子は年齢が低くても、配慮が必要な子どもが多いため、集団に入れる際にはかなり慎重にならなければならない。できる限り 1 人部屋にする、夜の見回りに行く、トイレ・お風呂を 1 人ずつにするなどして気を付けている。

(オ) 職員への研修

- ・ 精神科の S V から定期的に研修を受けており、人と人の境界の知識を学んだり、長年、養護施設の施設長を務めている人から、施設で行なっている S V を具体的に聞いたりして、施設内で性被害者を出さないように取り組んでいる。

⑩ J 児童相談所

【一時保護所の概要】

- 定員：70 名
- 平均在所日数：31.3 日
- 平成 29 年度退所児童数：734 名
- 1 日あたりの在所児童数：62.9 名

(ア) 子どもに対する説明

- ・ 特に入口が重要なので、権利ノートは、年齢だけでなく発達段階に応じて子どもの理解度に合わせたものを使っている。
- ・ 最近では発達障害と思われる子どもが多いため、視覚支援として、一時保護所の生活を絵で示したりす

るようにしている。

(イ) 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組み

- ・ 人数が多いので、子ども同士で話し合いをするなどは難しいが、毎日、男子は晩ごはん前、女子は寝る前の約 30 分で終わりの会を行い、職員が子どもと話したり、子どもの意見を聞いたりする機会を設けている。
- ・ 月 1 回、第 3 水曜の日記の時間に、小学 1 年生以上の子どもにアンケートを実施している。全員にアンケート用紙を配り、一時保護所の生活で困っていること、変えてほしいことなどを書いてもらい、記入の有無に関係なく全員ポストに提出してもらおう。記名でも無記名でもどちらでもよい。
- ・ 小学低学年用と高学年用で内容が異なる。低学年用は、図式や絵を使って分かりやすくして子どもが意見を言いやすいようにしている。
- ・ 子どもが書いた意見に対して、翌週の始めには返事を出すようにしている。おやつやおもちゃなどの要望については全体に分かるよう掲示し、個人的な意見については、記名の場合は所長が面談を行い、内容によってはその職員に話をして、子どもに何らかの形で返している。
- ・ アンケートには、楽しかったことなども書いてもらい、職員の支援に対するアドバイスとしても活用している。

(ウ) 学習権の保障

- ・ ケースワーカーが、保護者や学校の意向を汲んで、子どもを通学させたいと思うときは、一時保護委託に出している。
- ・ 一時保護所内の学習は、全体では 2 コマ（算数と数学、国語と英語）で、それ以外の時間は、希望する子どもが理科や社会などを学習している。
- ・ 土曜は、平日とは違う楽しむ土曜学習で、その時の担当指導員が得意分野の学習を行っている（指導員がギターを弾いて皆で歌を歌う、クリスマスリースを作る、習字、理科の実験など）。
- ・ 一時保護所には、きちんとした学習環境や楽しい学習環境にない子どもが多いため、学力を伸ばすことよりも、分かる楽しさ、ほめてもらう楽しさなど「勉強が楽しい」と思えるようになることが大事だと考えている。

(エ) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応

- ・ 宗教上で、食事の際にお祈りをする子どもがいたので、他の子どもにも説明してお祈りをさせていた。その子どもの要望にできるだけ答えるようにしている。
- ・ イスラム系の子どものために、栄養士がルーや調味料まですべて調べて、豚肉の除去食を作ったことがある。
- ・ 自傷行為のある子どもも多く受け入れている。自傷行為をすることで楽になると言う子どももいる。子どもに寄り添って、違う方法を考えるように話をしていく。
- ・ 性被害の子どもは自尊心が低かったり、男性の声を聞いただけで震えるような子どももいたりするため、配慮している。

第V章 一時保護における第三者評価基準（案）に関する調査－アンケート調査－

1. アンケート調査の実施概要

一時保護における第三者評価基準（案）についての意見をもらうため、全国の一時保護所にアンケート調査を実施した。

◆調査期間

10/11（木）～10/31（水）

◆調査方法

全国の一時保護所に郵送配布・郵送回収

◆配布数

137 件

◆回収数・回収率

89 件（65%）

2. アンケート調査結果

※ 「その他」や「自由意見」に付している No.は、回答のあった各一時保護所に振った番号である。

(1) 調査結果の概要

<自己評価について>

- ・ 「自己評価を実施している」と回答した一時保護所は24.7%、「実施していない」との回答が69.7%を占める。
- ・ 自己評価の実施方法としては、「各職員で自己評価を行った後、チームで集計し、最後に施設全体でとりまとめている」が68.2%であった。
- ・ 自己評価をやったよかったこととしては、「振り返りの機会になった」、「課題の把握・共有ができ、改善につながりやすい」、「他職員の悩みや工夫を知る機会となった」、「職員の意識向上に寄与した」、また「一時保護所と児童相談所との職員での情報共有や、他職種からの意見や助言を得ることができた」などがあげられた。
- ・ 自己評価を行ううえで課題と感じていることとしては、「評価項目や基準などが適切かどうかかわからない、見直しが必要」、「評価を行うことの難しさ（主観的になってしまう）」、「職員個別の評価を集約することの時間と労力の負担が大きい」、「評価結果を改善につなげていくことの難しさ」などがあげられた。

<第三者評価について>

- ・ 「第三者評価を実施している」と回答した一時保護所は12.4%、「実施していない」との回答が77.5%を占める。
- ・ 第三者評価機関としては、「外部評価機関」が9箇所、「自治体の審議会委員」が7箇所との回答であった。
- ・ 第三者評価を実施してよかったこととしては、「課題に気づけた、課題が明確になった」、「職員の意識向上に寄与した」などがあげられた。
- ・ 第三者評価を行ううえで課題と感じていることとしては、自己評価と同様の課題があげられた他、「適切に評価されるのが不安」、「一時保護所は第三者評価の対象として適切でないのではないか」などの意見があげられた。
- ・ また、第三者評価を実施していない理由としては、「自治体としての検討や予算措置が図られてない」、「具体的な動きに至っていない」、「日常業務で精一杯」などの他、「予算や評価機関があれば実施可能であり、評価を受けたい」、「第三者評価の実施方法や評価機関を紹介してもらいたい」などの第三者評価の受審に対する前向きな意見も多くみられた。

<子どもからの意見の把握について>

- ・ 自己評価または第三者評価実施時に、子どもからの意見を把握する方法として、「アンケートを実施している」との回答が15箇所、「ヒアリングを行っている」との回答が6箇所からあげられた。
- ・ 意見を把握している子どもの年齢は、「学齡児（小学生以上）」が13箇所と最も多く、「在所しているすべての子ども」との回答が3箇所からあった。

<第三者評価基準（案）の評価項目に関する意見>

- ・ 全体を通じて、児童相談所の児童福祉司等が行うものであり、一時保護所の第三者評価項目としてはなじまない」との意見が多くあげられた。一方、一時保護所内での取り組みだけでなく、子どもに対する説明等において、「児童福祉司等からだけでなく、一時保護所の職員も一緒に行うことが重要」、「児童福祉司等がその役割を果たせていないと感じるときは、一時保護所職員から働きかけることも必要」との意見も多くみられた。

<第三者評価基準（案）全体に関する意見>

- ・ 全体として、「必要な項目が網羅されている」、「理解しやすい」、「今後の自己評価の参考にしたい」との意見があった一方、「評価項目が多い」、「一時保護所の現実と乖離した評価項目もある」、「項目が重複している箇所があると感じる。整理が必要」といった意見があった。
- ・ また、「正当な評価がされるのかが不安」、「評価の基準を明確にしてほしい」、「客観的な評価を助けるための視点をできるだけ盛り込んでほしい」といった意見もみられた。

<自己評価・第三者評価の方法に関する意見>

- ・ 自己評価の方法として、「判断基準」レベルでの評価をどのように「評価項目」の評価として反映すればよいかのわかりにくいとの意見が多かった。
- ・ また、評価項目等に使われている用語に関する補足説明や、評価方法を具体的に示してほしいなど、第三者評価基準（案）ならびに、手引き（案）への記載の追加を求める意見もみられた。

<手引き（案）に関する意見>

- ・ 「評価項目が多い」、「児童相談所の児童福祉司等との線引きがあいまい」など、他設問の回答と重複する意見が多くみられた。
- ・ また、「すでに実施している子どもへのアンケートの活用は可能なのか」など、第三者評価基準（案）や手引き（案）の取扱いに関する質問もみられた。
- ・ 追記してほしいこととしては、各評価項目に関する「判断基準」や「評価の視点・ポイント」への追記に関する意見のほか、評価に使用する様式の添付や、他の一時保護所での取り組み事例の紹介、具体的な進め方に関する例示を求める意見があった。

<手引き（案）を活用して第三者評価を実施する場合の課題に関する意見>

- ・ 第三者評価の実施に向けた課題としては、「適切な評価機関がない」の他、「建物や規模、職員配置等の地域差が大きいため、画一的な評価基準での評価が適切なのか疑問」、「第三者評価に対する職員の理解が必要」、「ローテーション勤務のため、全体でどのように進めるのかが悩ましい」、「作業負担が大きい」、「評価結果の活用方法がみえない」などの意見があげられた。
- ・ 一方で、「全国統一の評価基準は有効だと思う」、「自己評価及び第三者評価の実施を前向きに考えている」との意見もみられた。

(2) 自己評価・第三者評価の実施状況

① 自己評価の実施状況

図表 51 自己評価の実施状況 (N=89)

No.	カテゴリー名	N	%
1	実施している(今年度中を含む)	22	24.7
2	実施していないが、今後実施予定	5	5.6
3	実施していない	62	69.7
	無回答	0	0.0

② 自己評価の実施方法

図表 52 自己評価の実施方法 (N=22)

No.	カテゴリー名	N	%
1	各職員で自己評価を行った後、チーム(ケア単位・職種別等)で集約し、最後に施設全体でとりまとめている	15	68.2
2	チームごとに評価者を決め、選ばれた評価者が自己評価を行った後、施設全体でとりまとめている	1	4.5
3	施設長が自己評価を行っている	1	4.5
4	その他	5	22.7
	無回答	0	0.0

<その他の意見>

- ・ 保護所ミーティングでケースを通して振り返りを行い、児童相談所全体（保護所付設）に回覧する。
（No.7）
- ・ 退所児童に行っているアンケートの結果を基に、自己評価・課題の分析を行った上で職員全体会議で議論し、改善すべきところは改善することとしている。各職員が日々各種運営方法を自己評価し、課題を年4回実施している職員全体会議で提起することとしており、その場で議論して課題解決につなげている。（No.68）
- ・ 各職員で自己評価を行った後、施設全体で取りまとめている。（No.17）
- ・ 各職員で自己評価を行った後、一時保護所で集約し、最後に児童相談所全体で取りまとめている。
（No.51）
- ・ 年度当初に一時保護所としての組織目標を立て、年度末に達成状況を確認する「自己評価」を実施。併せて参事・主査級以上の職員は監督職として、組織目標に沿った個人目標の達成状況进行评估。
（No.82）

③ 自己評価を実施してよかったこと、課題に感じていること（自由回答）

<p>よかったこと</p>	<p>【振り返りの機会になる、課題の把握・共有ができる、改善につながる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の振り返りができ、課題が明確になる。(No.21) ・ 自分の行動を振り返る機会。対応に困っていること、できていないこと、ミスしやすいところなどが確認でき、共有・改善の意識へとつながる。(No.22) ・ 日常的に行っていることを改めて見直すことで、改善点が見つげられた。(No.30) ・ 業務の振り返りができた。課題の共有が職員間ででき、業務の改善につなげることができた。(No.25) ・ 課題や弱みが明確になり、改善につながった。自己評価を行うこと自体が良い振り返りの機会になっている。(No.26) ・ 一時保護所の運営などの振り返りができ、問題点や課題などの洗い出しができた。(No.43) ・ 職員一人ひとりが項目をチェックすることで、日々の処遇について振り返ることができた。(No.51) ・ 客観的に見直しがかげられる。(No.27) ・ 独善的なやり方に陥りやすい中で、客観的な評価の参考になる。(No.60) ・ 評価の低い項目について再認識し、職員間で検討することができるなど、子どもの支援や業務の見直しや向上につなげられること。(No.31) ・ 正職員と非常勤職員全員の率直な意見や思いを把握でき、今後改善すべき点が明確になった。(No.28) ・ 子どもの生活環境の向上のための 25 項目のチェックリストを作成し、全ての職員が年 3 回（7 月、10 月、1 月）チェックしている。都度結果を周知しているため、徐々に結果が良くなってきていると感じている。(No.17) ・ どんなことを意識して処遇にあたるか、個々の職員が考えることができた。一時保護所のルールを見直す機会になり、変更したものもある。職員体制、運営、管理体制について確認する機会になった。(No.40) ・ 組織として求める状態や成果を考え、課題を整理した上で年度目標を設定し、職員全員で取り組んでいる。自己評価は年度末に実施しているが、PDCA サイクルに基づき改善すべき課題を自己評価によりフィードバックする取組は、子どもの権利擁護にも資するものと考えている。(No.82) <p>【他職員の悩みや工夫を知る機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所対応、児童処遇、生活指導、健康管理など、全般的に自分の行動や態度について見直す仕組みになっている。職員が子どもに対して適切な関わりができているのか、またどのような場面で子どもたちへの対応方法を迷っているのかわかること。職場内の業務でどのようなことが課題であるかが数値としてわかり、業務改善がしやすくなること。(No.56) ・ 班内に権利擁護委員を設置し実施。職員一人ひとりの考え、工夫を共有でき、視野を広げた中で洞察を深め、今後の支援の参考となった。他職員の困り感、悩みなども明ら
---------------	---

<p>よかったこと (つづき)</p>	<p>かになり、サポート体制、今後の検討課題、研修などの計画を立てることができる。自己評価を基に班内で話し合うことで、職員間のコミュニケーションを一層図ることができる。 (No.29)</p> <p>【職員の意識向上に寄与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員、昼間嘱託員、夜間嘱託員それぞれに集約し、全体でも統計を取り、傾向がわかってよかった。定期的に行うことで職員の意識づけになる。(No.75) ・ 児童アンケートは児童からの評価であることから、各職員の改善意欲向上に大きく寄与している。四半期ごとに職員から課題を持ち寄り一時保護所全体会議で検討することとしていることから、各職員が常に課題意識を持って業務に臨んでいる。(No.68) <p>【保護所と児童相談所職員が情報共有できる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の対応で、職員が具体的にどう関わって問題が改善されたか、保護所と児童相談所職員が共有できる。付設保護所で職員兼務と宿直輪番制で対応しており、多職種の間で児童の観察や保護所の運営、子ども本位の養育支援について意見や助言が受けられる。(No.7)
<p>課題に感じていること</p>	<p>【評価項目、基準見直しの必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目の選定の難しさ。(No.31) ・ 自己評価の点検項目の見直しが必要。(No.56) ・ 児童と職員という限られた中での評価であり、認識できていない課題も多いのではないと思われる。児童へのアンケートは評価項目が十分ではなく、課題の洗い出しが十分でないと思われる。明確な評価基準を設け、各職員が評価を行っているわけではないので、そうした基準に基づく評価が必要と考える。(No.68) ・ 地方の一時保護所と都市部の一時保護所ではずれが生じており、評価基準に違和感がある。(No.60) ・ 評価の視点が、児童の処遇に関する相談部門との連携や情報共有などが中心となっているため、一時保護所の生活環境の整備や支援・ケアの質の確保および向上を図るための評価項目に見直しを検討している。(No.55) ・ 平成 28 年度から市内 2 か所の児童相談所について自己評価を実施しており、一時保護所に係る評価については、一時保護所がある児童相談所の評価に含める形で平成 29 年度に実施した。しかしながら、評価基準が主観的で曖昧であったことなどから、自己評価も含めた児童相談所の業務評価全体について見直しを行い、来年度以降は①処遇面における審議会委員による事例検証と②客観的な視点での事務監査を実施する予定である。今後の自己評価については、国が今後示す予定の評価基準などを元に実施を検討したい。(No.51)

<p>課題に感じて いること (つづき)</p>	<p>【評価作業の難しさ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主観的になってしまう。(No.21) ・ 非常勤職員は狭い業務範囲でのみしか見えていないため、評価がつけられなかったり、判断の偏りが大きかったりした(担当業務や勤務経験により課題の捉え方が違う)(No.28) ・ 自己評価表が判断に困るという声が聞かれており、改善が必要。(No.22) <p>【評価作業・集約の難しさ(時間・労力)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者の負担が大きい。日常の煩雑な業務の中での実施には管理職の意識の高さが必要。(No.40) ・ 日々の業務が立て込み、自己評価が細部な部分までできていない。(No.43) ・ ローターション勤務であるため、意見の集約に時間がかかる。(No.25) ・ ローターション勤務であるので、全体で取りまとめることや全員で共有する機会を作ることが困難である。(No.26) ・ 自己評価後の話し合い(班内)がローテーション勤務などで時間がかかり、全体周知することや具体的な改善などにつなげるまでに時間がかかることが課題。(No.29) <p>【評価後の活用の難しさ、改善の難しさ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価で終わっているところ。(No.22) ・ 取りまとめ後の活用。(No.46) ・ なかなか同じ項目の改善が難しい。(No.30) <p>【外部評価には慎重姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は自己評価を実施しているが、今後、施設運営面の一層の向上を図るためにも外部評価を取り入れる利点はあると考える。しかし一方で、施設の性質上、情報公開にそぐわない面もあり、外部評価実施には慎重にならざるを得ない。(No.82)
----------------------------------	--

④ 第三者評価の実施状況

図表 53 第三者評価の実施状況 (N=89)

No.	カテゴリー名	N	%
1	実施している(今年度中を含む)	11	12.4
2	実施していないが、今後実施予定	9	10.1
3	実施していない	69	77.5
	無回答	0	0.0

⑤ 第三者評価の評価者

図表 54 第三者評価の評価者 (N=20)

No.	カテゴリー名	N	%
1	自治体の審議会委員	7	35.0
2	1以外の有識者	0	0.0
3	外部評価機関	9	45.0
4	その他	4	20.0
	無回答	0	0.0

⑥ 第三者評価を実施してよかったこと、課題に感じていること (自由回答)

<p>よかったこと</p>	<p>【課題に気づけた、課題が明確になった】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的な評価による課題が抽出されること。(No.31) ・ 外部・第三者による評価を書面で通知されたことで、今後の課題や改善点が明確となった。(No.45) ・ 第三者の視点で改善項目が明らかになった。保護所職員やケースワーカーの方々へ児童が要望を出せる場として増えたことは良かったと感じる。(No.49) ・ 客観的に見直しをかけることができる。問題点がはっきりとわかるので、職員間で共有が図れる。(No.27) ・ 保護所職員だけでは「当たり前」「できない」と思い込んでいたことも、評価調査を受けることで改善点に気づくことができ、すぐに取り組みをできる事案から改善している。(No.28) ・ 第三者評価における資料提出や評価者からの質問を受けて、一時保護所だけでなく児童相談所全体で会議資料やマニュアルなどを再度確認することになり、自己評価だけでは得られなかった共通認識や新たな気づきを得ることができた。(No.51) ・ 自己評価や訪問調査、ヒアリングを通し、様々な気づきがあった。この気づきこそ意味あるものであった。自分たちの支援の強みがわかり、日々の支援の励みになったことと、客観的な視点から改善すべき点がわかった。児童アンケートでは子どもの素直な言葉を聞け、改めてここでの生活について考える良い機会となった。(No.29) <p>【職員の意識向上に寄与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護の意識が高まった。課題が明確になった。(No.25) ・ 評価してもらえたことについては職員みんなのモチベーションアップにつながった。指摘事項については改善でき、子どもにとってより良い保護所となった。(No.26) ・ 外部の目を意識する機会になった。(一時保護ガイドラインの量が多すぎて業務の中では読み切れないが、第三者評価を受けることをきっかけに目を通した職員がいる。) 良い点も悪い点もしっかり取り上げてもらえる。(自分たちでは見逃したり気づかないことがある。)(No.40)
---------------	---

<p>課題に感じて いること</p>	<p>【評価項目、評価方法見直しの必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の視点が、児童の処遇に関する相談部門との連携や情報共有などが中心となっているため、一時保護所の生活環境の整備や支援・ケアの質の確保および向上を図るための評価項目に見直しを検討している。評価方法について、児童からの意見聴取の仕組みと評価委員の現地視察を導入する必要があると感じている。(No.55) ・ 児童の安全・安心を守り保護する所であり、異年齢の男女児童が集団で生活することにより、構造的な課題の改善が速やかに行えない。調査時は全ての児童より聞き取るのは難しいため、偏った意見になりやすい。(No.49) ・ 平成28年度から市内2か所の児童相談所について第三者評価を各年度1か所ずつ実施し、一時保護所に係る評価については、自己評価同様、一時保護所がある児童相談所の評価に含める形で平成29年度に実施した。しかし、第三者評価の評価者である自治体の審議会委員から以下の通りの意見が挙がったため、来年度以降は①処遇面における審議会委員による事例検証と②客観的な視点での事務監査を実施する予定である。なお、今後の一時保護所の第三者評価の手法については、評価者の専門性の確保や業務負担などの課題があるため、改めて検討する必要がある。審議会委員の意見：評価基準が曖昧になる主観的な視点での評価項目と、台帳の確認等で足りる客観的な視点での評価項目が混在しており、第三者評価の必要性が低い。審議会委員は各分野（法律や医学等）において高い専門性があることから、評価基準を日々の業務遂行にあたって必要な項目が適切に実施されているかではなく、日々の支援状況など、児童相談所における処遇評価を行うことが望ましい。(No.51) <p>【評価作業・集約の困難さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的な基準がない質問に関しては一人ひとりの感覚に基づき回答せざるを得ず、回答が難しい。自己評価を行うにあたり、作業量も多く時間がかかる。職員一人ひとりの意見をまとめることが大変であった。(No.29) <p>【適切に評価されるか不安】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護ばかり強調されるが、粗暴行為、逸脱行動、両面的な激しい反応、攻撃のある子どもを対応することの難しさも理解してもらえるか（事前情報が乏しいことも多い）、当事者感覚を持ってもらえるか、引っかかりがある。(No.40) <p>【改善困難な事案もあり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハード面など改善が早急に難しい事案もあった（個別性が尊重される環境や閉鎖的環境での保護が必要最低限など、困難）(No.28)
------------------------	--

<p>課題に感じて いること (つづき)</p>	<p>【第三者評価は不適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の職員体制などの改善なしに評価事項などへの対応は難しい面も多い。本県では平成29年度に試行的に第三者評価を行ったところであるが、本質的な問題として、一時保護所は地方自治体の行政機関であり、そこに対して第三者評価を行うことが果たして可能かを慎重に検討すべきであると感じている。地方自治体の執行業務は事前に議会の承認を得、事後には監査委員による定期監査、議会特別委員会による審査を受けており、第三者評価は地方自治制度上適切ではないと考える。(No.45)
----------------------------------	--

⑦ 第三者評価を実施していない理由（自由回答）

【実施予定、実施に向けて準備中、検討中】

- 2019年度中に実施予定。これまでに行われた第三者評価に関する資料（具体的項目、評価、結果）があれば検討しやすくなると思われる。(No.18)
- 今年度他所で実施し、来年度当所で実施する予定である。評価項目・評価基準を適切かつ適正なものとする必要がある。(No.19)
- 実施について検討中。(No.10)
- 福岡県として実施に向けて検討中。(No.79)
- 自己評価方法、第三者評価方法をはじめ、評価機関の有無、受審の方法などについて、現在、調査・検討の段階。(No.13)
- 現在、県内一時保護所や他都市の取組状況など、情報収集している。将来的に導入に向けて調査・研究段階。(No.44)
- 将来的に実施することで検討を行っているが、まだ実施の目途は立っていない。一時保護所は特殊な施設のため、評価基準も特殊になると思われる。そのため、一時保護所の業務に精通した専用の外部評価機関の設置の必要性を感じる。(No.57)
- 県として実施を検討中の段階である。適切な評価基準がとりまとめられること、適切な評価機関が設置されること、財政支援を求める。(No.81)

【都道府県・自治体・機関として検討がまだ、予算措置がまだ】（実施の意向不明）

- 北海道として予算措置されていないため、外部評価機関を選定していない。(No.3)
- 機関で明確なそのような動きがみられていない。組織で動く必要あり。(No.4)
- 実施方法について、道としての検討が進んでいない。都府県、政令市の実施例を調査し、素案を作成して検討する機会があるとよい。実施例をまとめたもの、その効果について示す、という支援がわかるとよい。(No.2)
- 自治体として、第三者評価を実施する体制としていない。(No.5)
- 県全体での対応が必要なものであり、現在その具体的な動きがない。(No.11)
- 第三者評価実施に係る必要性（あるいは危機感）などが醸成されていない。よって主管課とのコンセンサスが得られていない。予算計上されていないため実施困難。通知などにより各主管課宛て情報提供願いたい。(No.6)
- 予算がない。(No.60)

- ・ 第三者評価を行うための予算が執行されていない。(No.39)
- ・ 府としての方針が未確定。予算が確保されていない。(No.52)
- ・ 県の方針が決まっていない。外部に評価機関が出来上がっており、依頼することが可能となっているなら取り入れやすいと思われる。(No.67)
- ・ 予算化されていないこと。県内には今のところ第三者評価を行える機関がなく、実施するには旅費も含めた財政的な支援が必要。(No.85)

【予算・評価機関があれば実施可能、評価を受けたい】(実施の意向あり)

- ・ 児童に毎週末の振り返りで面接とアンケート、退所時にアンケートを行っている。一時保護所のしおりに担当職員3名を示し、相談しやすくしている。毎日、担当児童指導員と交換日記を行い、意見があれば適切な職員に対応してもらう。学校職員との面会などにより子どもの権利擁護に努めている。具体的にアドバイスが頂ける人選があれば評価してもらいたい。(No.7)
- ・ 行っていない理由は特にない。行ってもらえる機関、予算があれば可能。(No.42)
- ・ 一時保護所のケアの質に格差が生じている要因に、外部からの評価がなかったことが指摘されている中で、その必要性は感じていたところである。保護所に従事する職員の理解と予算の確保ができれば、実施は可能と考える。(No.80)
- ・ 自己評価を実施の上、受審費用の予算化がなされた場合、実施可能。(No.32)
- ・ 第三者評価の導入は検討段階である。第三者評価や評価内容の決定に係る費用負担が課題となるため、財政的な支援が必要と考える。(No.86)

【今後検討する、他の動向を見ながら】(検討・実施の意向あり)

- ・ まだ準備が整っていない。他所の動向を聞きながら考えていきたい。(No.41)
- ・ 他一時保護所の動向を踏まえて判断したい。(No.71)
- ・ 国からの正式実施の動きを見つつ、実施につなげたいと考えている。(No.20)
- ・ 当県の一時保護所は児童の権利擁護を主に、マニュアルの作成や苦情処理対応に第三者委員を委嘱しており、今後第三者評価を取り入れる検討についてまだ実施していない。他県の状況をみながら、県全体のシステムとして第三者評価を検討すべきと、個人的には考えている。(No.14)
- ・ 一時保護所の第三者評価は実施していないが、入所児童の権利擁護に努めながら、混合処遇における援助水準の向上を図ることは社会的信頼を高めることにもつながることから、外部評価を導入する機運は高まりつつあると考えている。しかし、施設の性質上、情報公開にそぐわない面もある。また、第三者評価が結果として施設の安易なランク付けとならないための工夫も必要である。現時点では国や他都市の動向などにも留意しながら検討したい。(No.82)
- ・ 小規模児相・保護所のため、比較的風通しは良いと思うが、今後は実施検討していく必要があると考えている(どのような支援が必要かも含めて)(No.73)
- ・ 県内に4児相に保護所があり、その主管課(児童家庭課)が国の動向を踏まえながら検討していくことになっている。(No.76)
- ・ 児童相談所に併設された小規模な一時保護所(定員8名)であり、子どもの意向を常時把握しやすい体制となっており、今すぐの実施は考えていないが、今後については県として検討していく予定である。(No.59)

【ノウハウがない、欲しい】

- ・ 人員・予算の不足、一時保護所の統一的な評価基準が未整備。人員・予算の確保、実施に向けた体制整備などのノウハウの伝授などの支援が欲しい。(No.16)
- ・ 第三者評価の実施方法など、参考になるものがあれば取り組みやすい。(No.66)
- ・ 導入を検討している段階であり、具体的なことは決定していない。第三者評価の実績のあるNPO法人を教えてください。(No.74)
- ・ 実施の根拠を知らない。根拠を広く周知してくれば実施可能。必置でないのであれば上級庁の指示を待つしかない。(No.24)
- ・ 指摘を受けるだけでなく、そのことに対する改善策も一緒に考えてもらえるとう有益だと考える。(No.22)
- ・ 実施にあたっては主管課と協議する必要がある、実施予定時期、評価者の選定方法、評価項目などを検討する必要がある。第三者評価の準備段階で助言や基準が示されれば、実施に向けた準備がしやすくなる。(No.35)
- ・ 保護所の第三者評価を行うことについての基本的な知識や理解が不足しており、どのように実施したらよいかわからない。保護所独自の評価項目や基準が必要と思われる。(No.37)
- ・ 評価方法および評価項目が定まっていないため。実施のためには、評価方法および評価項目の検討のための支援、および受験までのプロセスの支援が必要。(No.1)
- ・ 不安定な児童が多く、児童の入れ替わりが目まぐるしい中、職員が少なく第三者評価に対応する余力がない。評価を行うにあたり、十分なノウハウがない。第三者評価を行うにあたり、評価者としてどういった人材または機関が適切であるかがわからない。第三者評価を行うにあたって、評価をお願いする者・機関への報酬・委託料などの予算措置がされていない。第三者による児童への聞き取りなどが適正に評価するためには必要な要素と思われるが、不安定な入所児童が多く、目まぐるしい入れ替わりがあるため、第三者による聞き取りには困難が伴う。実施に向けては、先進的に取り組まれている事例等を提示してほしい。第三者評価の明確な規定（それによって予算を確保することができることが想定される）(No.68)
- ・ 第三者評価実施の意識が乏しい。誰（どの機関）に評価を依頼すればよいかわからない。(No.58)
- ・ 第三者評価の重要性は認識しているが、現体制のままでは実施にあたっての研修や仕組みの構築が進められる状況にない。(No.87)
- ・ 第三者委員の選定ができていない。(No.65)
- ・ 第三者評価についてどのような枠組が必要か、十分な検討が必要なため。(No.56)

【理由なし、具体的な動きに至っていない】

- ・ 機会がなかった。(No.21)
- ・ まだ取り入れる準備を始めていない。(No.23)
- ・ 理由は特にない。(No.88)
- ・ 検討したことがない。(No.84)
- ・ 実施に向けた話し合いを行っていない。(No.89)
- ・ 第三者評価を行うとしていないため。(No.12)
- ・ 特に理由はないが、必要性などは理解するものの、具体的な動きに至っていない状況。(No.48)

【他の監査等で評価している】

- ・ 今年度から県子ども若者審議会「児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」の現地調査を受け、入所

児童からの聞き取りを実施してもらっている。(No.50)

- ・ 主管課による監査や所内でのチェックで評価・改善を行っている。(No.63)
- ・ 現在のところ法令で義務づけられておらず、主管課による監査と所内でのチェックにより見直し・改善を行っている。財政的支援、行うにあたっての事前研修。(No.62)

【日常業務で精一杯】

- ・ 日々の生活を過ごすことで精一杯で、職員の人数や時間に余裕がない。(No.9)
- ・ 評価を受けるための準備に手間がかかる。(No.34)
- ・ 業務が多忙で十分な検討を行う余裕がない。(No.64)

【評価対象外施設であったため】

- ・ 社会福祉法に定める社会福祉事業に該当しない(=評価対象外施設)であったため。(No.69)

⑧ 自己評価・第三者評価時の子どもからの意見の把握方法

(ア) 意見の把握方法

図表 55 意見の把握方法 (N=24) ※複数回答

No.	カテゴリー名	N	%
1	アンケートを実施している	15	62.5
2	ヒアリングを実施している	6	25.0
3	その他	4	16.7
	無回答	3	12.5

<その他の意見>

- ・ 検討中 (No.19)
- ・ アンケートなどは実施していないが、日々何かあれば職員へ伝えられるように周知しています。その他、意見箱を設置しています。また、児童相談所所長への意見を日記時に配布しています。(No.17)
- ・ 一時保護所入所児童に対して入所中にアンケートを実施し意見把握に努めているが、その結果を自己評価や第三者評価に反映してはいない。(No.51)
- ・ 子どもからの意見把握の仕組みが整備されていない。(No.55)

(イ) 意見を把握する際の対象者

図表 56 対象者 (N=24)

No.	カテゴリー名	N	%
1	在所しているすべての子ども	3	12.5
2	学齡児(小学生)以上	13	54.2
3	その他	4	16.7
	無回答	4	16.7

<その他の意見>

- ・ 検討中 (No.19)
- ・ 職員 (No.22)
- ・ 回答できる状態の子ども (知的面・状態面からも) (No.40)
- ・ 幼児、小学生、中学生など、年代別に児童をリストアップして評価者に決定してもらった。今年度は中学生以上の児童がケースワークの関係上対象外になったこともあり、幼児と小学生低学年・高学年の3名だった。(No.49)

3. 第三者評価基準 (案) に関する意見

- ※ 本報告書の「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き (案)」は、本アンケートでの意見等を踏まえ、修正したものであり、本アンケート調査時に一時保護所に送付した「第三者評価基準 (案)」とは異なる。
- ※ なお、「児童相談所の児童福祉司等が行うものであり、評価項目から削除すべき」との意見が多くあげられた評価項目もあったが、本第三者評価基準は「一時保護において、子どもの状況等に最も適した環境等で、生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られているか」という子どもの視点から作成したものであり、評価の実施にあたっては、一時保護所の職員のみならず、児童相談所の職員も含めて行うことが望ましいことから、評価対象のままとしている。(手引き：はじめに-2 頁「2. 第三者評価基準の考え方」参照)

(1) 評価項目の追加、修正、削除に関する意見

評価項目 番号	追加、修正、削除等のご意見
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加・修正・削除した方がよい項目というわけではなく、意見としてはあるが、当該項目の内容については非常に大切であると考え。故に、子どもたちに説明を行う際、誰が、どこで、どのように説明するか、整理する必要があるように思う。伝え方で子どもの受け止め方、理解に大きな差異が生じるため (現在、当施設ではその時勤務している職員が単独で個室で伝えているが、それを入所時に担当児童福祉司や一時保護所長、または複数職員で伝えるなど、もしくは全職員に伝え方の研修を必須で実施するなど) (No.54)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加・修正・削除した方がよい項目というわけではなく、意見としてはあるが、当該項目の内容については非常に大切であると考え。故に、子どもたちに説明を行う際、誰が、どこで、どのように説明するか、整理する必要があるように思う。伝え方で子どもの受け止め方、理解に大きな差異が生じるため (現在、当施設ではその時勤務している職員が単独で個室で伝えているが、それを入所時に担当児童福祉司や一時保護所長、または複数職員で伝えるなど、もしくは全職員に伝え方の研修を必須で実施するなど) (No.54)

3	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないの削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ 保護開始にあたり、理由や目的は保護所の職員というより福祉司からになると思われる。一緒に確認できているかぐらいがよい。(No.41) ・ 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がよいと思う。(No.54) ・ これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56)
3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護の不服申し立てについて、子どもにはどのように示すのか？触法少年などの非行傾向を有する児童に対し、当所は説得を重ねて一時保護を実施している。これらの子どもは一時保護に拒否的で(保護者は保護希望が多いが)、保護所の規則正しい生活を「不自由」と認識することが多々みられる。以上から、非行傾向を有する子どもへの不服申し立てはどのように行っていくのか。また、児童の福祉の観点から、行動化を抑制するための保護の継続が難しい要因となり得ないかを危惧する。(No.61) ・ 一時保護の不服申し立ての方法などは、保護者・現に監護している者に示すという対応でよいかと思うがどうか。(No.82)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) ・ これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないの削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ 現状や見通しの説明も福祉司からされるので、保護所としての評価ではないような気がする。(No.41) ・ 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がよいと思う。(No.54) ・ これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56)

5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) ・ これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないの削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ 解除についての説明・合意も福祉司からされるので、保護所としての評価ではないような気がする。(No.41) ・ 5と6の項目を敢えて分ける必要はないのではないか。(No.68) ・ 6と評価ポイントの内容が重複的であり、整理が必要と思われる。(No.20) ・ 保護解除について、子どもへの適切な説明や合意は児童福祉司の役割。(No.29) ・ 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がいいと思う。(No.54) ・ これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) ・ これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないの削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ 5と6の項目を敢えて分ける必要はないのではないか。(No.68) ・ 5と評価ポイントの内容が重複的であり、整理が必要と思われる。(No.20) ・ 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がいいと思う。(No.54) ・ これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56)
6-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護所職員の業務ではない。そのため、保護所に対する評価は不可。主旨に合わない。(No.24)
7-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもを一人ずつ鍵をかけた個室に置く」→極端な表現ではないか (No.7)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護された子ども全員に対し、弁護士に相談できることを必ず伝える必要があるだろうか。(No.82)
7-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必要のない子どもにも制限がされていないか」との間であるが、保護者からの強引な引き取り要求を抑止する、無断外出の防止などのため一時保護所の玄関などの施錠がなされる時がある。つまり、一人の子どもへの対応が全体に波及することがある。このような場合も必要のない子どもへの制限となるのだろうか。一時保護所の構造上致し方ない面があり、除外例を記すことも必要でなかろうか。(No.61)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加・修正・削除した方がよい項目というわけではなく、意見としてはあるが、当該項目の内容については非常に大切であると考え。故に、子どもたちに説明を行う際、誰が、どこで、どのように説明するか、整理する必要があるように思う。伝え方で子どもの受け止め方、理解に大きな差異が生じるため（現在、当施設ではその時勤務している職員が単独で個室で伝えているが、それを入所時に担当児童福祉司や一時保護所長、または複数職員で伝えるなど、もしくは全職員に伝え方の研修を必須で実施するなど）(No.54)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加・修正・削除した方がよい項目というわけではなく、意見としてはあるが、当該項目の内容については非常に大切であると考え。故に、子どもたちに説明を行う際、誰が、どこで、どのように説明するか、整理する必要があるように思う。伝え方で子どもの受け止め方、理解に大きな差異が生じるため（現在、当施設ではその時勤務している職員が単独で個室で伝えているが、それを入所時に担当児童福祉司や一時保護所長、または複数職員で伝えるなど、もしくは全職員に伝え方の研修を必須で実施するなど）(No.54)
9-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童間の権利侵害は日常的に頻繁に発生することから、運営上は大きなポイントになると考えられるが、その割に当該項目のチェックポイントの記述が具体性に欠けるため、管理運営上のヒントになり得ないと思われる。もう少し詳細で具体性のある記述が必要ではないか。（評価項目としての重み付けも当該項目については軽いと感じられる。少なくとも、抽象的な文言でさらっと流していい項目ではないと考える。）(No.82)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難しい内容なので、評価の留意点についてはもっと具体的な内容を記してほしい。(No.37) ・ 削除 (No.60) ・ これらの項目は特出しするのではなく、個々の児童の個別性への配慮が適切に行われているかといった括りではいけないか。(No.83) ・ 「文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなど」に対応するには、様々な道具などの準備や知識の研修も必要であり、評価自体が曖昧になりそうで、削除してもよいのではと考える。(No.87)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難しい内容なので、評価の留意点についてはもっと具体的な内容を記してほしい。(No.37) ・ これらの項目は特出しするのではなく、個々の児童の個別性への配慮が適切に行われているかといった括りではいけないか。(No.83)
12-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽象的な表現があるため、評価が難しいのではないか。(No.67)

12-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽象的な表現があるため、評価が難しいのではないか。(No.67)
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) ・ これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないのが削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ 聞き取りなどの調査は相談支援担当が行うことが通例であり、また聞き取りなどの調査は一時保護児のみでなく通所・訪問でも行うため、「一時保護所における第三者評価」の項目にはそぐわないのではないか。(No.85)
14-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取りなどはケースワーカーが行っている。また、聞き取りなどは一時保護のみではなく、通所・訪問でも行うため、削除した方がよいのではないか。(No.86) ・ 警察から子どもに対する事情聴取や現場検証などの際は、事実確認のため、子どもにとって触れられたくない心の傷にもやむを得ず触れなければならないこともあると思われる。事情聴取や現場検証の際には、児童相談所職員や一時保護所職員の同行・立ち合いはないが、警察に対して、子どもができるだけ心の傷を広げないような配慮を事前にお願しているかどうかという点を評価するという点か。(No.82)
16-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私服の着用について。虐待を主訴とする緊急保護が多い中、持参できるケースは限定される。その中で、子どもの中でも私服とそうでない子がどうしてもできてしまう。また持参できる世帯でも、経済格差による服の差異も発生することが懸念される。私服を適宜着用させることが子どもたちによって安心・安全な環境かは疑問を感じる。(No.57) ・ 頭髪や私服のスタイルについては、一時保護所のように複雑な生活課題を抱えた様々な年齢の児童が集団生活を送る場合、入所児童に安全・安心な生活環境を提供するためには、一定の所内ルールが必要であると考えている。「他の児童に不安感や威圧感を与えない配慮」や「児童間で所有物に極端な差が出ないように配慮」も要するため、教育機関における校則と同様、一定の制限を行う必要がある。そのような観点から、判断基準の「むりやり頭髪の色を変えさせていない」「私服の着用を適宜認めている」の2項目については、できれば削除を求めたい。(No.82)
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者が誰を指すのかがよくわからない。各児相で組織が異なると思う。もう少し明確にならないか。(No.75)
26	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31)
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないのが削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ 警察との連携については一時保護所で行うのではなく、今後も想定しないため、項目

	<p>を削除した方がよい。(No.85)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察との連携は一時保護所のみでは行わず、今後も単独で行うことは想定されていないため、削除した方がよいのではないか。(No.86)
27-1	<ul style="list-style-type: none"> これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31)
27-2	<ul style="list-style-type: none"> これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31)
27-3	<ul style="list-style-type: none"> これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) 「アドボケイト」は用語としてわかりにくいので、「代弁用語」などに言い換えるか、注釈をつけてはどうか。(No.82)
28	<ul style="list-style-type: none"> 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないで削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) 施設、里親と一時保護所が直接連携していない所もあると思われる。(No.53) 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がいいと思う。(No.54) これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56) 施設や里親等、また、必要な関係機関との連携についてとなっているが、保護所の職員が標記機関などと連携はあまりしていない状況がある(ケースワーカーが主に行っているため) (No.17)
29	<ul style="list-style-type: none"> 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないで削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) 施設、里親と一時保護所が直接連携していない所もあると思われる。(No.53) 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価

	<p>の視点・ポイントに追加した方がいいと思う。(No.54)</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56) 施設や里親等、また、必要な関係機関との連携についてとなっているが、保護所の職員が標記機関などと連携はあまりしていない状況がある(ケースワーカーが主に行っているため)(No.17)
29-1	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所の職員が全ての関係機関を知ることを評価するのでしょうか。(No.82)
31	<ul style="list-style-type: none"> 削除(年度単位の保護はないため)(No.60)
32-2	<ul style="list-style-type: none"> 緊急保護を行うにあたり、わかりやすく伝える工夫とは具体的にどのようなことか、例などを記載した方がよいかと思います。(No.82)
34	<ul style="list-style-type: none"> 「遊具・備品の点検」を追加(No.6)
35-4	<ul style="list-style-type: none"> 「食堂からみえるものへの影響がされている」は表現がわかりづらい。「影響」→「配慮」か。(No.57)
36	<ul style="list-style-type: none"> 適切かどうかで意見が分かれた。肌着が新品でないのは予算の関係もあり難しい。好みに合わせられるような品揃えができない。思いはある。(No.75)
36-1	<ul style="list-style-type: none"> できれば「下着は新品を使用することが望ましい」という内容に変更できないか。(No.82)
41	<ul style="list-style-type: none"> これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないので削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がいいと思う。(No.54) これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56)
43-3	<ul style="list-style-type: none"> 「アドボカシー」は用語としてわかりにくいので、「権利主張の代弁」などに言い換えるか、注釈をつけてはどうか。(No.82)
46	<ul style="list-style-type: none"> 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30)
46-3	<ul style="list-style-type: none"> 「グリーンケア」や「モーニングワーク」は用語としてわかりにくいので、言い換えるか、注釈をつけてはどうか。【内容補足】「グリーンケア」は、死別の悲しみから立ち直るため、周囲が寄り添いサポートすること。【内容補足】「モーニングワーク」は、身近な人を失った悲しみから精神的に立ち直っていく過程のこと。(No.82)
48-1	<ul style="list-style-type: none"> これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) 施設の構造上、障がい児受け入れができない一時保護所についてはどのように評価す

	<p>るのだろうか。(No.82)</p>
55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「閉鎖的」→暗いイメージになるので、「一部開放的でない」などと表現を修正できるとよい。(No.22) ・ 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がいいと思う。(No.54)
56	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明などは福祉司・相談員が行っているため、保護所職員の業務にはあたらない。(No.30) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないのが削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ 緊急的な一時保護が多く、情報が刻々と変わっていく中で一時保護を行っている現状がある。どこまでのアセスメントを求めているのか。何を見てそれができていると判断するのか。(No.70) ・ ねらいの部分「保護開始にあたり、児童相談所や…」：一時保護所も児童相談所の一部であり、外部のような表現に違和感がある。また、調査保護もあるなか、保護開始時点で総合的なアセスメントを行える事例はほぼない。(No.20) ・ 施設によっては一時保護所以外の他部署の役割と位置付けている所もあると思うが(当所もそうだが)、「第三者評価規準の考え方」に記載されているように、一時保護所以外の担当職員がその役割において果たすべき評価基準に満たない場合、他部署に働きかけられているか、また、子どもと一番身近で接している一時保護所職員が、子どもの気持ちや思いをきちんと担当児童福祉司などに伝えることができているかを、評価の視点・ポイントに追加した方がいいと思う。(No.54)
58	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56)
63	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらは基本的には担当福祉司などが行うことであり、一時保護所の評価としては相応しくない。(No.31) ・ 児童福祉司が行う調整・動機づけの内容であり、一時保護所の評価としては馴染まないのが削除。もしくは「措置児相側に事前に依頼している」などの働きかけにするなどの修正。(No.40) ・ これらの項目については、担当児童福祉司が説明する項目である。(No.56)
63-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の開催を追加 (No.5)
空白	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児については一時保護所では対応困難なため、専門機関に一時保護委託することとなるため、受け入れることはないと考えられる。(No.10) ・ 今後の課題として、保護者へのアンケートなども検討してはどうか。虐待案件だけでなく、保護者からの依頼で保護することも少なくない。(No.19) ・ 生活環境、衛生管理。外部人材、ボランティアの受け入れ。(No.39)

(2) 「判断基準」、「評価の視点・ポイント」の追加、修正、削除に関する意見

判断基準 番号	追加、修正、削除等のご意見
1-2	<ul style="list-style-type: none"> 「解決方法を説明しているか」としているが、解決方法の説明ではなく、「具体的な相談先及びその方法」の説明ではないか。(No.68)
2	<ul style="list-style-type: none"> 【評価の留意点】第三者委員会について。第三者とのかかわりが悪影響となる場合も考えられ、子どもの居所の秘匿の面では好ましくない。「第三者委員等の窓口の設置」とあるが、「第三者委員への窓口」への相談などのイメージが湧かない。第三者委員とは、評価するためだけの委員ではなくて、常時任命しておき、児童の権利擁護などに関わる業務も想定されているものなのか。(No.68)
3-1	<ul style="list-style-type: none"> 保護開始時に見通しを伝えることは難しい(福祉司などが伝える) (No.30) 目的や見通しは福祉司から伝えるのがよいのでは。(No.41) 状況などを伝えるのは福祉司。保護所職員はその気持ちに寄り添うとか受け止める役割では？(No.41) 最後のポイントについては、基本的には職員であれば全員そういったことができるようにすべきであって、特定の職員が説明していることを評価することは疑問。下から2番目のポイントがこの内容まで包含して評価すべきではないか。(No.68)
3-2	<ul style="list-style-type: none"> 福祉司の業務 (No.30) 子どもが一時保護に同意できるよう説明や説得はしているが、不服申し立てについては子どもに対しては行っておらず、いかがか。(No.37) 子どもは削除。(No.60)
4-1	<ul style="list-style-type: none"> 「継続の手続き」の意味がわかりづらいため、具体的文言にした方がよい。(No.62) 「継続の手続き」の文言はわかりにくいので、詳細に明記した方がよい。(No.63)
5-1	<ul style="list-style-type: none"> 保護解除について意向・意見を聞いたり報告をするのは、当センターでは児童福祉司が行っている。(No.53)
5-3	<ul style="list-style-type: none"> 保護解除について意向・意見を聞いたり報告をするのは、当センターでは児童福祉司が行っている。(No.53)
5-4	<ul style="list-style-type: none"> 保護解除について意向・意見を聞いたり報告をするのは、当センターでは児童福祉司が行っている。(No.53)
7-1	<ul style="list-style-type: none"> 通学について、評価の視点・ポイントの具体例を示してもらいたい。(No.7) 「弁護士に相談できる」とまで、児童に責任を持って伝えることは実際の対応と合致しないと思われる。(No.62) 「弁護士に相談できること…」と書かれているが、必要か。(No.63) 2つ目のポイントは 1-2 と被りではないか。それと「弁護士に相談できる」ことだけをポイントとして入れている意図は何か。実際に子どもに弁護士にどう相談するかを説明することは容易ではなく、具体的にどのように説明をする想定なのか。(No.68) 外出、通信、面会、行動などに関する制限についてはガイドラインにおいても一括りにされているが、一時保護所を運営する上で「外出、通信、面会」と「行動」とは少し事情の異なるところがある。視点・ポイントに「子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくなどしてはいけない」とあるのは違和感がある。こ

	れについては別項目に入れることが適当なように思う。(No.54)
7-4	・ 通学について、評価の視点・ポイントの具体例を示してもらいたい。(No.7)
8-1	・ ここで「通告・届出」という表現が適当なのか。(No.68)
9-2	・ 「…すぐに対応できる体制」とはどんな体制をイメージしているのか。ポイントでは「…対応が明確になっている」となっているので、マニュアル化ということか。(No.68)
9-3	・ ここで「虐待防止」は適切か。「子ども同士による権利侵害の防止」とすべきではないか。(No.68)
10-1	・ 評価のポイントが曖昧である。(No.31) ・ 2つ目のポイントは具体的なポイントとなっていない。見出しと同じ。(No.68) ・ 「適切な」→具体例が示されるとよい(11-1のように) (No.29)
11-1	・ 表現がわかりにくい (No.30) ・ 検討された上で適切な対応が大事なのであり、「検討され、適切な対応が行われている」とすべきではないか。(No.68)
12	・ 非常に大切な項目だと考えている。一時保護所において、児童の権利侵害にあたる対応が発生しやすいのは日常生活である。日常生活の中で子どもとの関わり方、接し方の評価が必要だと思う。判断基準の追加として「子どもへの接し方、対応は適切であるか」、視点・ポイントとして「すべての子どもに対して公平に接しているか」「子どもを上から目線ではなく、水平視線で接しているか」「不適切な言葉遣いや態度(威圧的、乱暴、命令、横柄等)はしていないか(表情、しぐさ等、非言語レベルのものを含む)」「子どもの呼称は敬称をつけているか」「集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ(自由や家庭的な雰囲気)を大切にしているか」など、視点・ポイントを具体化の方が評価しやすいと思う。(No.54)
12-1	・ このポイントは、子どもの安全が脅かされると判断すれば、居室が空いていても入所を断っていることが評価されるということか。混合処遇の課題がありながらそれを拒否できないこととの整合性上、どうなのか。(No.68)
12-2	・ 「療育」→「支援」(No.29)
12-3	・ 表現がわかりにくい (No.30) ・ 「通常以上に」とはどのレベルなのか。また、「共感的」という表現に若干の違和感を覚える。基本は傾聴、共感であるとは思われるが、全ての児童が共感を求めているとは限らない。あくまでも児童に応じての対応と思われる。(No.68)
13	・ 「表現の機会をつくり」とあるが漠然としていて、どのようなことを想定しているかわからない。「〇〇など」との具体的事例を明記してほしい。(No.85)
13-2	・ 「表現の機会を多くつくり」と曖昧であるが、どういった具体的な取組をイメージしているのか不明であり、例示が必要ではないか。(No.68)
14	・ 子どもから聞いた話の職員間の共有について。業務を遂行するにあたり、全ての共有する情報について子どもに事前に説明を行うことにはデメリットもあると思われる。他職員は知らないスタンスで接していく必要もあるが、「共有」=「全職員に知られる」となると、言いたいことも言えない可能性が出てくることも。特に児童心理司または心理士は気になる点と思われる。(No.57) ・ 【評価の留意点】職員間および担当児童福祉司と共有する際に、子どもから「福祉司さんには言わないで」「内緒だよ」と言われている場合、子どもに説明をするのか。また、

	児童福祉司に細心の注意を払ってもらうよう配慮をしてもらうことも必要なのではないか。(No.68)
14-1	・ 4つ目のポイント「必要な技法」とはどこまでを指しているのか。また、5つ目のポイント「職員が、…提供している」とはどういう意味か不明である。(No.68)
14-2	・ 聞き取りについては、児童福祉司、一時保護所職員が同じようなことを聞き取ることには、子どもにとって大きな負担となる。視点・ポイントの追加として「聞き取り内容について、児童福祉司と一時保護所職員が事前にきちんと連携が取れているか」ということが必要なように思う。(No.54)
15	・ 具体的に開放的環境の基準、プライバシーに配慮した空間とはどういうものかの判断基準が必要。(No.56)
15-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員を超えて受け入れる場合、居室を用意しなければならない根拠は？評価の視点・ポイントとしては相応しくないとされる。(No.31) ・ 「定員を超えた場合とは、居室以外でも安全に寝起きさせる環境がある」などとしてはどうか。(No.62) ・ 定員を超えた場合でも居室以外の安全な場所で寝起きする。(No.63) ・ 15-1では「定員を超えても…」という評価ポイントがあり、15-3では「居室定員の上限を超えていない」とあるが、同一項目内で矛盾していないか。(No.68) ・ 「定員を超えても居室以外で寝起きさせない」：定員を超えた場合、居室で過密に寝起きするより、別用途の部屋を寝起きしやすいように調整して寝起きするようにした方が適切（感染症予防の面でも）と思われる場合もある。表現を工夫されたい（15-3との整合性）(No.20)
15-2	・ 開放的を問うならば、閉鎖的保護についても問うべき。(No.24)
15-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15-1では「定員を超えても…」という評価ポイントがあり、15-3では「居室定員の上限を超えていない」とあるが、同一項目内で矛盾していないか。児童養護施設の施設基準にある「その他の項目」のポイントは設けないのか。(No.68) ・ 居室面積など基準が明確にされているものは具体的な数値を記載するように修正した方がわかりやすく、取り組みやすいのではないか。(No.86)
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「束縛感」の言葉がどこまでを表しているのか。日課もある意味では束縛と取る職員、児童がいる。「16-1 個別性が尊重される環境となっているか」が良いと思う。(No.23) ・ 「頭髪の色」の項目は「むりやり」との表現ではなく、「子どもの了承を得て色を変えさせている」とした方が現実的である。また、「私服」の項目は「他児とのバランスを考慮した上で適宜認める」とした方が現実的である。(No.85) ・ 評価の留意点において「…頭髪の色等についても、子ども一人一人の志向を尊重した対応が行えているか」とあるが、頭髪については「色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている」の方が現実的ではないか。(No.86)
16-1	・ 保護理由は様々で、頭髪の色を指導上変えた方がよい場合もあり、評価の視点としてどうか。(No.20)
16-2	・ 15-4との違いは？「個室を提供できる環境があるか」とは「個室での対応が可能となっているか」という意味なのか。(No.68)

16-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「あたたかい雰囲気」という評価はどう評価するのか。項目としてはむしろ17とすべきではないか。(No.68)
17-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「におい」についても定期的な評価がいるのか。(No.68)
17-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭的」という文言に対して具体的な取組が示されていないので、「リラックス」「みんなが集まる」「学習空間」が必ずしも家庭的を指すとはいえない。不適切な問。(No.24)
17-5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つ目のポイントは「目隠しに…」としているので、17-6 にするべきではないか。(No.68) ・ 外風景は立地条件なので。これも評価対象なのか？保護所の努力では改善できないのだが。(No.75)
18-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「職員との信頼関係ができています」とはどうやって評価するのか。(No.68)
19-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19 のタイトルは「必要な適切な職員体制が確保されているか」とされているが、児童養護施設の最低基準をクリアしていても、必ずしも適切な職員体制となっているとはいえないのではないかと。一方で、判断基準は児童養護施設の施設及び運営に関する基準しかないため、その基準はクリアしていることは最低条件として評価ポイントとしてよいが、それ以外に職員の配置体制（勤務時間ごとの人数、配置の工夫）について確認しないと、職員体制の正しい評価にならないと思われる。(No.68) ・ 居室面積など基準が明確にされているものは具体的な数値を記載するように修正した方がわかりやすく、取り組みやすいのではないかと。(No.86)
20-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「心理士」とは、ここでは「心理療法担当職員」を指しているのか。それとも「児童心理司」も指しているのか。(No.68)
20-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護所の職員配置なのか (No.30) ・ 3つ目のポイントが「心理職員の条件」で途切れている。(No.68)
20-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども1人ごとに担当を決めていることが評価ポイントになっているが、必ずしも子ども一人ひとりに担当をつけることが適切とは思えない。職員が少なく、かつ不規則な勤務体制になっていることが多いはずであり、チームで複数の子どもの担当としている方がむしろ適切である場合も考えられる。(No.68)
21-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報に関わる書類は日常的に鍵の掛かる場所に保管」とあるが、子ども一人ひとりの特性や生活歴などを職員間で共通認識を持つことが必要である。「鍵の掛かる場所」とは書類ロッカーのことなのか、一時保護所の管理棟のことなのか。(No.16)
22-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ社会福祉士の倫理綱領なのか。(No.30)
25-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ この評価ポイントは必要なのか（職員の福利厚生施設の充実は、一時保護所であれば県の福利厚生部門などが行うものである）(No.68)
26-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「児童福祉司や生活支援担当、児童心理司、医師などのチームケアを行う」とあるが、チームケアの必要性を問うような病状の子どもを一時保護所に入所させることが適切なのか。(No.16)
28-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる「切れ目のない支援」について問われる項目だと考えられる。「子どもの意見や不安を聞く」とか「子どもに対して、今後、保護所がどのような役割を果たし、支援できるか明示する」といった項目があった方がよい。(No.24)
29-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つ目のポイントの意図が不明。個々の職員が関係機関を知っているかということなのか。(No.68) ・ 関係機関との連携も、当センターでは児童福祉司が行っている。(No.53)

29-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関とのネットワークについて「触法の子どもへの面会への付添ができています」が必要か。(No.16) ・ 4つ目のポイントが唐突な印象。なぜ「触法の子ども」についてだけの対応がここに出てくるのか不明。(No.68) ・ 関係機関との連携も、当センターでは児童福祉司が行っている。(No.53)
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所という特性上（基本は短期間の入所期間で、児童が入れ替わる）、その都度児童に合わせた活動・行動を行うことが適切で、事業計画自体を否定するものではないが、年度単位の事業計画を評価するということの必要性が感じられない。(No.68)
32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護の面ばかりが評価されるポイントとなっており、最重要である安心・安全の確保がいかに行われているかの評価はないのか。(No.68)
32-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「閉鎖的環境での…」の文は必要か。(No.30) ・ 保護期間の判断や子どもへの説明は基本児童福祉司がするが、一時保護所の業務として位置づけることができるかどうか。(No.53)
32-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護期間の判断や子どもへの説明は基本児童福祉司がするが、一時保護所の業務として位置づけることができるかどうか。(No.53)
33-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の保護に限らず、健康維持を第一に行っている。(No.62) ・ 2つ目のポイントの「…健康維持を第一に…」は幼児だけでなく、全児童に「健康への配慮」を第一に行うべきことではないのか。(No.68)
33-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの状況に応じた日課」とはどの程度までを想定して評価されるのか。幼児、小学生、中学生といった一定年齢層ごとのものか、それとも全児童一人ひとりのきめ細かい日課なのか。(No.68)
34-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの安定化」は「子どもの心身の安定化」とすべきではないか。(No.68)
35-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている」を追加すべきではないか。(No.68)
35-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食事そのものの衛生面の配慮」と「調理環境の衛生面の配慮」を別項目として設けるべきではないか。以下、別途追加項目案：「食事の十分な安全が確保されているか」 <input type="checkbox"/> 食材は、品質・鮮度等について十分な検収がされ、適切に保管されている。<input type="checkbox"/> 十分な加熱、盛り付け時に素手で行わない等、調理時における衛生面の配慮が十分行われている。<input type="checkbox"/> 子どもに食事を提供する前に、職員等による検食が適切なタイミングで行われている。<input type="checkbox"/> 定例の食事時間に食事ができなかった子どもへの提供にあたって、調理後、適切な時間内に食事を提供している。<input type="checkbox"/> 異物が混入していた場合の対応は適切に行われているか。上記の項目を設けた上で、35-2 は「調理を行う環境の衛生が確保されているか」とすべきではないか。2つ目のポイントは、「食器等は汚れていない」という評価ポイントの表現は適切なのか。「食器等の洗浄、消毒、保管等、衛生管理が適切に行われているか」といった内容とすべきではないか。「調理する職員は、衛生面に十分配慮した着衣（作業衣、マスク、髪覆い、靴等）を着用している」も追加すべきではないか。(No.68) ・ 「食事に携わる職員は…」の前に「調理員等、」を追加した方がよいと思われる。(No.64)
35-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「体調不良の子どもには、個別に配慮した食事が提供されている」を追加すべきではないか。(No.68)

35-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5つ目の質問の意味が不明（「影響がされている」？）（No.62） ・ 1つ目のポイントの表現の意図はわからなくはないが、「食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている」とすべきではないか。「子どもの嫌いなものは提供しない」ことが評価されるのか。むしろ「嗜好を確認した上で、嫌いなものも食べられるように適切に支援している」とすべきではないか。5つ目のポイントは「…影響がされている」ではなく、「…配慮がされている」ではないのか。具体的に何を評価するのか、意図がよくわからない。食堂内のハード面の見た目のことを評価するのか。（No.68） ・ 「食堂から見えるものへの影響がされている」→「食堂から見えるものへの配慮がされている」（No.66）
35-5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ目のポイントは「明るく楽しい雰囲気となるよう配慮がされている」の方がよくないか。（No.68） ・ <評価の留意点> 3行目「最低限が」→「最低限の」（No.29）
36-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ目のポイントの「洗濯の方法」とは何を想定しているのか不明。（No.68）
36-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ目のポイントと36-4の1つ目のポイントの違いが不明。（No.68）
36-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ目のポイントと36-2の1つ目のポイントの違いが不明。評価基準のタイトルは「…貸与できる」ではなくて「…貸与している」とすべきではないか。（No.68）
37	<ul style="list-style-type: none"> ・ <評価の留意点> 1行目「ども」→「子ども」（No.29） ・ 【評価の留意点】文頭の「子」が抜けている。（No.68）
37-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つ目のポイントに「好みに応じた…選択…」とあるが、意図が不明。むしろ「季節に応じた適切な寝具の提供」という評価ポイントが必要なのではないか。（No.68）
38-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「毎朝～記録に残している」ではなく、「日々、子どもの健康状態～」と、毎朝を日々に変えた方がよい。毎朝との言葉だと「朝」にポイントが合ってしまう。（No.23） ・ 1つ目のポイントは、健康状態に関わらず毎日記録に残すということなのか。それよりも「…把握し、健康状態がよくない場合、必ず具体的な記録を残している」とすべきではないか。朝だけ健康状態を把握していることが評価のポイントとなるのか。朝は必須であるが、「子どもの健康状態の変化に留意し、保健師等と十分連携している」はいらぬか。（No.68）
38-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4つ目のポイントの「行く医療機関」は「受診する医療機関」とすべきではないか。（No.68）
38-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して服薬を必要とする児童が多く入所する中、事故防止のために「子どもの服薬管理が行われている」ことを基準に追加すべきと考えます。（No.15）
39-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加：教員免許等、有資格者が学習支援にあたっている。（No.62） ・ 教育免許の資格がある。（No.63） ・ 以下のポイントを追加すべきではないか。□子どもひとりひとりの学力を把握し、その学力に応じた適切な学力支援が行われている。□学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども等には、その状況に応じて創意工夫した学力支援が行われている。（No.68）
40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育所運営方針」の記述は必要か？（No.23）
40-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育所運営方針」ではなく「保育所保育方針」ではないか。（No.68）
40-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育方針は40-2の内容に触れているのではないか。40-1で同方針の評価をした上で、40-2は必要なのか。むしろ、40-1で保育所保育方針にある各項目について評価ポイントとして挙げるべきではないか。（No.68）

41-2	<ul style="list-style-type: none"> 1つ目のポイントは「記録等、具体的な方法により共有されている」という意味であるか。2つ目のポイントの意味が不明。記録等のシステムセキュリティ的なことなのか、職員の守秘義務のことなのか。(No.68)
42	<ul style="list-style-type: none"> 性的な問題が起きた後の対応に対する評価基準はあるが、予防に対する評価基準がないのはなぜか。(No.68)
42-1	<ul style="list-style-type: none"> 「異性からの性加害を受けた児童に対しては、できるだけ同性の指導員が対応する等の配慮を行っている」を判断基準として1項目追記してはいかがでしょうか。(No.82)
42-2	<ul style="list-style-type: none"> 個々の性の治療方針・性教育について、一時保護所にどこまで求められるのか。性的問題を抱える児童に対しては、他児童との距離の取り方や性的な行動への指導は必要であるが、その子どもの性的問題行動の程度および背景などにもよるが、一貫した長期的な治療教育などが必要で、中途半端な短絡的な対応をすることが適当であろうか。そして、それを評価基準としていることは適切であるのか。むしろ、一時保護所はどういった性的な特性がみられるか、どういった性的思考があるかなど、次につながるための行動観察が機能として求められているものではなからうか。そして、そこを評価基準とすべきではないか。(No.68)
42-3	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて受診させているか？を追加しては？(No.62)
42-4	<ul style="list-style-type: none"> 評価ポイントは1つでは不足でないか。(No.68)
43-3	<ul style="list-style-type: none"> 基準のタイトルと評価ポイントが一致しているか。「毅然とした態度」とは「110番通報」「家裁送致」することを子どもと合意しているということで、そこを評価することなのか。(No.68) 判断基準の「他害等の逸脱行為には毅然と対応しているか」。確かに、子どもの暴言や暴力に対して「いかなる場合も絶対に許されるものではない」と毅然とした姿勢で臨むことは大切である。しかし、それだけでは不十分で、同時に子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追い詰められたのか、本人の気持ちを理解し受け止めることが必要である。「暴言、暴力は絶対に許されるものではない」という姿勢と同時に、「暴言、暴力せざるを得なかった」子どもの理解が必要である。視点・ポイントの追加として「他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が職員全体に周知されているか」「子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようと努めているか」という趣旨のものが必要なように思う。また、一時保護所で考えられるあらゆる対応を行った上で、やむを得ず家裁送致を検討せざるを得ない場合はあると思うが、敢えてここに明記する必要があるかという風を感じる。(No.54)
44	<ul style="list-style-type: none"> 「無断外出が発生した際の対応は適切に行っているか」という評価項目を追加した方がよくないか。【評価ポイント案】<input type="checkbox"/>無断外出が発生した場合、一時保護所職員のみでなく、担当児童相談所の職員等も発見・保護に努めている。<input type="checkbox"/>必要に応じて警察に連絡し、発見・保護の依頼をしている。<input type="checkbox"/>無断外出をした際のマニュアルが整備されている。(27-1再掲)<input type="checkbox"/>無断外出を理由に、一方的な一時保護の解除を行っていない。(No.68) 【44～50】両者を一項目にまとめることができないか。(No.68)
44-2	<ul style="list-style-type: none"> 無断外出後の安全確認（危険物などの持ち込み、負傷）や行動確認（自傷・他害・窃盗など）が必要と思われる。(No.7)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価ポイントとして「無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵の掛かった部屋に入れておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない」を追加した方がよくないか。(No.68) ・ 無断外出については「なぜ子どもが無断外出せざるを得なかったのか、その思いや気持ちを十分に理解する必要がある」。そういったことを「ねらい」に入れた方がいいように思う。視点・ポイントの追加として「子どもがなぜ無断外出せざるを得なかったのか、その思いや気持ちの理解に努めているか」という趣旨のものが入ればと思う。(No.54)
44-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ <評価の留意点> 4行目「喜びを伝える」→「安心したことを伝える」(No.29)
45-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイトルは「重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が整備されているか」、そして、刺激が少ない以外にも、居室の各種条件などについて評価ポイントとするべきではないか。(No.68)
45-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な評価ポイントを設けるべきではないか。(No.68)
46-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事件の内容」とされているが、親族の死を「事件」と表現することはどうか。(No.68)
48	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別ごとの評価基準を設けた方がよくないか。特に発達障害の子どもに関する別項目があった方がよいのでは。(No.68)
49	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26と内容にかなり被りがあるのではないか。(No.68)
49-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為を行うのは病院では？ 評価の視点・ポイントとしては相応しくないとと思われる。(No.31)
49-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4つ目の基準「ホルモン剤やインシュリン等の～」については、幼児の場合、自らが準備・注射できないこともあり、記載の工夫が必要（医療行為となり、児童指導員・保育士では対応できない）(No.28)
50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 44と内容にかなり被りがあるのではないか。(No.68)
50-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一時保護先の養育者間で情報を共有し」の意図が理解しにくい。(No.20) ・ 「食事に携わる職員は…」の前に「調理員等、」を追加した方がよいと思われる。(No.64)
52-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「既設」とあるが、「季節」の誤字と思われるので、修正が必要かと思う。(No.82) ・ 「既設」となっているが、「季節」ではないか。(No.68)
53-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つ目の問が途中で切れている。(No.62) ・ 3つ目のポイントの「…活用され、」で文章が切れている。(No.68) ・ 「各マニュアルの目的に応じて、～」は記述がわかりにくく、完結されていない。(No.68)
54-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価を行う場合の評価主体は具体的にどこを想定しているのか。(No.68)
55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の別の基準と被る内容があるように思われる。(No.68)
56	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「保護開始にあたり…」とタイトルはなっているが、総合的なアセスメントは保護開始前に策定されるものなのか。基本的には一時保護している期間内に行われるものではないか。(No.68)
57	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「援助指針に沿ったケア」が評価基準になっているが、援助指針は 56 で「総合的なアセスメントに基づく個別援助指針」と定義されているが、そもそもの総合的なアセスメントが一時保護期間中に行われるものではないか。それを前提とした評価となっているが、正しいのか。(No.68)

57-1	<ul style="list-style-type: none"> 最後のポイントは「集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている」とすべきではないか。(No.68) 視点・ポイントの「一律に集団生活のルールを押し付けるような養育・支援は行っていない」は、評価の留意点、またガイドラインにも記されているが、12の「養育・支援の基本」にも相通ずるものだと思う。(No.54)
58-1	<ul style="list-style-type: none"> 「積極的に子どもと関わり…」とあるが、積極的はいいのだが、一時保護所には「今はそっとしておいてほしい…」「ひとりにしておいてほしい…」という気持ちの子どもも少なくない。「積極的に」という思いが強くなりすぎると独り善がりな対応に陥ることがある。子どものそばでそっと見守るぐらいの方が子どもは安心することがある。「積極的に子どもと関わり…」よりも「子どもとの関わりを大切にしながら…」というような表現の方が現場の実態に即しているように思う。(No.54)
58-3	<ul style="list-style-type: none"> 2つ目のポイントの「一定期間以上」とは、どのように判断されるのか。(No.68) <評価の留意点> 6行目「必要以上に」→「必要のない」(No.29)
59-1	<ul style="list-style-type: none"> 2つ目のポイントで「担当者は…」、3つ目のポイントで「…他職員」となっているが、できるだけ多くの職員が接しながら、多くの目で見接し、行動観察は行うべきではないかということ、および一時保護所の特性（入所期間が短く、入れ替わりが影しい）から、敢えて特定の担当を置いていない場合もあると思うが。(No.68)
60-1	<ul style="list-style-type: none"> 2つ目のポイントで「担当者は…」、3つ目のポイントで「…他職員」となっているが、できるだけ多くの職員が接しながら、多くの目で見接し、行動観察は行うべきではないかということ、および一時保護所の特性（入所期間が短く、入れ替わりが影しい）から、敢えて特定の担当を置いていない場合もあると思うが。(No.68) 【評価の留意点】「児童心理士」となっているが、「児童心理司」ではないか。(No.68)
60-2	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでも示されているが、「週1回の観察会議」はどのようなスタイルを想定し、評価しようとしているのか。週1回、入所児童全ての観察経過を議論するということであれば、規模にもよるが半日以上はかかってしまうのではないか。しかも、会議となれば一定人数の職員を揃えて行う必要があるわけであるが、子どもの対応もありながら、交代制勤務の職員を割くことは非常に困難であり、現実的ではない。定例とするよりは、児童の観察状況は常に記録に残し、各職員はそれを確認し、勤務が重なる職員同士では観察状況を議論し、一定期間経過したところで観察会議として正式に特定の子どもの観察結果をまとめるようにすべきではないか。その場合、結果的に週1回以上開催していることにはなるが、単に会議の開催を評価ポイントとするのではなく、行動観察結果として適切なものとなるプロセスを踏んでいるかを評価する必要があるのではないか。「観察する上で、厚生労働省が示している『行動観察のポイント』をしっかりと押さえている」を追加すべきではないか。(No.68)
61-1	<ul style="list-style-type: none"> 3つ目のポイントで「…受診に必要な支援を行っている」とされているが、「受診させている」ではいけないのか。(No.68)
61-2	<ul style="list-style-type: none"> 【評価の留意点】「個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している」→「生活に必要なものを個人として所有できるように支給、貸与している」とした方がわかりやすいのでは。(No.68)
62	<ul style="list-style-type: none"> 62・64は項目を合わせた方がよいのでは。(No.68)

62-3	<ul style="list-style-type: none"> この評価基準が正しいのか疑問。「子どもが所持すべきでないもの、明らかにその子どもの所有物ではないものは、適切に保管もしくは保護者等に返還等されている」を入れるべきではないか。その上で「違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡している」とすべきではないか。(No.68)
63-1	<ul style="list-style-type: none"> 当所では一時保護所は組織内にあるので、本内容は該当しないと思われる。(No.12) 関係機関に対しての項目なのに「児童相談所等」となっている。(No.30) 一時保護所(児童相談所)に対しての第三者評価基準なので、「～児童相談所は施設職員や里親等から必要な情報の提供を受けている」の方がわかりやすい。(No.65) 「一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしている」：児童相談所にて一時保護継続の判断をしているので、表記の仕方が不明確。(No.20) (修正) 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確である。(No.43) 保護解除にあたり、一時保護所は児童相談所の一部であるため、児童相談所が関係機関の代表であるような文章は適切ではないのでは。(No.5)
64	<ul style="list-style-type: none"> 62・64 は項目を合わせた方がよいのでは。(No.68)
64-1	<ul style="list-style-type: none"> 「受領証」まで求めるのか(ガイドラインにも書かれているが)。「子どもに所有物の確認を行っている」ぐらいがよいのではないか。(No.68)
64-2	<ul style="list-style-type: none"> 最後のポイントの「子どもの死亡時」の場合まで入れる必要があるのか。(No.68)

(3) 第三者評価基準(案)全体に関する意見(自由回答)

【概ね良い、必要な項目が網羅されている、理解しやすい】

- 概ね良いと思う。(No.27)
- 必要とされる項目が網羅されている。(No.25)
- 「評価項目」「判断基準」「評価の視点・ポイント」ともよくできている。(No.59)
- 細かいところまで記載され、全てクリアするのは難しいが、保護所が目指すべき方向性を知ることができると思う。(No.69)
- 平成30年3月に出された「一時保護された子どもの権利保障の実態に関する調査研究報告書」内の評価項目(案)で第三者評価を受審しているが、今回提示された案の方が視点・ポイントの充実、留意点の新設があり、理解しやすい。(No.28)
- 評価項目を見直す上で非常に参考になる。項目数が64というのは多いと感じるが、内容を見ると適切だと思う。(No.55)

【今後自己評価の参考に資する内容】

- 当県では具体的な第三者評価基準を設定していないので参考になり、ぜひ今後の活用ができるように考えていきたい。一時保護所の職員が自己評価やあり方の理念を共有できることは大切な基準であり、参考にしたいと思う。(No.14)

- ・ 今まで自己評価ができていなかったが、今回の第三者評価基準(案)の「評価項目」「評価の視点・ポイント」を参考にし、質の高い自己評価ができるようになる。(No.50)

【より現場の実態を反映した内容に】

- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」「一時保護ガイドライン」に即した内容だと思う。より一層現場の実態を吸い上げてもらうことで、さらに充実した内容のものになるように思う。(No.54)

【評価の対象があいまい】

- ・ チェック項目には改めて考えさせられるものがあるが、保護所の評価なのか児相全体の評価なのかわかりにくい。(No.30)
- ・ 一時保護所に対しての評価か一時保護についての評価かが曖昧。一時保護所における第三者評価であれば、内容の整理が必要ではないか。(No.40)

【現実と乖離、評価しづらい項目】

- ・ 一時保護所の現状とガイドラインとの間に乖離が大きく、評価項目についても大幅にかけ離れている印象があり、評価をしづらい、受けづらい印象がある。(No.1)
- ・ 評価項目が一時保護所だけで判断・実行できるものでなく、児相全体として評価していく項目が多い。(No.29)

【評価項目が多い、作業量が多い、重複がある、整理が必要】

- ・ 評価項目が多い。子どもが定員増の中、これだけのチェック量は難しい感じがする。(No.22)
- ・ ボリュームがありすぎて大変。評価シートはもう少しシンプルにならないか。(No.40)
- ・ 評価項目が多すぎるのではないか。ガイドラインに沿っているのは理解できるが、あまり現実味がない。構成上やむを得ないのかもしれないが、評価内容に被っている部分が多々みられる。評価項目が多すぎるので、もっと整理して絞り込めないか。(No.68)
- ・ 項目数をできるだけ少なくすることが望ましく、内容が似通った部分はできるだけ整理されることを希望する。(No.20)
- ・ 評価項目が重複している箇所があり、整理が必要。(構成上の整理として) (No.52)
- ・ 保護所として何が重要か、ポイントを絞って評価できないか。(No.41)
- ・ 一時保護所の評価であれば、一時保護所の職員が直接行わない業務などは評価項目などから抜くべき。(No.31)
- ・ 一時保護所における生活についての部分と、児童相談所における一時保護機能の部分があり、その両方にまたがる項目がある。一時保護所が独立した機関ではないので、その特徴を踏まえた項目の整理が必要かと考える。(No.70)
- ・ 運営指針の記載そのままの内容については、第三者評価基準の評価の視点等とする必要はないと思われる。(No.64)
- ・ 評価基準の具体的視点・ポイントの見直しが必要。(実績がない場合の評価方法など) (No.39)

【評価項目の追加を】

- ・ 非行や育成(家庭内暴力)のケースなど、一時保護所でCW・CPと協力しながら内省を深める作業(生活場面での面談などでの個別的ケア)を実施するが、そのようなアプローチに対しての評価項目は必要ないか。(案)は虐待ケースに特化した内容に見えてしまった。また「行動観察結果が確実に次の職員に引き継

がれているか」「子どもの変化が引き継がれているか」「子どもからの要望が引き継がれているか」といった職員間の連携も、一時保護所を運営する上で重要と思われる。検討してもらいたい。(No.57)

【正当な評価がされるか不安、評価の基準を明確に、客観的評価を助ける工夫を】

- ・ ハード面は数値化しやすく、評価が客観的に行えるが、言葉かけや児への共感など、数値化できない部分をどのように評価するのか、また、限られた人員・予算の中で工夫して対応している面は正当に評価されるのか、不安がある。これらの評価の基準を明確にしてもらいたい。(No.85、No.86)
- ・ 「配慮できている」「傾聴できている」などの主観的な評価について、第三者評価においては、判断基準を明確にしなければ職員の自己評価に依拠した評価となりがちであり、留意点などでどのように評価すべきか明確に記載する必要がある。(No.51)
- ・ 評価の視点・ポイントが具体的で、より客観的な評価を助けている。全ての判断基準につけてもらえるとうれしい。(No.18)
- ・ 評価ランクについては、評価基準をもう少しわかりやすくする方法も考えられる(特に「a. 適切に実施されている」と「b. できている」の違いが曖昧なため)。例えば、「s. 優れた取組が行われている」「a. 適切に行われている」「b. やや適切さに欠ける」「c. 適切ではない、または行われていない」(No.82)

【その他】

- ・ 一時保護所に関して、児童相談所とは異なる独自の設備運営基準が必要と思われる。(No.81)
- ・ 当所は小規模であること、児童相談所付設のメリットを生かしつつ試行錯誤しながら子どもの権利に配慮し対応している現状である。(No.7)
- ・ 自分の所持品を持たせることは紛失やトラブルの元になり、難しいことである。(No.67)

(4) 自己評価・第三者評価の方法について

① 自己評価を行う上で、気になること、改善してほしいこと(自由回答)

- ・ 問題のない通常の状態は「b」なのか。評価基準が統一されていないと比較できないと思う。(No.12)
- ・ 評価シートの全体の様式がわからないので、回答シートの自己評価についてよくわからない。(No.14)
- ・ 職員により基準の捉え方に差が生じないよう、より具体的な評価基準としてほしい。「s 優れた取組」「a 適切に実施されている」「b できている」の違いが不明確。(No.16)
- ・ 他の保護所の状況や水準がわからず、自所がどの程度のレベルであるかがわかりにくい。(No.19)
- ・ 問 10、11、12 を参照 (No.30)
- ・ 判断基準の○△×と評価のs～cの連動性が不明確。(No.31)
- ・ 評価項目が細分化されており、自己評価に迷うこともあると思うが、チェック項目が具体的で評価の留意点が見られているので、評価しやすくなっていると思う。(No.35)
- ・ 評価尺度・基準が曖昧。主観的になりかねない。(○がいくつかあったらs、あるいは判断基準のどこにチェックがつけばs、などあるとよい) (No.39)
- ・ 判断基準の評価と項目の評価の関係がわかりにくい。判断基準が全て○なら「a」なのか、基準は目安で、できていると感じれば「a」なのか。ボリュームがありすぎて、全職員に実施してもらおうと大変な紙の量になるし、取りまとめにくい。(No.40)
- ・ PDCA は留意点のところに補足説明があり、カッコ書きの説明がある。カタカナ言葉もあったが、補足説明のないものもある。「アドボカシー」は注釈がない。OJT、LGBT、アイデンティティにも注釈があれば望ましい(他にグリーンケア、モーニングワークなど)。アドボカシーは専門用語であり、必要なのかどうか?と思う。表記方

法を統一されてはどうかと思う。(No.49)

- ・ ○△×のつけ方が評価の視点・ポイントのチェック数とリンクするのかわからないのか、曖昧でわかりづらい。感覚でつけるのか？(No.59)
- ・ 判断基準○△×の判断はどのような基準で行うのか。評価の視点・ポイントで曖昧なものが多く、評価者の主観による評価にならないか。項目ごとの評価 s a b c の判断基準もわかりづらい。小項目の評価が「とても良くできているもの」と「そうでないもの」といった両極端なものがある場合、総合評価としてはどのように評価されるのか。例：小項目が4つあり、その中で先進的な取組が3項目、全くできていないものが1項目で、○が3、×が1の場合の総合評価は？(No.68)
- ・ 「評価の視点・ポイント」についても、チェックのみでなく、○△×の評価を加えないと、具体的な改善目標が見えにくい。(No.81)
- ・ ○△×の数が評価ランク s a b c にどうつながるかなど、一つの目安（考え方）があればなお良い。(No.87)
- ・ 基準がbという設定だと思うが、どこにつけていいか迷って、結果的にaばかりつける結果になるように思われるので、評価ランク s a b c という設定方法が妥当かどうか疑問である。sとaの区別がわかりづらい。各項目で全部チェックがついたらsになるのかaになるのかなど、悩むことになると思われる。(No.1)
- ・ 評価ランクの考え方の中で、a b c の取り方がわかりにくい。(No.27)
- ・ 今回の案では、評価ランクの考え方（基準）が示されたことは、現場としては良かった（受審にあたり、どう基準を考えるかが困難であったため）(No.28)
- ・ 各項目の評価（○△×）について、レ点（チェック）数で判断するのかわからない。具体的にレ点の数で評価できるなど、わかりやすいように示してほしい。(No.29)
- ・ 自己評価の方法（児童相談所の補職者が評価するのか、各職員で評価を行い集約するのか）について定める、または例示する必要がある。(No.51)
- ・ 自己評価を行う場合、項目が多岐にわたるため確認数も多く、PDCA が困難にならないか心配。評価の視点・ポイントや留意点は多くても、様々な視点があることを理解し、より視野を広げるといった効果があると思われる。評価項目は絞れるのであれば絞った方がPDCAを意識しやすいか。(No.57)
- ・ 自己評価では一般的な水準が不明なため、評価ランク s ~ b のいずれの評価とするかは極めて主観的判断となると思われる。(No.64)

② 評価シートを記載するにあたっての分かりにくい点、書きにくい点（自由回答）

- ・ 評価の視点・ポイントが記載されていない、または少ないシートがある。(No.7)
- ・ 当職の間違いであると思いますが、「記載いただく評価シート」がどこにあるのかわかりません。評価項目なのでしょうか。評価シート項目の全体版があるとよいと思います。記入しやすいのではないかと思います。(No.14)
- ・ 全体を通して、評価ランク b・c が上位ランクとの相対評価となっており、その基準も「余地がある状態」「期待する状態」であるため、評価者による差異も大きいと思われます。判断基準や評価を点数化し基準とすれば、評価者による差異も小さくなると思われます。(No.15)
- ・ 「アドボケイト」「グリーンケア」「モーニングワーク」などの用語には具体的な説明が必要（施設職員による自己評価にも使用するため）(No.16)
- ・ 細かくチェックしやすいように記載されていますが、反対に判断に困る内容もありました。(No.22)
- ・ 問 10、11、12 を参照 (No.30)
- ・ 評価項目のチェックは判断に迷うことはあると思いますが、取り組みやすく、その他工夫している点の自由記載もあるので書きやすくなっていると思います。○△×の自己評価を行う際は迷うと思います。(No.35)

- ・ ○×の判断は明らかだが、△の判断のポイントがよくわからない。(No.39)
- ・ 具体的な基準を設け、全体的に評価しやすい、個人差が出にくいようにしてほしい。(No.41)
- ・ 7、7-2、7-3 と 41 の一部は関連しているため、7 に統合する形など、チェック項目の見直しが望まれる。(No.49)
- ・ 判断基準の評価(○△×)はどのような基準でつけるのか、評価の視点・ポイントの各項目を全部クリアした時に○をつけるのか、一つでも該当しなければ△なのかわからない。評価項目の評価(s a b c)の基準もわかりにくい。(No.58)
- ・ 「その他工夫している点」の記入欄があるのが良い。(No.59)
- ・ 判断基準として「行われているか」「実施されているか」など、事実の有無で判断するのは容易だが、「努めているか」「促しているか」など、個々の概念で判断に違いが出やすい部分に工夫が必要と感じた。(No.87)
- ・ 具体的に書いてあるので記入しやすい。(No.88)
- ・ 保護所職員が直接実施せず、児童福祉司や児童心理司が実施することも含めて「子どもの最善の利益が図られているか」「できていなければ、一時保護所からの働きかけをする」という考え方であるが、シートでは誰が行っているのかわかりにくい。(No.28)
- ・ s a b c の a b が小文字なので、記入した後わかりにくい。A b ○が紛らわしい。(No.75)
- ・ 全体的に評価者のコメント欄が少ないように思う。特に、「判断した理由」や「特記事項」などの記載欄があった方がよいのではないか。「判断基準」に専門用語が散見されたが、できるだけ用いずに、わかりやすく言い換えるなどして表現する方がよいのではないか。(No.82)

(5) 一時保護所における第三者評価の手引き(案)全体について

①「一時保護所における第三者評価の手引き(案)」全体で分かりにくかった点、気になった点

- ・ 一時保護は児童相談所全体で協力して行っているものであり、一時保護所のみで行えることは少ない。手引き名についても「一時保護における第三者評価の手引き」が適切ではないか。(No.5)
- ・ 入所・退所に係る子どもへの説明や家族などとの面会の実施などは、一時保護所ではなく福祉司側の判断による事項であるため、記載しにくい。(No.16)
- ・ 気になった点として、全般的に保護児童＝被虐待児童としての視点が強調されているような印象がある。そのため、評価シートに違和感を感じる部分もある。(No.19)
- ・ 量が多すぎる。運営指針やガイドラインに沿って作成していることはわかるが、現場の職員が全てを読み込み自己評価をするには多すぎる。通常業務に支障を来す心配がある。(No.24)
- ・ 評価項目が多すぎることから、まとめられるものはまとめてよいと思う。評価の視点・ポイントが全くないものがある。最低1つはあった方がよいと思う。例えば 16-1 の□私服…の私服の範囲は？ 14-1 の□…必要な技法…の必要な技法とは？全体的に曖昧なものが多く、実際答えるのが難しい。(No.31)
- ・ 具体的に示されているのでわかりやすいと思います。(No.35)
- ・ 一時保護所の職員が直接警察や施設職員、里親と連携を取っているわけではなく、直接のやり取りはあくまでも担当福祉司や心理司となる。資料でのやり取りはあるが…。(No.38)
- ・ 福祉司・心理司の業務も含まれており、自己評価とすると記載しにくいところがある。(No.41)
- ・ 一時保護所の職員が行う業務と相談所のケースワーカーが行う仕事が混在しているため、評価しづらい。「保護に至る経緯」「保護中」「退所に向けて」「外出や通信・面会の制限」など、ケースワーカーが行う業務である。保護所はケースワーカーのケースワークにおける「行動観察」が主な業務になるため、明確に区別していただきたい。(No.49)
- ・ 全体的に評価項目数が多く、保護所での記録の現状などを踏まえると、現実的には実施が困難と思われる。

理由は、一時保護所は施設と異なり、長期でなく一時であり、かつ入れ替わりが著しい。このような状況の中、評価を担保する資料や記録を多数作成・維持することは非常に困難と言わざるを得ない。在所期間が1日～数か月の児童が混在し、かつ入れ替わりが激しい保護所においては、もっと簡便に使用できる評価シートを開発していただきたい。もし本シートを使用するならば、現在の保護所のマンパワーでは困難なため、大幅な人的配置が必要となる。また、国から示されている児相のプランは主に児童福祉司や児童心理司に対してであるが、保護所の人的配置・専門性についてはほとんど示されていないので、このことも憂慮している。

(No.61)

- ・ 評価ポイント 16-1「むりやり頭髪の色を変えさせていない」とあるが、むりやり変えることができるとは思えない。どのような想定かわかりにくい。(No.71)
- ・ 評価ランク(s a b c)の判断に迷う場面が多かった。特に評価の視点・ポイントが多い項目については、その項目の重要性を加味しながら、△が一つでもあればbランクとなるなどの評価ランクを明確に例示してあるとわかりやすいものになると感じた(項目によっては)(No.80)
- ・ 居室面積など基準があるものは具体的な数値を記載した方がわかりやすく、取り組みやすい。(No.85)
- ・ 居室面積など基準があるものは具体的な数値を記載した方がわかりやすく、取り組みやすいのではないか。(No.86)
- ・ 「7. 自己評価及び第三者評価の実施方法」の矢印表記がモノクロでは区別できないため、表記の変更が必要。(No.20)
- ・ 手引きの中に児童へのアンケート、ヒアリングの具体的な人数や対象年齢(入所児の約〇%にはヒアリング、小学生以上にアンケート、など)などを統一してほしい。(No.28)
- ・ 判断基準(○△×)のつけ方(No.29)
- ・ 本市の一時保護所においては、子どもに対してアンケートを実施しており、保護中の子どもの思いを書いているが、第三者評価に際して子どもの意見を改めて聞く必要があるのか、現行のアンケートなどの活用が可能なかがわかりにくい。(No.51)
- ・ 保護所以外、児相全体で行う業務については回答することが難しいという職員が多かった。一時保護所だけの評価になりにくいのでは?(No.75)
- ・ 一時保護所において「子どもの権利擁護を図ること」がとても大切であると認識した上で、入所児童の権利主張が不当な要求にまでエスカレートしたり、安全・安心な集団生活環境を脅かすことがないような、バランスの取れた「評価の手引き」となることを望みたい。(No.82)

②「一時保護所における第三者評価の手引き(案)」全体の中に追加してほしい内容

- ・ 評価者の選定基準と過程の評価(No.2)
- ・ 評価結果を踏まえた改善などの取組状況を一覧・把握できる様式の追加を要望します。(No.15)
- ・ 今後は取組の好事例をまとめてほしい。特に、保護所や児童相談所の業務の見直しや自己点検の方法についての取組事例があれば参考にあると考える。(No.19)
- ・ 一時保護所の管理者が相談支援担当と同程度以上のSV研修を受けるべきことを追加してほしい。(No.85)
- ・ 一時保護所の管理者が相談支援担当のSVと同程度以上の研修を受けるべきことを追加していただきたい。(No.86)
- ・ 第三者評価者として適当な評価者の選定方法、評価者の属性など、実際に評価者に評価を委託するためのプロセスについて記載があるとよい。(No.1)
- ・ 子ども同士のプライバシー確保の支援について(子ども同士で個人情報交換しない旨の働きかけ)。異性の職員が関わる上での配慮点について(個室で2人にならない、関わる時にも適切な距離を保つ、など)

(No.20)

- ・ 児童にアンケートやヒアリングをする場合の書式も追加したらよいと思います。(No.27)
- ・ 子どもの意見把握の方法について、アンケートの例やヒアリングの方法など、参考にできるものがあればと思います。(No.55)
- ・ 保護所が取り組んでいて効果がある、独自のものが設問以外にもあれば、自由に記入できるものがあってもよい。(No.75)

③「一時保護所における第三者評価の手引き(案)」を活用して、第三者評価を実施する場合に、課題となること

- ・ 評価が可能で、かつ第三者として適当な評価者の確保。(No.2)
- ・ 評価基準(案)内容について、入所した児童が全員同意しているのであれば大きな問題がない内容と考えます。ですが、児童の中には児相に敵意(児相、職員、親への反発矛先など)を持ち、陥れることを考えている場合も想定されます。以上のことから児童も基準評価した上で(評価分けなど)実施することが望ましいと考えます。(No.3)
- ・ 集団生活、保護所の特殊性により少なからず制限があること、設備や職員体制などの現状を熟知した上で子どもの権利を評価することで、今後の保護所の体制整備強化のための予算措置につなげていただきたい。(No.7)
- ・ 当県の一時保護所は県内1か所という地域性があり、他県のような各児相で検討する場、協議ができず、上向きなあり方検討会が行われていない状況です。その中で第三者評価基準の導入を県全体で活用できるように検討したいと思います。(No.14)
- ・ 第三者評価の推進組織は各都道府県に1か所設置され、第三者評価機関の認証を行っている。一時保護所は大都市圏を除き各県に1～2か所程度設置され、対象となる施設が少ないことから、一時保護所に特化した基準を策定し、評価を行う場合、都道府県ごとの認証では非効率ではないか。(No.16)
- ・ 内容的には一時保護所だけでなく、相談部門も含めて実施する必要があると考えるが、枠組として馴染むかわからない。(No.19)
- ・ 現施設では手引き(案)にある、プライバシーを配慮、個別性の尊重、子ども一人ひとりが生活の場面で選択できる環境とありますが、場合によっては、自己主張するあまり、生活が落ち着くよりも問題行動が増えてくる可能性と、死角への配慮が心配です。(No.22)
- ・ 第三者評価は児童に対する適切な支援がなされているかの評価基準なのだが、「評価基準をクリアするため」が先行しないようにしたい。「s」評価を得るためではなく、配慮し工夫した結果が「s」だったとの流れが望ましい。(No.23)
- ・ 閉鎖的環境について国が具体的に示していない中で、既存の建物を工夫している保護所が多いと思う。その中で、評価機関独自の判断で評価を下すのは可能なのか。具体的に示してもらえないと、疑問の残る評価を受けるのではないか。(No.24)
- ・ 全体的に保護所で答えられるもの、福祉司・相談員が答えるべきものが混在しているので、その部分を評価されると評価点が下がってしまう。評価の○△×がどのようにs a b cの評価になるのかがわかりにくい。□の内容が多すぎる(細かく内容を入れすぎる)(No.30)
- ・ 評価を受けるための準備に手間がかかる。第三者評価機関の選定が難しい。(No.34)
- ・ 主管課と実施時期、評価者の選定について協議する必要があり、実施には児童相談所と一時保護所職員の合意と意識づけが必要だと思います。(No.35)
- ・ 一時保護所については施設基準や規模、職員配置について地域格差があり、長い間児童養護施設に準ずるという規定の中で保護が実施されてきたため、まだまだ不十分な点が多いです。また、研修の機会も少な

く、全体や他県の状況に触れる機会もないため、各マニュアルの整備や権利保障の観点でも準備期間や研修が必要だと思います。個別化された質の高いケアを提供するためにも、必要なものが十分整備できるだけの予算措置も必要です。(No.37)

- ・ 一時保護所に対しての評価か一時保護についての評価かが曖昧。一時保護所における第三者評価であれば、内容の整理が必要ではないか。ボリュームがありすぎて大変。評価シートはもう少しシンプルにならないか。(No.40)
- ・ 当保護所では初めての評価なので、(案)通り実施してよいのではないか。あまり評価項目が多いと取り組みにくいので、なるべくポイントを絞って簡単にできる方法がよいと思う。(No.41)
- ・ 第三者評価がなされた後に何らかの行政指導がなされるのか？その強制力はどのようなものなのか？評価を受けた後の改善報告などの必要性は検討されているのか？どうか疑問に思う。ただ評価されるだけでは大きな変化・改革も期待できない。リード面での課題が大きいため、行政サイドにも問題提議が行える効力が与えられているのか知りたい。(No.49)
- ・ 一時保護所以外の部門が対応している項目が多数あり、その項目についてはどう評価するのか。提示案の「2. 第三者評価基準の考え方」においては「一時保護所職員が…なされているかを確認することを想定した…」となっているが、複数の児相担当の児童が入所している(本県の場合、6児相で、一時保護所は県下1か所である)場合、どのように評価が行われるのか(全児相に確認するのか)。項目が多すぎると思うが、どのぐらいの時間をかけて評価するイメージなのか。結果的に薄く広くの評価にならないか。(No.68)
- ・ 一時保護所の第三者評価は意味のあることだと認識している。長期化・滞留化については「一時保護所」という場の問題ではない。地域で子どもが生活できる場の確保が必要である。(No.70)
- ・ 権利擁護の視点から私物利用(貸与でも個人持ち、新品使用)は賛成であるが、衣類や日用品を全て私物化、新品使用となると費用は大幅にかかる。その分の予算は与えられるのか。また、予算があっても急な対応(購入)できる人はいない。その分の人が増えるのか。理想と現実が離れている感じがある。(No.79)
- ・ 一時保護所は男女混合、主訴の混合、個室がないなど、ハード面の環境がそれぞれ異なっており、個別性の尊重への対応や通信・外出の制限の可否については、画一的な評価基準で判断することは困難であること。(No.85)
- ・ 一時保護所は男女混合、主訴の混合、個室がないなど、ハード面の環境がそれぞれ異なっており、個別性の尊重への対応や通信・外出などの制限の可否については、各位置的な評価基準では判断が困難ではないか。(No.86)
- ・ 評価者について、ある程度のノウハウがある者・団体を選定できる場合は大きな問題はないだろうが、ノウハウがない評価者である場合、児童相談所や一時保護所の基本的知識や状況、実態などを理解して評価に臨んでもらう必要があると思われる。(No.1)
- ・ 外部評価は、自己反省して支援の改善につなげるのに有効なシステムだと思われる。その上では、「できている」と甘く評価するより、未達成な点を積極的に認めて改善につなげる方が有効と思われる。一方で、外部評価結果が開示対象になると、一時保護に不同意の保護者などから結果に絡めて攻撃を受けるなどの困難が出てくるのではないかという、真逆の気がかりもある。(No.20)
- ・ ローテーション勤務であるため、意見の集約に時間がかかる。(No.25)
- ・ 実際に外部評価を受けた時もそうであったが、ローテーション職場であるので、全体でどう取りくみ、どう共有して取りまとめていくか、工夫が必要だと感じている。(No.26)
- ・ 今年受審するにあたり、見積合わせで業者選定を行ったが、価格のばらつきが非常に大きかった。国の金額ではNPO法人でないと実際には落札できない。評価には時間と労力を要することが理解できたが、国の補助金のアップがないと受託できる業者は限られると思われる。(No.28)

- ・ 自己評価を一時保護所全体の評価にしていく作業工程がわかりづらく、苦勞すると思われる。自己評価は自らの主観・感覚による回答が多く、それを一つにまとめていく作業量は大きい（例えば、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか？という問いに対し、個々それぞれの感覚・基準でレ点をつけるため、一つの意見にまとめるのには苦勞する）（No.29）
- ・ 第三者評価の評価者の選定について、評価項目が多岐にわたり、評価者の負担が増えることや、児童相談所や一時保護所の業務について見識を持っていることが前提であること、一時保護所に対して過度に批判的にならず、今後の改善に向けた適切なフィードバックを行うためには、施設などに対する第三者評価の実績などがあることが望ましく、自治体の審議会委員などで実施することは困難であるとする。（No.51）
- ・ 一時保護所は地域性や規模など、また、児童相談所と併設か別設置によって、ハード面・ソフト面ともに大きな差がある。その差の中で同じ評価シートを使用することが可能なのか、評価の視点・ポイントの表現方法を変えることで可能になるのかどうか、疑問である。（No.53）
- ・ これまで一時保護所における児童支援の質の向上を目指し、様々な取組を行ってきた。その度に一時保護所という施設の特性（閉鎖的側面など）を感じさせられることが多かった。今後、第三者評価を受け入れていくにあたり、まず評価基準に沿って自己評価を実施し、職員全体で児童支援のあり方を含め、施設の運営を振り返り、外部の評価を受けることを通じて今後の課題を把握していきたいと考えている。児童支援、また施設運営の質の向上、子どもの最善の利益の実現のために、自己評価及び第三者評価の実施を前向きに考えている。（No.54）
- ・ 全国統一の評価基準は大変有効と思われます。よろしくお願いします。（No.57）
- ・ 自己評価を職員にしてもらったが、1時間以上要するので負担感があつた。課長と係長で統計するのも同様に時間がかかった。時期的にも勤務評定議会、研修会などと重なったことも大きい。（No.75）
- ・ 専門的知識を有し、かつ公正・中立で客観的な立場から評価を行う評価者（民間の第三者機関）の選定など。（No.82）

第VI章 第三者評価モデル事業

1. モデル事業の実施概要

(1) 実施機関及び実施日

下記の4自治体（5箇所）の一時保護所において、第三者評価のモデル事業を実施した。

図表 57 モデル事業の実施概要

	受審機関	評価者	実施日
福岡市	こども総合相談センターえがお館 （一時保護所）	検討委員会委員	2018年12月6日（木）
長崎県	中央児童相談所（一時保護所）	社会福祉士等の 第三者評価グループ	2018年12月17日（月）
長野県	中央児童相談所（一時保護所）	検討委員会委員	2018年12月21日（金）
埼玉県	越谷児童相談所（一時保護所）	第三者評価機関	2019年1月11日（金）
	中央児童相談所（一時保護所）		2019年1月21日（月）

(2) モデル事業実施の流れ

モデル事業は、本調査研究で作成した第三者評価基準（案）の評価項目に沿って、①自己評価 → ②子どもへのアンケート → ③訪問調査 → ④フィードバック の流れで実施した。

① 自己評価

自己評価の方法は特に指定していないが、自己評価全てを管理者（所長）だけで記入することのないよう依頼した。また、自己評価、第三者評価の大きな目的は、自己評価や第三者評価を通して、日常の業務や組織の在り方を客観的に振り返り、今後に向けて改善につなげていくことにあるため、それぞれの職員が最低限でも各自の担当している業務については、評価に加わるよう依頼し、所で取りまとめたうえ、個人単位や係単位での自己評価結果についても可能な範囲で提出を求めた。

② 子どもへのアンケート

アンケート調査票を送付し、各一時保護所で定めたアンケート調査実施の日にいる子どもに対して、原則全員に回答いただくよう依頼した。調査票は、テープ付の封筒をあわせて送付し、個別に封入のうえ、無記名で回収、当社にて入力・集計を行った。

なお、回答が難しい子どもについては、職員の方が聴き取りによる回答も可とした。

③ 訪問調査の実施

自己評価結果ならびに子どもへのアンケート、また一時保護所の職員体制や所内のレイアウト、保護数の実績等の資料を事前に提出してもらい、評価者が確認したうえで訪問調査を実施した。

訪問調査の進め方及びスケジュールは、各評価者に委ね、様々なパターンでのモデル実施を行った。各々

の第三者評価のスケジュールは以下のとおり。なお、子どもたちとの昼食の可否は一時保護所の判断による。

図表 58 訪問調査スケジュール（福岡市）

時間帯	内容	備考
9:00 ~ 10:15	施設見学、設備チェック	
10:15 ~ 11:15	一時保護所で特に大切にしていること、子どもの権利擁護 等についての聞き取り	
11:15 ~ 11:45	テーマごとの聞き取り	
11:45 ~ 12:30	昼食	お子さんたちと一緒に食事
13:00 ~ 15:00	テーマごとの聞き取り	
15:00 ~ 16:00	評価者 すり合わせ	
16:00 ~ 17:00	評価、講評	

図表 59 訪問調査スケジュール（長崎県）

時間帯	内容	備考
9:00 ~ 10:15	施設見学、設備チェック	
10:15 ~ 12:00	項目に沿って聞き取り	
12:00 ~ 12:30	昼食	
13:00 ~ 15:00	ききとり	
15:00 ~ 16:00	評価者 すり合わせ	
16:00 ~ 17:00	評価、講評	

※フィードバックは後日実施

図表 60 訪問調査スケジュール（長野県）

時間帯	内容	備考
9:30 ~ 10:30	施設見学、設備チェック	
10:30 ~ 12:00	一時保護所で特に大切にしていること、子どもの権利擁護 等についての聞き取りなどを踏まえ、項目・テーマごとの聞き取り	
12:00 ~ 13:00	昼食	お子さんたちが食べているものと同じもの
13:00 ~ 15:00	テーマごとの聞き取り	
15:00 ~ 16:00	評価者 すり合わせ	
16:00 ~ 17:00	評価、講評	

図表 61 訪問調査スケジュール（埼玉県）

時間帯	内容	備考
9:30 ~ 10:00	施設見学、設備チェック	
10:00 ~ 11:45	項目に沿った聞き取り	
11:45 ~ 12:30 (12:00)	昼食	越谷：お子さんたちと一緒に食事 中央：お子さんたちと同じもの
13:00 ~ 16:00	項目に沿った聞き取り	

※フィードバックは後日実施

④ フィードバック

第三者評価の結果及び評価者からのコメントを書面でとりまとめ、各受審した一時保護所等にフィードバックを行った。福岡市、長野県は、第三者評価当日に、総評ならびに自己評価と第三者評価で評価結果が異なる点とその理由を中心としたフィードバックを実施、長崎県及び埼玉県は、後日訪問しフィードバックを実施した。

2. モデル事業の所感・意見等

(1) 第三者評価を受審した一時保護所等の感想・意見等

図表 62 一時保護所の感想・意見

項目	意見・感想
第三者評価を受けて「よかった」と感じられた点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉鎖的になりがちな一時保護所の運営状況を第三者に見てもらうことにより、子どもたちの生活環境〔権利等〕を如何に整備していくのか、また、ガイドラインに沿った支援を如何に具現化するのか等、これまで以上に考えさせられる良い機会となった。 ・ 当所の児童指導方針・方法、運営について再確認し、問題点や課題などを認識することができた。 ・ 児童が当所の処遇についてどのように考えているか知ることができた。 ・ 関連する制度やマニュアル等について再点検することができた。 ・ 職員が外部（他者）から評価を受けることを意識するようになった。 ・ 15年の間閉鎖的空間の中で独特の慣習だとかルールなど含め、私自身外部からの有識者の評価を希望していた。ディスカッションでいろいろな話ができしたのはよかった。また、児童と一緒に食事の時間を持つことができよかった。日頃の子どもたちの様子、職員の様子を見ていただくのはめったにないことで、そのうえで評価いただいたことがよかった。 ・ 近年の虐待相談の増加で、児相は虐待相談への判断、対応等にエネルギーが注がれている。児童福祉司、警察、弁護士の動きが児相の「表」だとすると、一時保護所の職員の動きは裏方感があり、個々の職員が一時保護所に関心を向けることはあっても、生活の質について児相全体として取り

項目	意見・感想
	<p>上げる機会はほぼ皆無であった。第三者評価は、そうした児相の状況下で、一時保護所の生活の質の向上に向けて、現在の取組み・工夫を取り上げて、認めてもらい、アドバイスを受けられる貴重な機会となった。こうした機会は児童指導員、給食等非常勤職員らの大変な励みになり、また具体的なアドバイスは次の児童支援につながるものであった。</p>
<p>自己評価について</p>	<p><よかったと思う点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価する中で、足りない部分を認識することができた。 ・一時保護所の全職員が、これまでにない視点で一時保護所運営を考える良い機会となった。 ・全職員に参加してもらう方法を取り、職員が他者からの評価を主体的に考えるようになった。また、職員に様々な視点があることを気づけた。 ・ガイドラインが網羅され、直接児童対応の中ではなかなか読まないガイドラインの勉強になった。 <p><改善や工夫が必要だと感じた点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答項目、紙の量が多かった。 ・複数の職員に実施してもらった後、所としてのとりまとめる際に、最頻値で自己評価するのか、各職員の評価を参考に最後担当者で決定するのかを悩んだ。 ・言葉（「個別援助指針」など）がどのようなものを指しているかわからないことがあり、職員によって受け止め方が異なった。もう少し説明があるとよい。
<p>子どもへのアンケートについて</p>	<p><よかったと思う点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所についての説明を受けたかや、児童の入所理由の理解などを確認することができた。職員が失念しやすいことが網羅されている。 ・権利擁護に関する事項が多く、「実際に子どもたちがどのように感じているのか」といったことが分かった。 ・第三者評価でなくても、一時保護中にこうしたアンケートを参考に、児童の不安を確認する機会をもつこともよいと感じた。 ・子どものアンケートを通じて、子どもに対しての説明の有無等、改善すべき点が明らかになった。 ・それぞれの子どもの声を直接拾い上げることができたことはよかったと思う。 ・児童へのアンケートで、意見箱には入らないような意見が聞けた。 <p><改善や工夫が必要だと感じた点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもからの否定的な意見（多くない、していない等）についての理由があればよかったと思う（改善策を適切に講じられるから）。 ・書いた子がどこに退所したのかとか、リピーターで以前とここが変わったとか、良くなったとか感じるものがわかれば参考になるのではないかと感じた。 ・保護日数については覚えていない児童が多かった。アンケート記入日と一時保護開始日（覚えていない場合はだいたいの時期）を記入することのほうが分かるかもしれない。

項目	意見・感想
	<ul style="list-style-type: none"> ・理解力に課題がある児童は意味が分からない場合があり、指導員がついて文章を読み上げたが、利害関係のない職員が1対1でつく方法もあったかもしれないと思った。 ・より簡潔・明瞭な表現とする工夫が必要だと感じた。 ・1回限りのアンケートでは、母数が少なく、その時の子どもにより結果に偏りが出る可能性がある。 ・子どもたちの権利擁護等については、その保障するシステムが脆弱であるため、更なる体制整備の充実の必要性を痛感した。
<p>第三者評価当日の流れについて</p>	<p><よかったと思う点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設見学と質疑・応答の時間配分が適切であった。 ・評価書の項目に沿って聞き取っていただいたところは、やりやすかった。 ・ディスカッションの時間がたくさんあったこと。 ・聴き取りでは、評価者が一時保護中の生活をイメージした流れを確認してくれたり、つたない説明にも関心をもって、熱心に質問を重ね、評価項目の意図と照らす様子が好意的に感じられ、うれしかった。 ・日頃指導員はこれほど話を聞いてもらう機会がないので、聴き取りの時間を十分にとってもらえたこと自体が職員の励みになった。 ・子どもと一緒に時間（食事）があつてよかった (介護施設を選ぶとき、食事と入浴をみたらいいと聞いたことがある。食事や入浴はポイントだと思う。) ・食事（昼食）について児童と同じものを食べていただき、直接内容を確認していただけた。 ・施設見学の時間等、当初の希望に応じてもらいよかった。 <p><改善や工夫が必要だと感じた点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設状況の確認が少ないように感じられた。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価とユーザー評価（子どもへのアンケート）だけでほぼわかってしまったなと思った。職員にとってはとても励みになる内容でありがたかった。
<p>今後、第三者評価を実施する一時保護所等へのアドバイスやメッセージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価をどこに依頼するのかがまず重要である。 ・第三者評価を受けることで、自分たちのしていることに自信が持てる。 ・自己評価するだけでも職員の意識は高まる。 ・これまでの業務内容を改めて確認できるとともに、評価機関や児童からの意見により業務内容を見直す機会が得られ、業務改善につながると思います。 ・日頃の一時保護児童の対応の苦労や工夫を丁寧に聞いてもらえると、職員が元気になれ、次の支援につながる。保護所において、保護された子どもたちの生活の質について語れる場があり、支援技術を磨けることは、子どもたちを大切にすることにつながると思う。 ・子どもの声を聴くことが大事である。 ・上司が子どもの視点で一時保護体験研修するのはいいと思う。

(2) 評価者の感想・意見等

図表 63 評価者の感想・意見

項目	意見・感想
<p>評価を行ううえで工夫した点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上から目線の評価ではなく、現場の人とのディスカッションによって問題点を把握して、内部、外部で何が出来るか見極めながら改善する機会を作ることを目標に第三者評価を行った。 ・ 1つ1つの項目を聞くのではなく、似たようなものを集めて3～5項目を一括して質問して、自由にディスカッションする形式で行った。 ・ 一方的な評価にならないよう、ディスカッションによって一時保護所の職員が感じている問題点を共有できるようにした。 ・ 自己評価が全般的に厳しめで、概ね第三者評価のほうが高い傾向がある（第三者評価のほうが低い項目もいくつかある）。一時保護所の職員は、他所を知らないため、自分たちがやっていることの客観的評価ができない。他所と比べてよい点を、ディスカッションの中で伝えることができた。単なる評価に終わらず、職員がエンパワメントされたり、足りない部分を把握できることはよい。特に、外部の人に良い点を言ってもらえるという貴重な経験ができたと思う。 ・ ディスカッションによって、評価表に表せないものや、C評価にせざるを得なかった背景を詳細に聞くことができたことはよかった。 ・ 現場での評価項目の聞き取りに加えて、事前に用意してもらった約30種類の資料（マニュアル、記録、支援計画書など）を昼休みに目を通して、後で詳しく話を聞いた。
<p>評価が難しかった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「職員は子どもをエンパワメントしているか」という評価項目に、「評価している」と答えていても、事実がないため評価できない。 ・ モーニングケアなどの専門用語への職員の戸惑いがみられた。
<p>適切な評価を行うための視点・工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価では、子どもと直接接したり、子どもが職員と接している場面を見ることが重要である。 ・ 朝夕の職員の引き継ぎで、どこにポイントを置いているかを見ると、その一時保護所の強味、弱味が把握できる。 ・ 代表者に話を聞くだけでなく、子どもの様子、子どもと職員の様子、職員間のディスカッションを見ることができれば、より客観性の高い評価になる。 ・ 評価者が直接言うのではなく、コミュニケーションする中で、職員に自分たちの良い点、足りない点などの何らかの気づきを得てもらい、その改善策（体制づくり、マニュアルづくりなど）を取ってもらうことが重要である。 ・ 一時保護所のことを理解していて、子どもの権利擁護のビジョンをもつ第三者が、評価して改善するのがよい。 ・ 児童相談所経験者が評価することにより、自分の一時保護所の基準と合わせながら評価、ディスカッションできることは強みである。 ・ 複数の一時保護所をみると、評価機関も「こういう風にすればできる」と勉

項目	意見・感想
	<p>強になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外部の人が来るときだけ男女で話してもよい」など、第三者評価のときだけよくするケースが出ることは懸念している。
<p>第三者評価の意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の職員ではできないことは、制度、職員体制などの労働環境によるものであることが明確になった。このようなことを明確にすることが、一時保護所の権利擁護推進につながる。 ・社会的養護施設の第三者評価では、第1期の評価が改善の動機になっており、前回評価より評価結果が高くなることが多い。第三者評価は、サービスの向上や虐待体制に役立っている。
<p>第三者評価を通じて感じた点等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所は、権利擁護以前に社会的擁護の入口として、虐待等に遭ってきた子どもがそうではない社会を知る最初の機会である。そこが軍隊や牢獄のような環境では、子どもは救われず、人を信用しようと思えない。一時保護所は、子どもに「このような世界があるんだ」と良いショックを与えるところである。そのくらい温かい場所でもよい。一時保護所に対する視点を変えてほしいと思った。 ・職員からの意見で多かったのは、「なぜ一時保護所の明確な運営基準がなく、児童養護施設の運営基準（人員）に準じるのか」である。人員を増やすのは難しいため、既存の人員で頑張っていることが分かった。 ・一時保護所の職員は他の一時保護所の状況を知らない。他の一時保護所の職員も評価メンバーになって、職員間で話ができればよい。

第VII章 一時保護の第三者評価基準（案）

本調査研究におけるアンケート調査、ヒアリング調査及びモデル事業の実施結果を踏まえ、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」としてとりまとめを行った。手引き（案）の構成は以下のとおり。また、モデル事業で実施した「子どもへのアンケート」ならびに「評価結果のとりまとめシート」も例として手引き（案）の巻末に添付している。

図表 64 「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」の構成

導入部	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第三者評価の背景と目的 2. 第三者評価基準（案）の考え方 3. 第三者評価基準（案）の活用及び期待する効果 4. 第三者評価基準（案）の構成 5. 各評価項目の構成 6. 評価のつけ方 7. 自己評価及び第三者評価の実施方法 8. 第三者評価を行う機関・団体の皆様へ
第三者評価基準（案）	
	<p>第Ⅰ部 子どもの本位の養育・支援（13 項目）</p> <p>第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備（15 項目）</p> <p>第Ⅲ部 一時保護所の運営（25 項目）</p> <p>第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント（6 項目）</p> <p>第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き（4 項目）</p>
取組み事例集	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護開始時における子どもに対する説明等に関する取組み 2. 保護期間中における子どもの権利・意見・意向等の確認・尊重に関する取組み 3. 保護開始時における子どもに対する説明等に関する取組み 4. 子どもが安心して生活できる環境づくりに関する取組み 5. 子どもの健全な育成に向けた取組み 6. 子どもの安全を確保するための取組み 7. 特別な配慮を必要とする子どもの保護に関する取組み 8. 子どもの保護を適切に行うための一時保護所と児童相談所、関係機関等との連携に関する取組み 9. 一時保護の質の向上に向けた取組み
子どもへのアンケート（例）	
評価結果とりまとめシート（例）	

第VIII章 一時保護の第三者評価に関する調査研究 検討委員会より

1. 安部計彦委員：一時保護所における第三者評価システム構築に携わって

■ はじめに

今回、児童相談所が行う一時保護に対する第三者評価について検討する調査研究に参加させていただいた。この研究に加わって多くのことを学ぶことができたが、ここで2年間にわたる検討での成果と課題を総括したい。

■ 一時保護所の構造的課題と改善可能な課題

筆者は2005（平成17）年度から3年にわたって、多くの研究協力者の協力を得ながら、児童相談所が行う一時保護について、さまざまな視点から検討した。15年ほど前の調査であるが、児童相談所が抱える構造的な課題の多くは現在も継続しているように感じる。

そもそも子どもにとっての一時保護は、それまで生活していた家庭や友人関係から切り離され、知らない場所で知らない人との生活が始まることになる。そのような状態に置かれた子どもは、当然に不安を抱えることになる。

また多くの一時保護された子ども達は、いつまで一時保護されるか不明なまま生活することになる。同時に、一時保護から解除される場合、引取り先が自分の家か、里親か施設か不明な場合も多い。そうなる理由としては、一時保護の理由が保護者の入院であれば、治療の進み具合で退院時期も異なってくる。また非行や虐待事例の場合には、家庭での安全の確認が必要である。さらに家族や学校等の引取りに向けての調査や調整が長引く場合も多い。このような見通しのなさは、保護中の子どもを大いにイラつかせる。

さらに一時保護中は原則として登校できず、携帯電話も預かれ、友達とコンタクトすることは許可されないことがほとんどである。その要因として、虐待事例での保護者の連れ戻しの阻止や一時保護の目的の一つに行動観察などがあること、さらに外出した子どもが危険物を持ち込む可能性が生じるからである。

加えて児童相談所の一時保護所は、多くの場合、年齢や相談種別、性別、子どもの特性などを問わない混合処遇による集団生活である。

■ 一時保護ガイドライン

2017（平成29）年8月に新たな社会的養育の在り方に関する検討会より出された「新しい社会的養育ビジョン」では、従来の児童相談所一時保護所では、「子どもの自由権や教育権が保障されないなど、子どもの養育環境として権利侵害にさえ当たる」とし、さらに「全国の一時保護所の格差もある」として、「一時保護の早急な抜本的改革が必要である」とされた。

それを受け2018（平成30）年7月に厚生労働省から出された一時保護ガイドラインでは、一時保護された権利擁護を中心に、一時保護における留意事項が詳細に示された。

■ 評価尺度の作成

社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また施設長による親権代行等の規定もあるほか被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、2015（平成27）年2月の通知で第三者評価の実施を義務付けられた。なお実施方法として、全国共通の評価基準を作成し、都道府県での独自の評価基準を作成することも可能としている。

そのため本研究会で新たに作成された一時保護ガイドラインの項目を第三者評価の評価項目とすることとし、

2017（平成 29）年度に評価項目案を作成した。

なお、評価項目のうちいくつかは、児童相談所内の役割分担として一時保護所職員が担当しない業務も含まれている可能性もある。例えば一時保護の必要性の説明や今後の見通し説明、今後の処遇への意見の聴取などである。しかし一時保護された子どもの権利が保障されていることの重要性を考え、評価項目に入れている。

■ 第三者評価の試行

2018（平成 30）年度は、前年度に作成された評価項目についての意見を全国の児童相談所に聞くと同時に、第三者評価の実務に伴う課題や第三者評価を受ける側の意見を聞くために、いくつかの一時保護所の協力を得て第三者評価を試行した。

その結果、評価項目を事務的に聞き取るのではなく、①各一時保護所での取り組みを十分に聞くこと。②入れ替わりが激しい一時保護児ではあるが、子ども自身から話を聞く機会を設けることの重要性。③一時保護所のことを理解している評価者からの評価の必要性。などが示された。

■ 第三者評価・自己評価の必要性

全国の一時保護所で勤務する職員は、他の都道府県の一時保護所の状況について知る機会は少ない。また自分が勤務する一時保護所で行っている業務や取り組み、工夫が、適切なものかの基準が今までなかった。そのため今回の第三者評価の評価基準は、全国の一時保護所の水準を一定程度示す一つの物差し（指標）を作ることができたと自負している。

特に検討会では自己評価の必要性が強調された。それは、子どもの権利を中心に自分の業務や取り組みを評価するもので、日頃の業務の振り返りに役に立つものと考えている。

■ 残された課題

今回は児童相談所一時保護所での第三者評価を想定して評価尺度を作成した。しかし現在でも委託一時保護は一時保護全体の 5 割程度あり、今後は一時保護専用施設や一時保護里親への移行が推奨されている。今回の評価尺度も、ある程度は使用可能と思われるが、その場合には、評価表全体の見直しや確認が必要であろう。

もう一つは評価機関である。児童相談所の一時保護所は全国で 120 か所程度であり、都道府県によっては 1 つしかない所も多く、地方では距離的な課題もある。しかし一時保護所の第三者評価を行うに当たっては、児童相談所経験者や弁護士など一時保護業務に理解がある評価者が望ましいと考える。また 3 年に 1 回の実施となると、事業としての採算も難しいかもしれない。そのため大都市圏を除けば、複数の都道府県をカバーするような評価機関の育成が望ましいかもしれない。

2. 坪井節子委員：一時保護における子どもの権利保障とは何か

本検討委員会の委員として、一時保護における子どもの第三者評価の評価基準を検討し、実際に一時保護所でのモデル事業に参加したことは、一時保護所と同じく、十代後半の子どもの緊急避難場所（子どもシェルター）を運営し、児童相談所からの一時保護委託を受託する立場にある者として、一時保護における子どもの権利保障とは何かを、今一度整理する機会となった。

弁護士が中心となって子どもシェルターを立ち上げた、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの理念は、子どもを真ん中にした、多機関連携による子どもの権利保障である。虐待等のために行き場を失い、今晚泊まる場所もないという危機にある子どもを、スタッフ、担当弁護士、医師、カウンセラー、児童福祉司、保護観察官等、多機関多様な役割を担う大人たちが、スクラムを組んで、短期間集中して、子どもを抱きしめ続け、子どもが人を信じ、人と共に生きるという方向へ命のベクトルを向けられるまで寄り添うという決意を表すものである。その理念の確立に至る過程では、シェルターに避難してくる子どもたちは、どのような権利を侵害されているのか、侵害された権利を回復するためには、何が必要なのかという問いを立て、現場での子どもとの出会いの中で、答えを探していくことが必須であった。

ティーンエイジャーであっても、食べていない、寝ていない、医者にかかっていないという、生命の維持すら危険な状況にある子どもが多いことに変わりはない。したがって、衣食住と医療の確保は、最低限の要求である。

その安心が得られた子どもたちから噴き出すのは、自分など生まれてこなければよかった、自分はひとりぼっちだという孤独感、死んでしまいたいという自己否定、自傷や希死念慮。大人に対する不信、そこから発する虚言、暴言、暴力、抑圧されてきた怒りの発露。傷つけられないという環境に慣れず、人との距離の取り方がわからない故の甘えや依存、幼児返りや試し行動。どうせ自分の人生に希望などない、大人が決めつけるだけだという諦めや反抗。不眠、不安、解離などの精神症状。

シェルターに避難してきた子どもは、そうやって噴き出してくる感情の渦の中にもがき、それを大人たちにぶつけてくる。一朝一夕に整理がつかずもなく、服薬をしたからといって収まるものでもない。幼い時から、ひとりの人間として大切にされず、必要な支えを得られず、心身に深い傷跡を残す虐待を受けてきた子どもたちは、生きる権利、成長発達する権利、親に育ててもらふ権利、虐待を受けない権利、医療を受ける権利、遊ぶ権利、学ぶ権利、休息する権利、プライバシーを守られる権利、意見をきちんと表明し聞いてもらふ権利など、国連子どもの権利条約に明記される重要な子どもの権利を数多侵害されてきたのである。一時保護所に保護される子どもの年齢は、もう少し低いために、症状の発現の仕方が鈍く、弱いとしても、その受けてきた傷の深さ、それゆえの混乱状態に変わりはないはずである。

カリヨンでは、そうした子どもたちの人権を保障するために、次の3本の柱を基軸とし、日々のあらゆる活動を通じて、この柱を子どもたちの中に立てていくことを活動の指針としている。

- 1) 生まれてきたよかったね。ありのままのあなたでいい。
- 2) ひとりぼっちじゃないんだよ。
- 3) あなたの道はあなたが選ぶ。あなたにしか選べない。

少人数の子どもに多数のおとなたち。シェルターという性質上、限られた中ではあるが、自由に生活時間を組み立てる日々、食事のリクエスト、共に囲む食卓、買い物や遊びの同行、個室の鍵の子ども自身による保管。ひとりひとりに選任される代弁者、コーディネーターとしての弁護士。必ず子ども自身が参加し、情報提供を受け、進路選択をするケース会議開催、子どもの選択を待つ時間の確保等々。傷つき果てた子どもの権利を回復するためには、これまで子どもが置かれていた状況とは、真逆の環境が必要なはずである。

もちろんそれでも、完璧に子どもの権利保障を実現することなどできるはずはなく、管理的であったり、大人主導であったりしてしまう局面は生まれてしまう。その都度、子どもが誰かに言葉で伝えるという、異議申し立てのできる風通しのよさが、不可欠である。それを許す土壌は、子どもの言葉を聞く耳をもち、大人たち相互に、また子どもと大人の間でも、対等な信頼関係を構築できる大人たちが育っていくことからしか生まれない。

多数の子どもたちを、少ない大人たちで保護しなければならない、現在の多くの一時保護所では、なかなか実現の難しいことかもしれない。しかし一時保護における子どもの権利擁護を重要なことと位置付け、そのために第三者評価を行うのであれば、一時保護所に保護される子どもの侵害されている権利は何か、その回復のためには何が必要かという視点から、現在の児童福祉のあり方を問い、見直すことから始めることが、迂遠のようでも、有意義なはずだと考える次第である。

3. 藤林武史委員：子ども目線・子ども視点での評価

■ はじめに

本検討委員会の委員に選んでいただき、それぞれの分野の第1人者である検討委員との間で1年間にわたり一時保護の評価のあり方について様々に議論を行ってきた。その中で、一時保護評価のあり方と評価を受ける意味の2点について深く気づくことがあった。本報告書には、その気づきが掲載されている。今後評価をする方や評価を受ける方の参考にしていただければ幸いである。

■ 子どもにとっての一時保護

一時保護は、子どもが福祉サービスや支援者に出逢う最初の貴重な機会である。一時保護となる子どもは、家族や学校、地域社会において孤立している場合が少なくなく、一時保護の体験によって、大人は信頼に足るのかどうかの感覚を、将来に渡って与える可能性がある。年間に何百人と一時保護を行っている職員にとっては何百人の1人ではあるけれども、子ども目線で考えると、大人になるまでの1回きりの重大な出来事である。

このことを肝に命じて、子どもにとって一時保護が行われる環境はどうあるべきかを、児童相談所職員も一時保護に従事する者（一時保護所職員、施設職員、里親）も、日々振り返る必要がある。子どもにとって、安心と安全を感じられる環境になっているのか、子どもの最善の利益が優先して考慮されているのか（サービス提供者の都合が優先されていないか）、子どもの意見が尊重されているのか、子ども一人ひとりのニーズに応じたケアがなされているのか、食事や余暇時間は子どもが楽しめる内容になっているのか、学習の保障は本当にできているのか、検討すべき項目は山のようにある。

■ 一時保護評価の必要性

一時保護環境（一時保護所、委託一時保護を行う施設、里親を含むため、以下、一時保護環境と略す）が、子どもにとって重大な影響を与える場であるからこそ、一時保護は子どもにとって本当にプラスの経験になるところでなければならない。そのような一時保護環境として、日々、ケアの質を高めていくためには子どもにとってどう映るのか、どう感じるのかといった、子ども目線子ども視点での評価が欠かせない。サービス提供者がどんなに良かれと思っても、子どもにとってマイナスの体験になっては意味がない。また、十分ケアができていないとサービス提供者が感じていたとしても、子どもにとってはとてもいい体験の場と映っていることもある。

子どもはマイナスの評価もすればプラスの評価もする。子どもの両方の評価を真摯に受け止め、一時保護という養育環境を、子どものニーズに応じた最適なケア環境として子どもに提供していくことが、児童福祉に携わる者の務めである。

■ 子ども目線・子ども視点

評価にあたっては、子どものアンケートを活用はするものの、実際に評価する者は弁護士であったり福祉関係者であったりする。将来的には、サービスを利用していた社会的養護経験者が含まれるべきとは思いますが、そのような人材の発掘や育成には今しばらく時間がかかるだろう。そうすると、当面の評価者は、サービスを体験したことがないものの、子ども目線や子ども視点で、一時保護を評価することが求められる。

子ども目線や子ども視点を評価者が身につけるためには、どのようにしたらよいのだろうか。そんなことを考えながら、筆者は一時保護される体験を試みてみた。筆者が所属する児童相談所の一時保護所において体験入所した。職員には、いつもどおりの対応をお願いした。夜遅くに一時保護された段階から、外部からの連絡が遮断され、持ち物も預けられ、私服も取り上げられてしまった。家族も友人もいない、知らない人ばかりに囲まれて過ごす

体験。その中で、職員からやさしく声かけられた。翌朝から、スケジュールに沿って、歯磨き、食事、読書、日課をこなした。その体験はとても新鮮であり、感じるところがたくさんあった。たった半日ではあったものの、少しだけはあるが、子どもを感じる、不安と孤独、安心と安堵を体感できた。

初めて保護された子どもが一時保護環境をどのように体験しているのかを、子ども目線・子ども視点でもって評価者は評価していく。そのためには、職員のヒアリングや書類を眺めても、子どもにとってどのようなケアが行われているかを伺い知ることはできない。評価者は、一時保護環境の中での子どもの日常的な風景や、職員のやり取りを観察する必要がある。子どもと評価者が対話することも重要だ。全然知らない評価者に対して、不安や緊張した面持ちなのか、柔らかい表情で話しかけてくるのか、そんなことも評価の一部になる。

■ 評価の成果

評価者と被評価者の対話が十分に行われ、「子どもたちはこんな風を感じている」という感覚を評価者と被評価者が共有できることは重要である。そして、真に子ども目線・子ども視点で行われた評価は、評価される者にとって、納得のいくものと映るだろう。また、納得のいくものでなければ意味がない。その意味で、評価者もまた評価される立場にある。

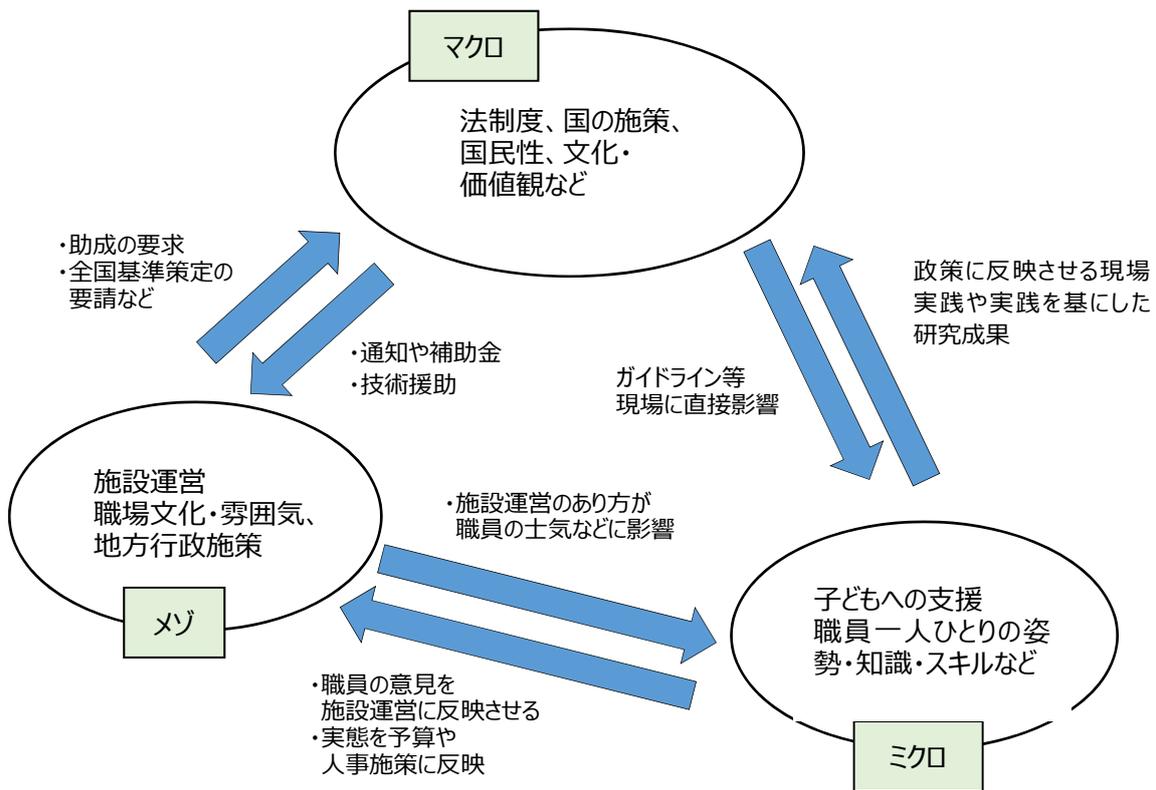
第三者評価とは、結局のところ、気づきの体験である。今まで薄々感じていたけれども、やっぱりそうかという体験、あるいは、そんな風に子どもは感じていたのかという体験。日常的に一時保護の業務を行っていても気づかない幾つものプラスとマイナスに気付かされる体験が評価の成果だと思う。そして、気付かされた体験は、次の一時保護環境を変革し、ケアの質を高めていく、原動力となる。

4. 茂木健司委員：第三者評価により子どものケアの質を高める政策実現へ

■ 職員のケアカ（ミクロ）、施設運営と地方行政（メゾ）、法制度、国の施策（マクロ）と第三者評価

児童相談所一時保護所の課題を考えると、ミクロ、メゾ、マクロの視点が大切だと思います。ミクロとは、職員一人ひとりの子どもへのかかわりの視点や具体的な行動としての関わり、それを保障する十分な知識です。メゾとは、職場の雰囲気や文化を含めた施設運営や地方行政の施策のことです。マクロとは児童福祉法を中心とした法制度や国の施策、さらに広くは国民性や国民全般が持っている価値観なども含みます。

子どもにとってよりよい支援を実現させていくためには、この3つの視点が欠かせません。ミクロ、メゾ、マクロは一般的には層あるいはレベルで考えられますが、私は、相互に関連するものと考えています。（図）



こうした構造の中で、一時保護所の質的向上が図られていくでしょう。

第三者評価は、こうした視点で一時保護所での子どもの権利擁護の仕組みとなっていきます。権利擁護していくために、職員一人ひとりの子どもへの支援や施設運営の評価、地方行政として行うべき事柄を提起していきます。評価は、課題の抽出だけでなく、外部の目であるからこそ見えてくる優れた実践を指摘することで、職員のエンパワメントが図られることになるでしょう。外部の目からの指摘は、地方行政の予算措置や人事に大きな影響をおよぼすことにつながる可能性もあります。実際、この間、第三者評価を取り入れた児童相談所の多くで、予算獲得が実現しています。こうして一時保護所の質的向上が図られ、子どもの権利が守られていきます。

社会的養護関係施設以外の社会福祉施設の第三者評価は、利用者が施設を選択する際に役立つ情報を提供するという目的が含まれますが、児童相談所一時保護所の第三者評価には、こうした目的は入りません。あくまで子どもの権利擁護を図り、施設の質的向上を中心とした目的として行われるところが、決定的に違う点です。

■ 第三者評価は監査ではない

第三者評価は監査ではありません。監査は、外部の人が公正な立場で根拠資料を分析したり、責任者の意見を聞いたりして法を遵守しているか、不正行為がないか、業務が正しく行われているかどうかをチェックすることです。一方、第三者評価は、評価者が外部の人である点や、資料を分析したり責任者の意見を聞いたりする点は外部監査と一緒ですが、その目的は子ども支援の質向上を具現化するための施設運営の質向上であり、支援の優れたところを含めた特徴と課題を明らかにしていくもので、不正のチェックを行うことではありません。明らかになった優位性や特徴は、職員一人ひとりの自信につながり、エンパワメントされ、意欲を生み出していきましょう。また、明らかになった課題については、その解決に向けての工程を策定することに寄与することになり、人事や予算などの現場の要請に応えられなかった地方行政の改善につながる可能性が強くなります。

第三者評価を受けるには、まず、職員一人ひとりが自己評価を行う必要があります。一定の負担感があるかもしれない。しかし、自己評価は職員一人ひとりが自分の行ってきた業務を振り返ることのできるまたとない機会です。

職員一人ひとりが第三者評価の意義を十分に理解し、施設の質の改善の先頭に立ちましょう。

■ やってはいけないこと、やらなければならないこと、やれるとよいこと

一時保護所には様々なことが求められています。例えば、児童福祉法に「被措置児童等虐待」禁止規定があります。一時保護所も従わなければならないとされる施設の最低基準の遵守などです。こうしたことが守られているかどうか、「やってはいけないこと」、「やらなければならないこと」が守られているかどうかを外部チェックするのが、監査だと思います。

一方、第三者評価は、支援の質の向上や子どもの権利をより確実に守れていくことを目指した外部「評価」です。いわば、「やれるとよいこと」を評価機関と現場の共同作業で見つけ出し、そのプロセスをともに考えていくものと言えます。ここが監査と第三者評価の大きな違いではないでしょうか。

第三者評価受審にあたって、評価機関としてこのことを十分に協議し、共通の認識に立つことが必要でしょう。第三者評価機関が「監査」のような評価しかなかったら、あらためて、第三者評価機関と一時保護所現場が目的のすりあわせを十分に行うことが必要だと思います。それでも監査とかわらない評価であれば、次からは評価事業者を変更してもよいと思います。

■ さいごに

児童福祉施設の第三評価基準は、3年に一度見直すことが求められています。本報告書で提案した内容や方法も完璧ではないでしょう。今後、一時保護所現場や調査研究機関（者）の共同作業により、子どもの支援の質を高める第三者評価のあり方を追求していくことが求められると思います。

5. 和田一郎委員：一時保護所 第三者評価を政策推進に活用するために

■ 第三者評価がなぜ必要なのか

誰のための評価か？それは入所している（入所していた）子どもたちのために評価を行うことです。

児相設置自治体で策定される都道府県社会的養育計画(以下、「計画」)の策定項目には、「(2)当事者である子どもの権利擁護の取り組みとして、第三者による適切な支援により、適切な意見表明ができる取り組み」とあります。これまで、いくつかの自治体は、自ら行う一時保護所の評価(以下、「自己評価」、外部に依頼する場合は「外部評価」)をしてきました。今回のような第三者評価と何が異なるのでしょうか。

■ 自治体で行う自己評価や外部評価は実態を反映しているか？

いくつかの自治体は、入所中または退所時に、子どもたちに①利用者アンケートをしています。一方、筆者は一時保護所（委託を含める）を利用した子ども達(おおむね退所後 3 か月以内)に対して、②ユーザー調査をしています。

ほぼ同様の質問で比較したところ、ある自治体で①、②の満足度の割合が大幅に異なっていました。さらに、②による全国の一時保護所では満足度が最低ランクの自治体であっても、①による評価は非常に高いなど、客観性に疑義があるところが示唆されます。また、そのような自治体の一時保護所を経験した児童からの意見では、

「男女は話してはいけない、視線を合わせたらいけない、そうしたら罰則」

「休憩時間は、学習室の椅子に座ることしか許されず、ゆっくりできない。女子のいる方向に顔を向けたら罰則」

このような管理的な運営をしている一時保護所が示唆され、

「職員ではなさそうなスーツの大人が来る時だけ、男女が話せる」

「偉いような人が来るまえに、このようなことを言いなさいと言われる」

のような、外部評価の対策をしている保護所があることも想定せざるを得ません。

このような子どもの意見を尊重すると、子どもの権利擁護や参画に対しては非参画（あやつり・お飾り・形式的参画）に該当している可能性があり、それは政策推進の根拠になりえません。

よって計画にあるように、第三者による適切な支援、それは独立型で子どもたちのアドボケイトをおこなえる評価が必要となってくるのです。

■ 実施にあたってのポイント

評価を行うにあたっては、特に他分野の同様な評価が参考になります。評価対象自治体やその関連団体から研究費等の利益相反がないか等です。昨今の虐待事例を見ましても、財政力豊かで発言力のある自治体は、自らの失敗や責任を回避させ他の自治体等の責任にしてしまうほどの力があります。それら政策闘争には子どもの視点や子どもの意見が取り入れられておりません。誰のための第三者評価か。それは子どものためであることを念頭に、評価機関や評価者の厳しい選別がこれから必要になってきます。

次に、評価者は自由に子どもたちの意見を聞き取れることです。今回の第三者評価では、職員のいない所でも、いつでも、自由に子どもに話すことが出来ました。また、子どもへのアンケートも介入が出来ないようなシステムで行いました。その結果、②における満足度よりも厳しく低い自治体もありましたが、子どもから率直な意見、言わされ

る意見を回避するためにも、このようなシステムは有効と思われる。

■ 評価を活用するために～都道府県社会的養育計画をふまえて～

客観的な評価をすると、一時保護所の改善点が明らかになるとともに、原因の多くが、予算不足（人員や建物等も含む）に集約されていくと考えられます。

ところで、数年後には一時保護される児童数が約 3.4 倍になると予測されます。いくつかの自治体のニーズ調査では、おおよそ現在の保護所の入所率が 50%を上回っているところは、計画策定に新規児相設置を盛り込む自治体がすべてです。児童福祉司が 5000 人になっても、その後の一時保護のリソースが十分でない限り、「保護所がいっぱいで保護できない」ということが想定されます。あと数年でそれを解消しなければなりません。客観的な評価による第三者評価は、一時保護所にとっても政策にとっても厳しいものになるかもしれません。しかしそれを活用して、各自治体にあった十分な「一時保護のニーズ」を予測し、計画策定に反映させることが重要です。

■ 「逆トライージ」に対応できる一時保護へ

医療はトライージがあり、特に災害時では現時点での医療リソースを考え、患者の優先度を選別します。しかし児童福祉においては、「逆トライージ」と定義しますが、緊急度・重症度が高い子どもから保護され、リソースが少ないから保護できないということはあってはなりません。そのためには十分な一時保護のリソースが必要です。入所率という視点から見ても、入所率が高い一時保護所はユーザー評価が低く職員の疲弊も見受けられます。今後は、保護所も定員を超える子どもを保護せざるを得ず管理的な方向性が想定されます。よって、客観的な第三者評価を行い、しっかりと分析して対応をする必要があります。どうか第三者評価が広く広まり、より良い一時保護政策となり、結果として子どもたちの福祉が向上することを切に願います。

第IX章 一時保護の第三者評価導入及び一時保護の質の向上に向けて

1. 第三者評価の導入に向けて

■ 第三者評価の目的・意義に関する理解促進

本調査研究におけるアンケート調査において、「第三者評価を実施していない理由」として、「他所と比べられることに抵抗感がある」「評価が低い項目について保護所だけでは解決できない事項もある」などの意見があげられた。

福祉サービスの第三者評価では、「利用者がそのサービスを選択する際に役立つ情報を提供すること」も目的の1つではあるが、一時保護においてはその役割・機能の特性上、同目的で実施するものではない。一時保護の第三者評価は、「子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組み」の1つであり、一時保護の質の向上のための取組みとしての活用を期待するものである。本調査研究で作成した手引き（案）の中でも、冒頭にその旨を記載しているが、改めて第三者評価の必要性を伝えていくことが重要であると考えられ、国立武蔵野学院で実施されている研修等において、一時保護における第三者評価の目的や評価基準の考え方等に関するプログラムの実施が望まれる。

また、受審する一時保護所や児童相談所は行政機関であるため、第三者評価の結果によっては、自治体としての施策の見直し等が求められる可能性があるが、それは一時保護の適正な質を確保するために必要な課題として捉えるべき事項である。第三者評価を受けることの重要性を自治体組織として認識し、その結果を組織として受け止め、改善に向けた取組みが進められることが期待される。

なお、第三者評価の結果は公表されることが一般的ではあるが、評価結果の取扱いによっては、その保護所に保護されることへの抵抗感などにつながる可能性も懸念されるため、公表の範囲や内容については留意が必要である。

■ 評価機関の質の確保・向上

本調査研究におけるアンケート調査において、「正當に評価がされるのか」「第三者評価はできていないことを指摘されるもの」という意見があげられており、そのような誤解・イメージを払拭するためにも、第三者評価を行う評価機関の質の確保が重要であるといえる。

評価機関には一時保護に対する理解はもちろん、課題等を共感する姿勢、具体的な改善に向けた事例紹介等の提案、課題の内容によっては自治体や国への提案要望等につなげていくことを意識した評価の実施など、第三者評価を受ける一時保護所等にとっても得るものがあることが重要である。本手引き（案）では、導入部の「7. 第三者評価を行う機関・団体の皆様へ」として評価における留意事項として整理しているが、第三者評価基準に関する解説とあわせて、第三者評価における基本的な考え方等について研修を実施するなど、評価機関に対する学ぶ機会の提供が求められる。

なお、第三者評価をより効果的に活用するためには、以下の者を含めた評価体制が必要であると考えられる。

- 一時保護を理解している者
 - 一時保護所でのケアや運営経験のある者、あるいは、児童福祉司や児童心理司、保健師、医師として関与した経験のある者
- 権利擁護の専門家

弁護士、または権利擁護の研究者

○ サービス利用経験者

保護された経験のある者など、ケアを受ける当事者としての視点からの評価が可能な者

○ 第三者評価の経験者

社会的養護施設等を含む、第三者評価の経験を有する者

また、評価機関の質の確保を目的として評価機関を評価する仕組みの導入も 1 つの方法として考えられる。

■ 第三者評価基準に関する PDCA

本第三者評価基準（案）は、「一時保護のガイドライン」やすでに第三者評価を実施する自治体の評価項目を参考に作成し、アンケートやモデル事業を通じて評価項目等の精査を繰り返し行ったものではあるが、実際に様々な一時保護所等において第三者評価を実施する中で、追加すべき判断基準や評価の視点・ポイント、または評価における留意点が出てくると推察される。また、一時保護における新たな課題等が発生した場合には、その改善や予防のために必要な視点の追加・見直しが必要となる。

第三者評価基準について、定期的な見直しや修正等を行い、内容を更新していく仕組みが求められる。

2. 一時保護の質の向上に向けて

■ 自己評価・第三者評価の早期導入ならびに定期的な実施

第三者評価の導入が難しい理由として、自己評価の実施や書類の準備等、受審する側にも時間的な負担が大きいとの意見があった。しかし、一時保護の質を維持・確保するためには、一時保護に関する組織的な取り組みや、各職員の対応等がこれよりよいかを振り返る機会が必要である。

まずは、自己研鑽の取組みの 1 つとして自己評価の活用を期待する。また、第三者の立場から客観的な視点で評価を受けることは、課題の把握、改善の必要性を確認する機会であるとともに、自らの取組みを「認めてもらう」機会ともなり、不安感の払拭やモチベーションの向上にもつながるものである。一時保護の質の維持・向上に向けた取組みのきっかけとして、早期の自己評価・第三者評価の実施が望まれる。

なお、自己評価は年 1 回、第三者評価は 3 年に 1 回程度の頻度で定期的に行い、前回評価からの改善点の確認等が行える仕組みとすることが重要である。

■ 子どもの目線で確認する機会の確保

子ども会議やホームルーム、交換日記など、日常的な取組みとして、子どもの意見等を把握する仕組みをもつ一時保護所においても、子どもへのアンケートなどにより、定期的に子どもの目線から一時保護所の状況について確認し、振り返りを行う機会をもつことが重要である。第三者評価実施時のみならず子どもの在所日数に応じた定期的な実施、または保護解除時にアンケートを行う、児童福祉司などの一時保護所の職員以外が聴き取りを行うなどの取組みが行われることが期待される。

■ 一時保護所間での情報共有の仕組み・機会の確保

本調査研究で、多くの一時保護所から「他の一時保護所がどうしているのかが分からない」という意見が挙げら

れた。他所の情報がないことが、「自分たちのやり方が正しいのかどうかを確認できない」といった職員の不安や、取組みが硬直化する要因の1つとなっていると考えられる。

他所における取組み事例を教えてほしい、という要望を踏まえ、本調査研究で把握した取組み事例を、「取組み事例集」として本手引き（案）に掲載したが、これはごく一部である。本調査研究で把握できなかった取組み事例はたくさんあるはずであり、それらを共有する仕組みや機会の確保が期待されている。第三者評価を通じた事例共有や、第三者評価基準の定期的な見直し時の事例の追加、圏域単位又は国全体での定期的な研修会の実施等が求められる。

なお、本調査研究を通じ、地域や規模により、一時保護されている子どもの特徴が大きく異なることが改めて確認できた。子どもの特徴により、一時保護所内での様々な制約や配慮が必要な事項に違いが出てくるため、他所の事例等を参考にするには、同じような状況の一時保護所であるかも重要であると思われる。また、他の一時保護所の子どもの特徴が分かれば、対応に苦慮した場合などに問い合わせ等もしやすくなると考えられる。各一時保護所の子どもの入所理由別の内訳や、無断外出の発生状況など、その一時保護所の状況が分かるような情報が一時保護所間で確認できる環境の整備が期待される。

■ 一時保護所としての適正な職員体制の検討

自己評価や第三者評価の実施における課題として、「職員の負担が大きい」「時間の確保が難しい」といった意見が多くあげられた。また、モデル事業においては「やらなくては、やりたいという想いがあってもその時間がとれない」という、職員体制の影響が大きい評価項目に関する改善の難しさの指摘があった。

一時保護所における職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準と同等以上とすることが望ましいとされている。しかし一時保護所は、短期間で子どもが入れ替わる施設であり、相当の配慮が必要な子どもを含め様々な状況の子どもが生活していることや、緊急的な保護が必要な子どもについて十分な情報収集やアセスメント等ができないケースも多いなど、職員にはそういった状況に適切に対応するための資質と高い専門性が求められることから、児童養護施設と同基準での職員配置では厳しいのが現状である。職員体制のあり方、また職員数だけでなく、看護師や保育士などの専門職の配置についての検討が必要である。

■ 専用施設や一時保護委託に関する第三者評価の検討

本調査研究で作成した第三者評価基準（案）は、一時保護所を対象として作成したものであるが、今後は、一時保護専用施設ならびに里親家庭や社会的養護施設等への一時保護委託における第三者評価についても検討が必要である。一時保護所における第三者評価基準をもとに、各々の特性等を踏まえた評価項目の見直し、評価の実施方法の検討が求められる。

3. おわりに — 一時保護における子どもの権利擁護とは —

一時保護において、「子どもの権利擁護」が何よりも求められるのはなぜか。それは、一時保護を必要とする子どもたちは、健やかに成長発達する、親から守られる・養育される、虐待をされないなど、子どもたちがあたりまえにもつ権利を侵害された被害者であるからである。

保護される子どもたちの多くは、3つの特徴をもっている。1つ目は、激しい自己否定、喪失感を持ち、「生まれ

てきてよかった」と思っていない、「承認欲求」が満たされていないこと。2つ目は、自分に寄り添ってくれる人がいない、ひとりぼっちといった、「所属欲求」が満たされずに孤独感を感じていること。3つ目は、自分の人生は自分で決められない、選べないと思っており、生きることをあきらめてしまっていることである。

だからこそ、保護所においては、「生まれてきてよかった」と感じられるメッセージを言葉と行動でしっかりと伝えること、また、子どもにとって「共に生きてくれる人がいる」と思ってもらえる、一緒に泣き、一緒に笑える存在として寄り添うことを最も大切にしなくてはならない。そして子どもが「自分で選ぶ・決める」機会をつくりながら、「あなたの人生はあなたが選ぶもの・決めるもの」であると伝え続けることが必要である。保護所は、子どもの人生の再スタートを精一杯サポートするという重要な役割を担っていることを常に意識しておく必要がある。

そのためには、常に子どもの気持ちを聴かなくてはならない。子どもが何を被害と感じているのか、何を求めているのか、何を聴いてほしい、何をわかってもらいたいと思っているのか、とことん子どもの気持ちに寄り添う必要がある。寄り添ってもらえることは子どもにとって嬉しい、安心することでもあるからである。子どもの権利としての意見表明権を保障するとは、そういうことである。

子どものアドボケイト、代弁者を必要とする理由もここにある。子どもたちが何を求めているかを知り、それを実現していくことが、子どもの権利保障の基盤なのである。アドボケイトの意義は、生活改善のための意見を意見箱や子ども会議で聞き取ることにとどまるのではなく、侵害されてきた子どもの権利の回復をはかるためにあると位置づけられるべきである。自分自身の状況を理解できず、説明できず、また自分の希望を表現することが困難な状況にある、一時保護所に入所した子どもには、その意見表明と選択をサポートするために、一人ひとりに代弁者を選任するほどの高い必要性があることが、理解され、検討されなければならない。

一時保護所において、まず守られるべきは、安心安全な衣食住が確保され、必要な医療を受けられることである。しかし、一時保護所は、社会的養護の入り口として、虐待等の人権侵害の中でしか育ってこなかった子どもたちが、そうではない社会を知る最初の機会である。そこが規則やルールに縛られ、監視され、処遇が決められるのを待つだけという環境では、子どもの心は救われず、人を信用しよう、自分を大切にしようとは思わない。一時保護所は、子どもに「人として生きる、このような世界があるのだ」と良いショックを与える場所、そのぐらい高度に子どもの権利が守られる場所であるべきである。

一時保護における第三者評価が、子どもの権利擁護という視点で行われなくてはいけない理由は何か。常にそれを意識して第三者評価が実施されることを強く望む。

資料編

一時保護された子どもの権利擁護に関するアンケート調査

貴児童相談所名			
電話番号		Eメール アドレス	
ご回答者の お名前		ご回答者の 役職・職種	

Ⅰ. 貴児童相談所における一時保護の概要についてお伺いします

問1 平成29年度における貴児童相談所での一時保護件数についてお教えてください。
 ※差支えなければ福祉行政報告例第47表のコピーを添付ください。
 (その場合は記載いただく必要はありません)

所内保護分

		受 付 (29年度内)			
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
養護	児童虐待				
	その他				
障害					
非行					
育成					
保健・その他					
計					

委託先

		委 託 (29年度内)			
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
養護	児童虐待				
	その他				
障害					
非行					
育成					
保健・その他					
計					

(2) 平成29年度に、一時保護委託をした学齢児の中で、通園・通学できた子どもの年齢、性別、委託先、できた理由、一時保護日数について、お答えください（欄が足りない場合は、追加してください）。

○個別事例

No.	年齢 (数字を 記入)	性別 (ひとつ に○)	委託先 (すべてに○) ※選択肢は下記参照	通園・通学できた理由	一時保護日数 (数字を記入)
1	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
2	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
3	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
4	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
5	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
6	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
7	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
8	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
9	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日
10	歳	男・女	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ ()		日

(委託先：選択肢)

- ア. 警察
- イ. 児童養護施設
- ウ. 乳児院
- エ. 児童自立支援施設
- オ. 児童心理治療施設
- カ. 障害児関係施設
- キ. その他施設
- ク. 里親
- ケ. 医療機関
- コ. 民間団体 (NPO 法人等)
- サ. その他 (具体的に：)

問6 今後、一時保護所内で、子どもがよりよい教育を受けられるようにするために、必要なことや支援すべきことについて、ご意見等ありましたら自由にご記入ください。

(例：映像授業の導入、タブレットの設置、ICTの活用、Skype等での学校との面談 など)

III. 子どもの権利擁護の取組みについてお伺いします

問7 子どもの権利擁護を図る1つの方法として、本研究事業調査においては、第三者評価機関による評価の仕組みを検討しており、第三者評価機関の有無について、把握させていただきたいと考えております。

貴児童相談所において、これまでに第三者評価機関による評価を実施した場合（今年度行う予定も含む）は実際の委託先を、行っていない場合は想定される委託先があればお答えください。（あてはまる番号1つに○）

1. 一時保護所は、第三者評価機関による評価を実施している
⇒(評価委託先：)
 2. 第三者評価機関として、想定される先がある
⇒(想定先：)
 3. 第三者評価機関として、想定される先はない

問8 貴児童相談所で、一時保護された子どもの権利擁護のために、工夫されていることがあれば、お教えください。

(例：子どもの権利擁護に関するマニュアルの作成、合同研修の呼びかけなど) ★

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

一時保護された子どもの権利擁護に関するアンケート調査

貴一時保護所名			
電話番号		Eメール アドレス	
ご回答者の お名前		ご回答者の 役職・職種	

I. 貴一時保護所の概要についてお伺いします

問1 貴一時保護所の定員についてお答えください。(数字を記入)

人

問2 平成 29 年度の平均在所日数についてお答えください。(数字を記入) (小数点第 1 位まで)

※平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

. 日

問3 平成 29 年度中に退所した児童数についてお答えください。(数字を記入)

人

II. 子どもに対する説明についてお伺いします

問4 子どもが一時保護所に入所する際、一時保護の理由や目的について、どのように説明していますか。また、工夫していることがあれば、お教えてください。(例：幼児にも分かるような表現や絵などを用いて説明している など) ★

--

問5 一時保護所の生活の説明や、生活の中での子どもの権利 (自由に意見が言えること、教育が受けられることなど) について、どのように子どもに説明していますか。また、工夫していることがあれば、お教えてください。(例：イラストなどを用いた冊子を使って説明している など) ★

--

問6 子どもの一時的保護解除にあたって、子どもの不安を解消するために、どのような説明・対応を行っていますか。(例：相談先・SOS の出し方を伝える、受入施設へ一緒に見学に行く など)

--

Ⅲ. 子どもから意見や要望・苦情等を把握する仕組みについてお伺いします

問7 貴一時保護所内での生活における、子どもからの苦情や意見をどのように把握していますか。

(1) 児童へのアンケートについて

① 実施について（あてはまる番号1つに○）★

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 定期的実施している | 3. 実施していない |
| 2. 不定期に実施している | |

② ①で「1. 定期的実施している」と回答した方にお伺いします。アンケートはいつ行っていますか。（あてはまる番号1つに○）

- | | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 毎年同じ時期（具体的に： ） | 3. 第三者評価等を行う時 |
| 2. 子どもの退所時 | 4. その他（ ） |

③ ①で「2. 不定期に実施している」と回答した方にお伺いします。これまでアンケートはどのようなタイミングで行いましたか。

--

④ ①で「1. 定期的実施している」、「2. 不定期に実施している」と回答した方にお伺いします。アンケートの対象についてお答えください。（あてはまる番号1つに○）

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| 1. 在所しているすべての子ども | 3. その他（ ） |
| 2. 学齢児（小学生以上） | |

⑤ ①で「1. 定期的実施している」、「2. 不定期に実施している」と回答した方にお伺いします。アンケートの結果を踏まえて、対応した事例があれば、具体的にお教えください。

--

(2) 意見箱について

① 設置について（あてはまる番号1つに○）

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 設置している | 2. 設置していない |
|-----------|------------|

② ①で「1. 設置している」と回答した方にお伺いします。平成29年度、意見箱に入れられた意見の数についてお答えください。また、意見を出しやすくしてもらうための工夫、意見に対する具体的な対応事例があれば、お教えください。

意見の数	() 件
意見を出しやすくなるための工夫	
具体的な対応事例	

(3) 子どもによる会議について

① 実施について（あてはまる番号1つに○）

1. 実施している	2. 実施していない
-----------	------------

② ①で「1. 実施している」と回答した方にお伺いします。子どもによる会議はどのように運営していますか。★

昨年度の 会議のテーマ・内容	
子ども会議への参加 の呼びかけ方	
参加者・ 参加者の選び方	
会議のルール・ 進め方	
テーマの決め方	
開催時期・頻度	
意見への対応方法	

③ ①で「1. 実施している」と回答した方にお伺いします。子ども会議を実施してよかったことについて、お教えてください。

--

(4) (1)～(3)以外で、子どもの意見表明について工夫していることがあれば、お教えてください。

--

問8 子どもが、弁護士などのアドボケイト（代弁・擁護者）を利用できる仕組みはありますか。ある場合は、平成29年度にアドボケイトが貴一時保護所を訪れた回数もお答えください。（あてはまる番号1つに○）

1. ある ⇒ 訪問回数（ ）回
2. ない

IV. 子どもの学習権の保障についてお伺いします

問9 平成29年度に、一時保護所内の学齢児で、通園・通学できた子どもの人数をお答えください。また、通園・通学できた子どもの年齢、性別、相談種別、できた理由、一時保護日数について、お答えください（欄が足りない場合は、追加してください）。

○平成29年度に在所した学齢児の人数、通園・通学できた子どもの人数

在所人数（学齢児）	うち通園・通学できた子どもの人数
人	人

○個別事例

No.	年齢 (数字を 記入)	性別 (ひとつに ○)	相談種別 (すべてに○)	通園・通学できた理由	一時保護日数 (数字を記入)
1	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
2	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
3	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
4	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
5	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
6	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
7	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
8	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
9	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日
10	歳	男・女	ア 児童虐待 ウ 障害 オ 育成 イ 養護（その他） エ 非行 カ 保健・その他		日

問10 平成29年度に、保護者が子どもを奪還するおそれがあり、通園・通学できなかった学齢児はいましたか。いた場合は、その人数をお答えください。（あてはまる番号1つに○）

1. いた ⇒ _____人
2. いない

問11 貴一時保護所で、通園・通学させる際の判断基準などがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 通園・通学先が、往復1時間程度の場所にある
2. 通園・通学の際に使えるお金を持っている
3. 通園・通学先に危険物を持ち込むおそれがない
4. 通園・通学時に、逃亡するおそれがない
5. 所内での行動観察を必要としない
6. その他(具体的に: _____)

問12 一時保護所内での学習についてお伺いします。

(1) 学習時間に主に使用している部屋について(あてはまる番号1つに○)

1. 学習専用の部屋	3. 居室
2. 食堂等、他の目的と兼用の大部屋	4. その他(具体的に: _____)

(2) 一時保護所内の学習時間以外(夜など)にも、子どもが勉強したい場合、どこでどのように対応していますか。

--

(3) 学習指導を行う人について

① 教育委員会から派遣された現役教員はいますか。いる場合は、職種と人数もお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. いる ⇒ 児童指導員 _____人・学習指導員 _____人・その他(具体的に: _____) _____人
2. いない

② 学習指導を主たる業務として行う職員(学習指導員)はいますか(教育委員会から派遣された現任教員も含めてお答えください)(あてはまる番号1つに○)

1. いる ⇒ 常勤()人・非常勤()人
2. いない

③ ②で「1. いる」と回答した方にお伺いします。学習指導員の資格についてお教え下さい。また、非常勤の場合は、1週間の勤務日数もお答えください。

常勤職員	No.	現役職員に○	保有する教諭免許(あてはまるものに○ ※中・高の場合は、()内に教科名)	
	1		小学校・中学校()・高校()・なし	
	2		小学校・中学校()・高校()・なし	
	3		小学校・中学校()・高校()・なし	
非常勤職員	No.	現役職員に○	保有する教諭免許(あてはまるものに○ ※中・高の場合は()内に教科名)	勤務日数
	1		小学校・中学校()・高校()・なし	日/週
	2		小学校・中学校()・高校()・なし	日/週
	3		小学校・中学校()・高校()・なし	日/週

④ 学習指導員以外に、勉強を教える人はいますか。また、いる場合はそれぞれの人数をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

- | |
|---|
| 1. いる ⇒児童指導員 ____人・保育士 ____人
ボランティア ____人・その他(具体的に: _____) ____人 |
| 2. いない |

(4) 学習内容の決定 (あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1. 子どもの希望に合わせる | 4. 児童相談所や一時保護所で学力検査等を実施して決定する |
| 2. 在籍校の担任等の指示に従う | 5. 子どもの受験・進路希望に合わせる |
| 3. 子どもの学力をみながら決定する | 6. その他(具体的に: _____) |

(5) 使用している教材 (あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 市販の参考書、ドリル等 | 3. オンライン教材(スタディサプリ など) |
| 2. 学校の教科書 | 4. その他(具体的に: _____) |

(6) 通学できない子どもが学業に遅れをとらないよう、配慮・工夫していることがあれば、お教え下さい。
(例: 学習塾等に委託し講師を派遣してもらっている、併設施設内に適応指導教室等の学習教室がありそこに通っている、分教室がある など)

--

(7) 子どもの状況(障害、不登校など)に合わせた指導方法で工夫していることがあれば、お教え下さい。

--

(8) 一時保護ガイドラインには、「在籍校と緊密な連携を図るように」とありますが、学校とどのように情報共有を行っていますか。(タイミング、共有する内容など)

--

(9) 今後、一時保護所内で、子どもがよりよい教育を受けられるようにするために、必要なことや支援してほしいことについて、ご意見等ありましたら自由にご記入ください。

(例：映像授業の導入、タブレットの設置、ICTの活用、Skype等での学校との面談 など)

V. 特別な配慮を必要とする子どもへの対応についてお伺いします

問13 文化、慣習、宗教等が異なる子どもへの対応についてお伺いします。

(1) 対応について (あてはまる番号1つに○)

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 受入れた経験があり、対応を行った | 3. 受入れることは難しい |
| 2. 受入れたことはあるが、対応はできなかった | 4. 受入れたことはないが、対応の準備はできている |

(2) (1)で「1. 受入れた経験があり、対応を行った」、「4. 受入れたことはないが、対応の準備はできている」と回答した方にお伺いします。具体的にどのような準備、対応を行っていますか。

問14 LGBT等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもへの対応についてお伺いします。

(1) 対応について (あてはまる番号1つに○)

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 受入れた経験があり、対応を行った | 3. 受入れることは難しい |
| 2. 受入れたことはあるが、対応はできなかった | 4. 受入れたことはないが、対応の準備はできている |

(2) (1)で「1. 受入れた経験があり、対応を行った」、「4. 受入れたことはないが、対応の準備はできている」と回答した方にお伺いします。具体的にどのような準備、対応を行っていますか。

問15 妊娠している子どもへの対応についてお伺いします。

(1) 対応について（あてはまる番号1つに○）

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 受入れた経験があり、対応を行った | 3. 受入れることは難しい |
| 2. 受入れたことはあるが、対応はできなかった | 4. 受入れたことはないが、対応の準備はできている |

(2) (1)で「1. 受入れた経験があり、対応を行った」、「4. 受入れたことはないが、対応の準備はできている」と回答した方にお伺いします。具体的にどのような準備、対応を行っていますか。

VI. 子どもの権利擁護に関する職員の研修・取組み等についてお伺いします

問16 子どもの権利擁護についての職員の対応について工夫していることがあれば、お教えてください。

（例：独自マニュアルの作成、研修の実施（内容・頻度など）など）★

問17 都道府県内（または政令市・中核市内）で、合同研修や事例検討会など、子どもの権利擁護に関して学ぶ機会がありますか。また、今後行ってほしい研修などがあれば、お教えてください。

問18 一時保護された子どもの権利保障について、ご意見等がありましたら自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

「一時保護所における第三者評価の手引き(案)」に関するアンケート調査

貴一時保護所名			
電話番号		Eメール アドレス	
ご回答者の お名前		ご回答者の 役職・職種	

1. 自己評価・第三者評価の実施状況についてお伺いします

問1 貴一時保護所において自己評価を実施していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 実施している (今年度中含む)
2. 実施していないが、今後実施予定 (年 月より)
3. 実施していない

問2 問1で、「1.実施している」とお答えした方にお伺いします。自己評価はどのように行っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 各職員で自己評価を行った後、チーム(ケア単位・職種別等)で集約し、最後に施設全体でとりまとめている
2. チームごとに評価者を決め、選ばれた評価者が自己評価を行った後、施設全体でとりまとめている
3. 施設長が自己評価を行っている
4. その他 ()

※もし可能であれば、自己評価の際に使用されている評価項目をご提供ください。

問3 問1で、「1.実施している」とお答えした方にお伺いします。自己評価を行って、良かったこと、課題に感じていることがあれば、お教えてください。

よかったこと	
課題に感じていること	

問4 貴一時保護所において、第三者評価は実施していますか (あてはまる番号1つに○)

1. 実施している (今年度中含む)
2. 実施していないが、今後実施予定 (年 月より)
3. 実施していない

問5 問4で、「1.実施している」または「2.実施していないが、今後実施予定」とお答えした方にお伺いします。第三者評価の評価者は誰が行っていますか(行う予定ですか) (あてはまる番号1つに○)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 自治体の審議会委員 | 3. 外部評価機関 |
| 2. 1以外の有識者 | 4. その他(具体的に:) |

問6 問5で、「3. 外部評価機関」とお答えした方にお伺いします。これまでに委託した外部評価機関名（実施予定も含む）をお答えください。

第三者評価実施年	外部評価機関名

問7 問4で、「1. 実施している」とお答えした方にお伺いします。第三者評価を行って、良かったこと、課題に感じていることがあれば、お教えてください。

よかったこと	
課題に感じていること	

問8 問4で、「3. 実施していない」とお答えした方にお伺いします。第三者評価を行っていない理由についてお答えください。また、どのような支援があれば、第三者評価を行うことが可能か、ご意見をご記入下さい。

--

問9 問1で、「1. 実施している」または問4で、「1. 実施している」とお答えした方にお伺いします。子どもからの意見について、誰を対象にどのようにして把握していますか。

(1) 意見把握の方法（あてはまる番号すべてに○）

1. アンケートを実施している 2. ヒアリングを実施している 3. その他（ ）

(2) 対象者（あてはまる番号1つに○）

1. 在所しているすべての子ども 2. 学齢児（小学生以上） 3. その他（ ）
--

※下記を回答するにあたっては、同封の「一時保護所における第三者評価の手引き(案)」をご覧ください。
の上、お答えください。

II. 第三者評価基準(案)についてお伺いします

※「一時保護所における第三者評価の手引き(案)」の『評価項目』で、自己評価および第三者評価を行う際の、評価する基準を記載しています。

問10 「評価項目」の中で、追加、修正、削除した方がよい項目があれば、具体的にお教えてください。
(欄が足りない場合は、追加してください)

評価項目番号	追加、修正、削除等のご意見

問11 「判断基準」、「評価の視点・ポイント」の中で、追加、修正、削除した方がよい項目があれば、具体的にお教えてください。(欄が足りない場合は、追加してください)

判断基準番号	追加、修正、削除等のご意見

問12 第三者評価基準(案)全体を通して、ご意見がありましたら、お教えてください。

--

III. 自己評価・第三者評価の方法についてお伺いします

※「一時保護所における第三者評価の手引き(案)」の『評価のつけ方』、『自己評価及び第三者評価の実施方法』をご覧ください。

問13 自己評価を行う上で、気になること、改善してほしいことがあれば、お教えてください。

--

問14 第三者評価を行う上で、気になること、改善してほしいことがあれば、お教えてください。

--

※「一時保護所における第三者評価の手引き（案）」の、実際に評価する際に使用する、『記載いただく評価シート』をご覧ください。

問15 評価シートを記載するにあたって、分かりにくい点、書きにくい点があれば、お教えてください。

IV. 一時保護所における第三者評価の手引き(案)全体について

問16 「一時保護所における第三者評価の手引き（案）」全体の中で、分かりにくかった点、気になった点がございましたら、お教えてください。

問17 「一時保護所における第三者評価の手引き（案）」全体の中に、追加してほしい内容がございましたら、お教えてください。

問18 問 16、問 17 以外で、「一時保護所における第三者評価の手引き（案）」を活用して、第三者評価を実施する場合に、課題となることがあれば、お教えてください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

※FAXでご返信頂く場合は、06-7637-1479（三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）にお送りください。

一時保護の第三者評価に関する研究

報告書

平成 31 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

住所：大阪市北区梅田 2-5-25

電話：06-7637-1460
